

平成 25 年 3 月

酒 の し お り

国税庁課税部酒税課

この冊子は、国税庁のホームページ
「お酒に関する情報」のコーナーでご覧いただけます。
URL <http://www.nta.go.jp/>

酒税等に関する御質問は最寄りの国税局・税務署へ。

また、この冊子をご覧になってお気づきの点、御意見等が
ございましたら、国税庁のホームページの「ご意見ご要望」
欄からメールで、若しくは、下記の連絡先あてに郵送で、御
意見をお寄せください。

〈連絡先〉

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1
国税庁課税部酒税課

——— この社会、あなたの税がいきている ———

はじめに

1 課税の状況

平成23年度（平成23年4月1日～平成24年3月31日）の課税額は、1兆3,687億円（うち税関分749億円）であり、課税数量の減少に加え、低税率の酒類に需要がシフトしていることもあり、前年度に比べて1.5%減少している。

平成23年度の課税数量は、893万6千kl（うち税関分60万4千kl）であり、前年度に比べて0.3%減少している。主な酒類ごとにみると、前年度に比べて増加した酒類は、清酒が60万3千klで0.1%、果実酒が30万2千klで10.2%、甘味果実酒が8千klで16.8%、ウイスキーが9万6千klで0.4%、ブランデーが7千klで0.2%、スピリッツが31万9千klで5.6%、リキュールが205万8千klで7.4%それぞれ増加している。前年度に比べて減少した酒類は、合成清酒が4万1千klで6.1%、連続式蒸留しようちゅうが45万klで2.6%、単式蒸留しようちゅうが50万8千klで0.1%、みりんが10万4千klで2.8%、ビールが285万9千klで2.8%、発泡酒が85万5千klで11.6%、その他の醸造酒が72万3千klで0.2%それぞれ減少している。

2 酒類の公正な取引環境の整備に関する事務

酒類業の健全な発達のためには公正な取引環境の整備が重要であることから、平成18年8月に制定・公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」という。）を酒類業者へ周知・啓発し、公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組を推進するとともに、酒類の取引状況等実態調査（以下「取引実態調査」という。）を実施し、指針に則していない取引が認められた場合には、合理的な価格設定や公正な取引条件の設定等が行われるよう改善指導を行うほか、法令違反などが思料される場合は公正取引委員会と連携を図るなど、公正な取引環境の整備が図られるよう適切に対応した。

また、酒類業者に公正な取引の確保に向けた自主的な取組を促す観点から、平成23年12月に、平成22事務年度（平成22年7月1日～平成23年6月30日）の取引実態調査において把握された指針に示された公正なルールに則していない取引の主な事例を公表した。

3 免許に関する事務

酒類の製造及び販売業の免許事務については、累次の規制緩和策を着実に実施しているほか、制度の目的に沿って適正に運用し、免許付与手続の透明性・統一性の向上に努めている。

(1) 酒類製造免許

酒類製造免許は、酒類の品目ごとに区分し、人的要件等の審査を経て免許を付与している。

平成24年3月末現在の酒類製造免許場数は3,107場（各酒類を通じたもの）となっている。

(2) 酒類販売業免許

酒類販売業免許は、酒類卸売業免許と酒類小売業免許に区分し、人的要件等の審査を経て免許を付与している。

平成24年3月末現在の酒類販売業免許場数は192,466場であり、このうち酒類卸売業免許は11,685場、酒類小売業免許は180,781場である。

4 社会的要請への対応に関する事務

未成年者の飲酒防止等の社会的要請に応えるため、酒類小売業者に対して、酒類販売管理者の選任義務及び酒類の陳列場所における表示義務を遵守し、酒類販売管理者に酒類販売管理研修を受講させるよう周知・啓発を行うとともに、選任義務や表示義務を遵守しない者については、必要に応じて酒類販売場に対する臨場調査を実施し改善指導を行うなど、その徹底を図った。

5 輸出環境の整備に関する事務

日本産酒類の輸出環境を整備するため、東日本大震災後に輸出先国で導入された輸入規制の解除に向けた働きかけや輸出先国における貿易障壁の見直しに向けた対応など、関係府省等と連携しつつ取り組んだ。

また、国税庁ホームページの「酒類の輸出」において酒類の輸出統計等の情報を提供したほか、酒類に関するセミナー等への職員の派遣及び業界への情報周知等を実施している。

日本産酒類の平成24年（暦年）の輸出金額は約207億円、輸出数量は約6万6千klとなっており、それぞれ対前年比8.5%、16.6%の増加であった。また、清酒の平成24年の輸出金額は約89億円、輸出数量は約1万4千klと、品目別に貿易実績の把握が可能になった昭和63年（暦年）以降で過去最高となっており、それぞれ対前年比1.9%、0.8%の増加であった。

6 酒類業の健全な発達に向けた技術的事項に関する事務等

酒類の生産から消費まで全ての段階における酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図ることを目的として、全国市販酒類調査、酒類の製造工程の改善等に関する技術指導・相談、酒類の安全性に係る成分の実態把握等、技術事項に関する事務を実施している。

平成23事務年度においては、酒類の品質、安全性及び適正表示の確保のため、全国市販酒類調査において理化学分析、品質評価等を行い、その調査結果を国税庁ホームページに公表したほか、同調査の結果等を踏まえ、酒類製造者を対象とした製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談（指導相談件数2,165件）を実施した。

また、コーデックス委員会等で国際的に取り上げられている酒類の安全性に係る成分についての国内実態把握・関連情報の提供や酒類等の放射性物質に係る調査（分析点数3,856点）を行った。

東日本大震災における酒類業者に対する復興支援等

国税庁においては、東日本大震災により被災された酒類業者の復興支援に引き続き取り組んでいるところです。これまで、酒類製造免許等の取扱いや被災酒類に係る酒税相当額の還付手続の取扱い等について特例措置を講じるとともに、福島第一原子力発電所の事故を受け、酒類の安全性確保のため、出荷前の酒類等の放射能分析等や輸出用酒類に係る証明書の発行等を行っています。また、酒類製造場が甚大な被害を受けた中小酒類製造者に対する酒税の軽減措置のほか、復興支援研修会の開催や中小企業向け施策の効果的活用に向けた支援を実施しています。

これらの施策を通じて引き続き復興支援に尽くしてまいります。

目 次

〔酒 税 収 入〕

| | | |
|---|------------------------|---|
| 1 | 国税収入の累年比較 | 1 |
| 2 | 酒税収入の累年比較 | 2 |
| | 付表 我が国における酒税制度等の沿革（概要） | 3 |

〔酒 類 の 品 目〕

| | | |
|-----|----------------------|----|
| 3 | 酒税法における酒類の分類及び定義 | 4 |
| 4 | 酒類の製造工程図 | |
| (1) | 清酒 | 5 |
| (2) | 連続式蒸留しょうちゅう・原料用アルコール | 6 |
| (3) | 単式蒸留しょうちゅう | 7 |
| (4) | 単式蒸留しょうちゅう（泡盛） | 8 |
| (5) | ビール | 9 |
| (6) | ワイン | 10 |
| (7) | ウイスキー | 11 |

〔酒 税 の 税 率〕

| | | |
|---|--------------------|----|
| 5 | 酒税率一覧表（平成18年5月1日～） | 12 |
| | 付表1 主要酒類の酒税等負担率表 | 13 |
| | 付表2 酒税等の負担率の推移 | 13 |

〔製 成 数 量〕

| | | |
|---|--------------------------|----|
| 6 | 酒類製成数量の推移 | 14 |
| | 付表1 酒類製成数量の内訳表 | 16 |
| | 付表2 特定名称の清酒のタイプ別製成数量の内訳表 | 17 |

〔課税数量及び課税額〕

| | | |
|----|----------------------------------|----|
| 7 | 酒類課税数量の推移（国税局分及び税関分の合計） | 18 |
| | 付表 酒類課税数量の内訳表（国税局分及び税関分の合計） | 20 |
| 8 | 酒類課税数量の推移（国税局分） | 21 |
| | 付表1 酒類課税数量の内訳表（国税局分） | 23 |
| | 付表2 特定名称の清酒のタイプ別課税移出数量の内訳表（国税局分） | 24 |
| 9 | 酒類課税数量の推移（税関分） | 25 |
| | 付表1 酒類課税数量の内訳表（税関分） | 27 |
| | 付表2 国産品・輸入品別課税数量の推移 | 28 |
| 10 | 酒税課税額の推移（国税局分及び税関分の合計） | 29 |
| | 付表 酒税課税額の内訳表（国税局分及び税関分の合計） | 31 |

| | | |
|----|---------------------------------------|----|
| 11 | 酒税課税額の推移（国税局分） | 32 |
| | 付表 酒税課税額の内訳表（国税局分） | 34 |
| | 〔販売（消費）数量〕 | |
| 12 | 酒類販売（消費）数量の推移 | 35 |
| | 付表 酒類販売（消費）数量の内訳表 | 37 |
| 13 | 平成23年度成人1人当たりの酒類販売（消費）数量表（都道府県別） | 38 |
| | 〔免許場数〕 | |
| 14 | 酒類等製造免許場数の推移 | 39 |
| | 付表1 地ビール製造場（者）数の推移 | 40 |
| | 付表2 果実酒製造場（者）数の推移（特定酒類（果実酒）） | 40 |
| | 付表3 濁酒製造場（者）数の推移（特定酒類（その他醸造酒）） | 41 |
| | 付表4 果実酒製造場（者）数の推移（特産酒類（果実酒）） | 41 |
| | 付表5 リキュール製造場（者）数の推移（特産酒類（リキュール）） | 42 |
| 15 | 酒類販売業免許場数の推移 | 43 |
| | 〔酒類業者の概況〕 | |
| 16 | 酒類販売業者の概況 | 44 |
| | 〔酒類の表示〕 | |
| 17 | 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づく表示義務事項一覧表 | 48 |
| 18 | 単式蒸留しょうちゅうの例外表示 | 49 |
| 19 | 清酒の製法品質表示基準 | 50 |
| 20 | 未成年者の飲酒防止に関する表示基準 | 54 |
| 21 | 地理的表示に関する表示基準 | 56 |
| 22 | 酒類における有機等の表示基準 | 58 |
| 23 | 酒類の表示の基準における重要基準を定める件 | 61 |
| | 〔酒類容器のリサイクル〕 | |
| 24 | 酒類容器等の3R（スリーアール）の推進 | 62 |
| | 〔未成年者の飲酒防止〕 | |
| 25 | 未成年者の飲酒防止等に関する取組等 | 64 |
| 26 | 未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱 | 67 |
| 27 | 酒類自動販売機の設置状況 | 72 |
| 28 | 「未成年者飲酒防止への取組」7か条 | 74 |

| | |
|--------------------------|--|
| 〔酒類販売管理者制度〕 | |
| 29 | 酒類販売管理者制度 75 |
| 〔公正取引の確保〕 | |
| 30 | 酒類に関する公正な取引のための指針 76 |
| 31 | 酒類の取引状況等実態調査実施状況 平成23事務年度分（平成23年7月～平成24年6月） 81 |
| 〔酒類業の活性化・経営革新支援〕 | |
| 32 | 中小酒類業の活性化支援 89 |
| 33 | 経営革新計画等の制度の概要 90 |
| 〔独立行政法人酒類総合研究所〕 | |
| 34 | 独立行政法人酒類総合研究所の概要 91 |
| 〔酒 類 業 組 合〕 | |
| 35 | 酒類業組合等構成図表 93 |
| 〔輸出環境の整備〕 | |
| 36 | 日本産酒類の輸出環境の整備 94 |
| 37 | 酒類の輸出金額・数量の推移 95 |
| 38 | 酒類の輸入金額・数量の推移 96 |
| 39 | 清酒・しょうちゅうの主な輸出先（平成24年） 97 |
| 〔東日本大震災における酒類業者に対する復興支援〕 | |
| 40 | 東日本大震災における酒類業者等に対する復興支援策 98 |
| 41 | 放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策について 100 |
| 〔そ の 他〕 | |
| 42 | 国税庁の使命 103 |
| 43 | 平成23事務年度 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書（抄） 104 |
| 〔参 考〕 | |
| ○ | 国税局及び酒類指導官設置署等一覧表（平成25年1月1日現在） 115 |

1 国 税 収 入 の 累 年 比 較

| 区 分 | 16 | | 17 | | 18 | | 19 | | 20 | | 21 | | 22 | | 23 | | 24 | | 25 | |
|-------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 金額 億円 | 構成比 % |
| 直接税 | 279,856 | 58.2 | 315,411 | 60.3 | 335,000 | 61.4 | 323,270 | 61.4 | 264,506 | 57.7 | 212,940 | 52.9 | 246,224 | 56.3 | 258,580 | 57.2 | 263,114 | 57.7 | 270,995 | 57.9 |
| 所得税 (内源泉分) (内申告分) | 146,705 | 30.5 | 155,859 | 29.8 | 140,541 | 26.0 | 160,800 | 30.5 | 149,851 | 32.7 | 129,139 | 32.1 | 129,843 | 29.7 | 134,762 | 29.8 | 136,010 | 29.8 | 138,980 | 29.7 |
| 法人税 | 114,437 | 23.8 | 132,736 | 25.4 | 149,179 | 27.6 | 147,444 | 28.0 | 100,106 | 21.8 | 63,564 | 15.8 | 89,677 | 20.5 | 93,514 | 20.7 | 89,920 | 19.7 | 87,140 | 18.6 |
| 相続税 | 14,465 | 3.0 | 15,657 | 3.0 | 15,186 | 2.8 | 15,026 | 2.9 | 14,549 | 3.2 | 13,498 | 3.4 | 12,504 | 2.9 | 14,744 | 3.3 | 15,040 | 3.3 | 14,950 | 3.2 |
| 地価税 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 特別会計分 | 4,249 | 0.9 | 11,159 | 2.1 | 30,094 | 5.6 | - | - | 0 | 0.0 | 6,739 | 1.7 | 14,200 | 3.2 | 15,560 | 3.4 | 22,144 | 4.9 | 29,925 | 6.4 |
| 間接税等 | 201,173 | 41.8 | 207,493 | 39.7 | 206,169 | 38.1 | 203,289 | 38.6 | 193,803 | 42.3 | 189,494 | 47.1 | 190,850 | 43.7 | 193,174 | 42.8 | 192,578 | 42.3 | 197,195 | 42.1 |
| 酒税 | 16,599 | 3.5 | 15,853 | 3.0 | 15,473 | 2.9 | 15,242 | 2.9 | 14,614 | 3.2 | 14,168 | 3.5 | 13,893 | 3.2 | 13,693 | 3.0 | 13,390 | 2.9 | 13,470 | 2.9 |
| 消費税 | 99,743 | 20.7 | 105,834 | 20.2 | 104,633 | 19.3 | 102,719 | 19.5 | 99,689 | 21.8 | 98,075 | 24.4 | 100,333 | 23.0 | 101,946 | 22.6 | 103,160 | 22.6 | 106,490 | 22.7 |
| たばこ税 | 9,097 | 1.9 | 8,867 | 1.7 | 9,272 | 1.7 | 9,253 | 1.8 | 8,509 | 1.9 | 8,224 | 2.0 | 9,077 | 2.1 | 10,315 | 2.3 | 9,450 | 2.1 | 9,910 | 2.1 |
| 揮発油税 | 21,910 | 4.6 | 21,676 | 4.1 | 21,174 | 3.9 | 21,105 | 4.0 | 18,894 | 4.1 | 27,152 | 6.7 | 27,501 | 6.3 | 26,484 | 5.9 | 26,110 | 5.7 | 25,660 | 5.5 |
| 石油ガス税 | 143 | 0.0 | 142 | 0.0 | 140 | 0.0 | 137 | 0.0 | 130 | 0.0 | 123 | 0.0 | 119 | 0.0 | 113 | 0.0 | 110 | 0.0 | 110 | 0.0 |
| 航空機燃料税 | 880 | 0.2 | 886 | 0.2 | 905 | 0.2 | 880 | 0.2 | 836 | 0.2 | 793 | 0.2 | 749 | 0.2 | 462 | 0.1 | 440 | 0.1 | 500 | 0.1 |
| 石油石炭税 | 4,803 | 1.0 | 4,931 | 0.9 | 5,117 | 0.9 | 5,129 | 1.0 | 5,110 | 1.1 | 4,868 | 1.2 | 5,019 | 1.1 | 5,191 | 1.1 | 5,460 | 1.2 | 6,500 | 1.4 |
| 電源開発促進税 | - | - | - | - | - | - | 3,522 | 0.7 | 3,405 | 0.7 | 3,293 | 0.8 | 3,492 | 0.8 | 3,314 | 0.7 | 3,290 | 0.7 | 3,300 | 0.7 |
| 自動車重量税 | 7,488 | 1.6 | 7,574 | 1.4 | 7,350 | 1.4 | 7,399 | 1.4 | 7,170 | 1.6 | 6,351 | 1.6 | 4,465 | 1.0 | 4,478 | 1.0 | 4,170 | 0.9 | 3,860 | 0.8 |
| 関税 | 8,177 | 1.7 | 8,857 | 1.7 | 9,440 | 1.7 | 9,410 | 1.8 | 8,831 | 1.9 | 7,319 | 1.8 | 7,859 | 1.8 | 8,742 | 1.9 | 9,100 | 2.0 | 8,970 | 1.9 |
| とん税 | 90 | 0.0 | 91 | 0.0 | 93 | 0.0 | 96 | 0.0 | 94 | 0.0 | 89 | 0.0 | 95 | 0.0 | 97 | 0.0 | 100 | 0.0 | 100 | 0.0 |
| その他 | 3 | 0.0 | 2 | 0.0 | 7 | 0.0 | 3 | 0.0 | 1 | - | - | - | 1 | 0.0 | 2 | 0.0 | - | - | - | - |
| 印紙収入 | 11,350 | 2.4 | 11,688 | 2.2 | 12,181 | 2.3 | 12,018 | 2.3 | 10,884 | 2.4 | 10,676 | 2.7 | 10,240 | 2.3 | 10,469 | 2.3 | 10,320 | 2.3 | 11,020 | 2.4 |
| 特別会計分 | 20,890 | 4.3 | 21,092 | 4.0 | 20,384 | 3.8 | 16,376 | 3.1 | 15,636 | 3.4 | 8,363 | 2.1 | 8,007 | 1.8 | 7,868 | 1.7 | 7,478 | 1.6 | 7,305 | 1.6 |
| 合 計 | 481,029 | 100.0 | 522,905 | 100.0 | 541,169 | 100.0 | 526,558 | 100.0 | 458,309 | 100.0 | 402,434 | 100.0 | 437,074 | 100.0 | 451,754 | 100.0 | 455,692 | 100.0 | 468,190 | 100.0 |

(注) 1 平成23年度までは決算額、平成24年度は補正予算、平成25年度は当初予算である。

2 石油石炭税については、平成15年度に名称が石油税から改められた。

3 電源開発促進税については、平成19年度から一般会計に組み入れられた。

4 億円単位未満の値については四捨五入しているため、各項目の合計と合計欄の金額は一致しない。

2 酒 税 収 入 の 累 年 比 較

| 年 度 | 国 税 収 入 | | 酒 税 収 入 | | | 間 接 税 比 率 |
|-----|---------|---------|---------|---------|-----------|--------------|
| | 総 額 | 対 前 年 比 | 収 入 額 | 対 前 年 比 | 対 国 税 収 入 | |
| | 億 円 | % | 億 円 | % | % | % |
| 昭和 | | | | | | |
| 50 | 145,042 | 92.1 | 9,140 | 108.7 | 6.3 | 30.7 |
| 55 | 283,688 | 113.7 | 14,243 | 97.5 | 5.0 | 28.9 |
| 56 | 304,551 | 107.4 | 16,639 | 116.8 | 5.5 | 29.9 |
| 57 | 320,031 | 105.1 | 17,713 | 106.5 | 5.5 | 29.2 |
| 58 | 341,621 | 106.7 | 18,126 | 102.3 | 5.3 | 29.0 |
| 59 | 367,748 | 107.6 | 18,600 | 102.6 | 5.1 | 28.5 |
| 60 | 391,502 | 106.5 | 19,315 | 103.8 | 4.9 | 27.2 |
| 61 | 428,510 | 109.5 | 19,725 | 102.1 | 4.6 | 26.9 |
| 62 | 478,068 | 111.6 | 20,815 | 105.5 | 4.4 | 26.7 |
| 63 | 521,938 | 109.2 | 22,021 | 105.8 | 4.2 | 26.8 |
| 平成元 | 571,361 | 109.5 | 17,861 | 81.1 | 3.1 | 25.8 |
| 2 | 627,798 | 109.9 | 19,350 | 108.3 | 3.1 | 26.3 |
| 3 | 632,110 | 100.7 | 19,742 | 102.0 | 3.1 | 26.7 |
| 4 | 573,964 | 90.8 | 19,610 | 99.3 | 3.4 | 29.3 |
| 5 | 571,142 | 99.5 | 19,524 | 99.6 | 3.4 | 30.6 |
| 6 | 540,003 | 94.5 | 21,127 | 108.2 | 3.9 | 33.4 |
| 7 | 549,630 | 101.8 | 20,610 | 97.6 | 3.8 | 33.9 |
| 8 | 552,261 | 100.5 | 20,707 | 100.5 | 3.7 | 34.7 |
| 9 | 556,003 | 100.7 | 19,619 | 94.7 | 3.5 | 36.6 |
| 10 | 511,975 | 92.1 | 18,983 | 96.8 | 3.7 | 40.7 |
| 11 | 492,139 | 96.1 | 18,717 | 98.6 | 3.8 | 42.8 |
| 12 | 527,209 | 107.1 | 18,164 | 97.0 | 3.5 | 38.7 |
| 13 | 499,684 | 94.8 | 17,654 | 97.2 | 3.5 | 40.5 |
| 14 | 458,442 | 91.7 | 16,804 | 95.2 | 3.7 | 43.7 |
| 15 | 453,694 | 99.0 | 16,842 | 100.2 | 3.7 | 43.9 |
| 16 | 481,029 | 106.0 | 16,599 | 98.6 | 3.5 | 41.8 |
| 17 | 522,905 | 108.7 | 15,853 | 95.5 | 3.0 | 39.7 |
| 18 | 541,169 | 103.5 | 15,473 | 97.6 | 2.9 | 38.1 |
| 19 | 526,558 | 97.3 | 15,242 | 98.5 | 2.9 | 38.6 |
| 20 | 458,309 | 87.0 | 14,614 | 95.9 | 3.2 | 42.3 |
| 21 | 402,434 | 87.8 | 14,168 | 96.9 | 3.5 | 47.1 |
| 22 | 437,074 | 108.6 | 13,893 | 98.1 | 3.2 | 45.2 |
| 23 | 451,754 | 103.4 | 13,693 | 98.6 | 3.0 | 42.8 |
| 24 | 455,692 | 100.9 | 13,390 | 97.8 | 2.9 | 44.1 |
| 25 | 468,190 | 102.7 | 13,470 | 100.6 | 2.9 | 44.1 |

(注) 国税には、特別会計分を含み、平成23年度までは決算額、平成24年度は補正予算、平成25年度は当初予算である。

付表 我が国における酒税制度等の沿革(概要)

| 年次 | 事項 |
|--------------|---|
| 明治 4 年 7 月 | 清酒、濁酒、醤油醸造鑑札収与並収税法規則の制定 |
| 明治 8 年 2 月 | 酒類税則の制定 |
| 明治 13 年 9 月 | 酒造税則の制定 |
| 明治 26 年 4 月 | 酒精営業税法の制定 |
| 明治 29 年 3 月 | 酒造税法の制定 |
| 明治 34 年 10 月 | 酒精及び酒精含有飲料税法の制定 |
| 明治 34 年 12 月 | 麦酒税法の制定 |
| 明治 38 年 1 月 | 酒造組合法の制定 |
| 昭和 13 年 4 月 | 酒類販売業が免許制度となる |
| 昭和 14 年 3 月 | 酒類の価格が統制価格となる |
| 昭和 15 年 3 月 | 酒税法の制定 (造石税、庫出税の併課) |
| 昭和 16 年 11 月 | 酒税等の増徴等に関する法律の制定 |
| 昭和 18 年 4 月 | 庫出税に級別差等課税制度を採用 酒類業団体の制定 |
| 昭和 19 年 4 月 | 造石税の廃止、庫出税のみとなる |
| 昭和 22 年 3 月 | 酒類業団体の制定を酒類業組合法に改正 |
| 昭和 23 年 7 月 | 酒類業組合法の廃止 |
| 昭和 24 年 6 月 | 国税庁が発足 |
| 昭和 28 年 2 月 | 酒税法 (現行法) の制定 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 (酒類業組合法・現行法) の制定 |
| 昭和 35 年 10 月 | 統制価格の完全廃止、基準販売価格制度となる |
| 昭和 37 年 4 月 | 酒税法の大幅改正 (酒類の種類分類の改正、従価格制度の採用、申告納税制度の採用) |
| 昭和 39 年 6 月 | 基準販売価格制度の廃止 (自由価格となる) |
| 昭和 42 年 6 月 | 登録免許税法の制定 (酒類の製造、販売業免許にも登録免許税を課税) |
| 平成 元年 4 月 | 酒税法等の大幅改正 (級別制度の廃止、従価格制度の廃止、酒類の種類間の税率の見直し等、酒類の表示基準制度の創設) |
| 平成 6 年 4 月 | 酒税法の一部改正 (ビールの製造免許にかかる最低製造数量基準の引下げ等) |
| 平成 9 年 10 月 | 酒税法の一部改正 (WTO勧告に対応するためのしょうちゅう等蒸留酒に係る税率の見直し) |
| 平成 10 年 5 月 | |
| 平成 12 年 12 月 | 酒税法の一部改正 (酒類の販売業免許の取消事由に、「酒類販売業者が未成年者飲酒禁止法の規定により罰金の刑に処せられた場合」の追加) |
| 平成 15 年 4 月 | 酒税法の一部改正 (酒類等の検定制度の廃止等) |
| 平成 15 年 7 月 | 酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の制定 (時限立法、平成18年8月に緊急調整地域の指定が失効) |
| 平成 15 年 9 月 | 酒税法及び酒類業組合法の一部改正 (免許の拒否要件の追加、酒類の表示に関する命令規定の整備、酒類販売管理者の選任規定の新設) |
| 平成 18 年 5 月 | 酒税法等の一部改正 (酒類の分類を4種類に簡素化、一部酒類の定義を改正) |

3 酒税法における酒類の分類及び定義

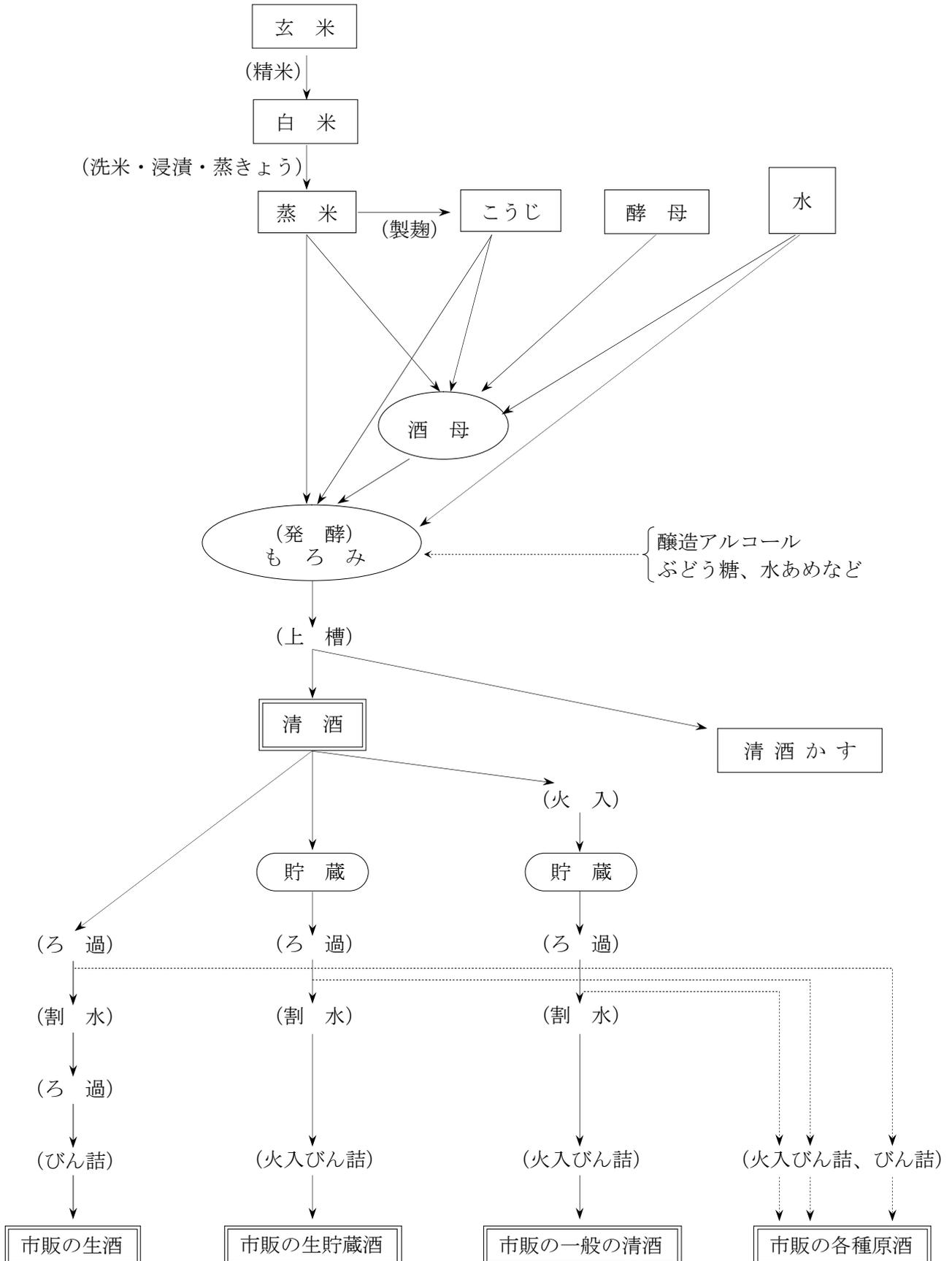
| 種 類 | | 内 訳 (酒税法第3条第3号から第6号まで) |
|---|---------|--|
| 酒 類 アルコール分 1度以上 の飲料 (酒税法第2条) | 発泡性酒類 | ビール、発泡酒、その他の発泡性酒類 (ビール及び発泡酒以外の酒類のうちアルコール分が10度未満で発泡性を有するもの) |
| | 醸造酒類(注) | 清酒、果実酒、その他の醸造酒 |
| | 蒸留酒類(注) | 連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、スピリッツ |
| | 混成酒類(注) | 合成清酒、みりん、甘味果実酒、リキュール、粉末酒、雑酒 |

(注) その他の発泡性酒類に該当するものは除かれます。

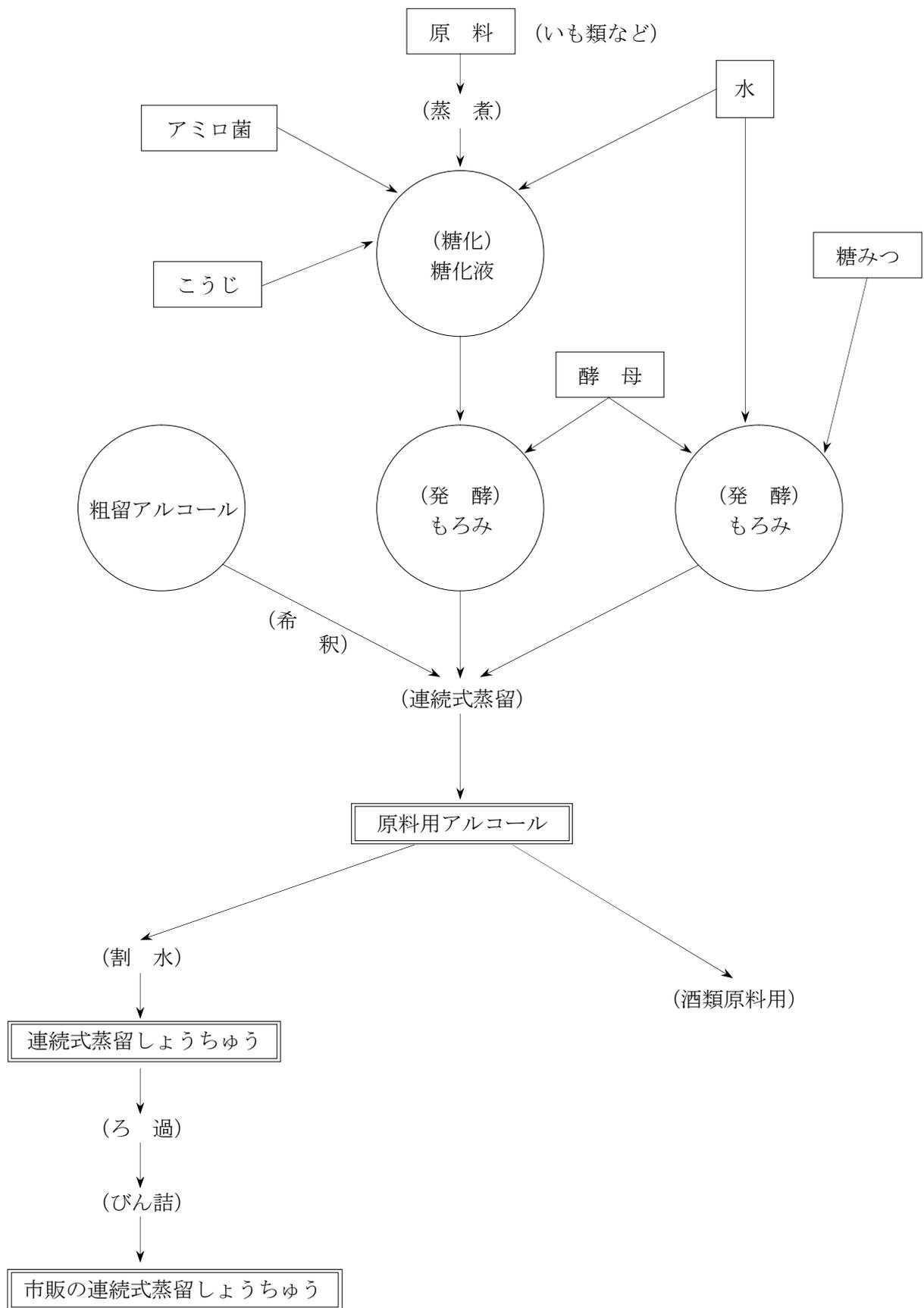
| 品 目 | 定 義 の 概 要 (酒税法第3条第7号から第23号まで) |
|-------------|--|
| 清酒 | * 米、米こうじ及び水を原料として発酵させてこしたもの (アルコール分が22度未満のもの) * 米、米こうじ、水及び清酒かすその他政令で定める物品を原料として発酵させてこしたもの (アルコール分が22度未満のもの) |
| 合成清酒 | * アルコール、しょうちゅう又は清酒とぶどう糖その他政令で定める物品を原料として製造した酒類で清酒に類似するもの (アルコール分が16度未満でエキス分が5度以上等のもの) |
| 連続式蒸留しょうちゅう | * アルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留したもの (アルコール分が36度未満のもの) |
| 単式蒸留しょうちゅう | * アルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機により蒸留したもの (アルコール分が45度以下のもの) |
| みりん | * 米、米こうじにしょうちゅう又はアルコール、その他政令で定める物品を加えてこしたもの (アルコール分が15度未満でエキス分が40度以上等のもの) |
| ビール | * 麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させたもの (アルコール分が20度未満のもの) * 麦芽、ホップ、水及び麦その他政令で定める物品を原料として発酵させたもの (アルコール分が20度未満のもの) |
| 果実酒 | * 果実を原料として発酵させたもの (アルコール分が20度未満のもの) * 果実に糖類を加えて発酵させたもの (アルコール分が15度未満のもの) |
| 甘味果実酒 | * 果実酒に糖類又はブランデー等を混和したもの |
| ウイスキー | * 発芽させた穀類及び水を原料として糖化させて発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの |
| ブランデー | * 果実若しくは果実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの |
| 原料用アルコール | * アルコール含有物を蒸留したもの (アルコール分が45度を超えるもの) |
| 発泡酒 | * 麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの (アルコール分が20度未満のもの) |
| その他の醸造酒 | * 穀類、糖類等を原料として発酵させたもの (アルコール分が20度未満でエキス分が2度以上等のもの) |
| スピリッツ | * 上記のいずれにも該当しない酒類でエキス分が2度未満のもの |
| リキュール | * 酒類と糖類等を原料とした酒類でエキス分が2度以上のもの |
| 粉末酒 | * 溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの |
| 雑酒 | * 上記のいずれにも該当しない酒類 |

4 酒類の製造工程図

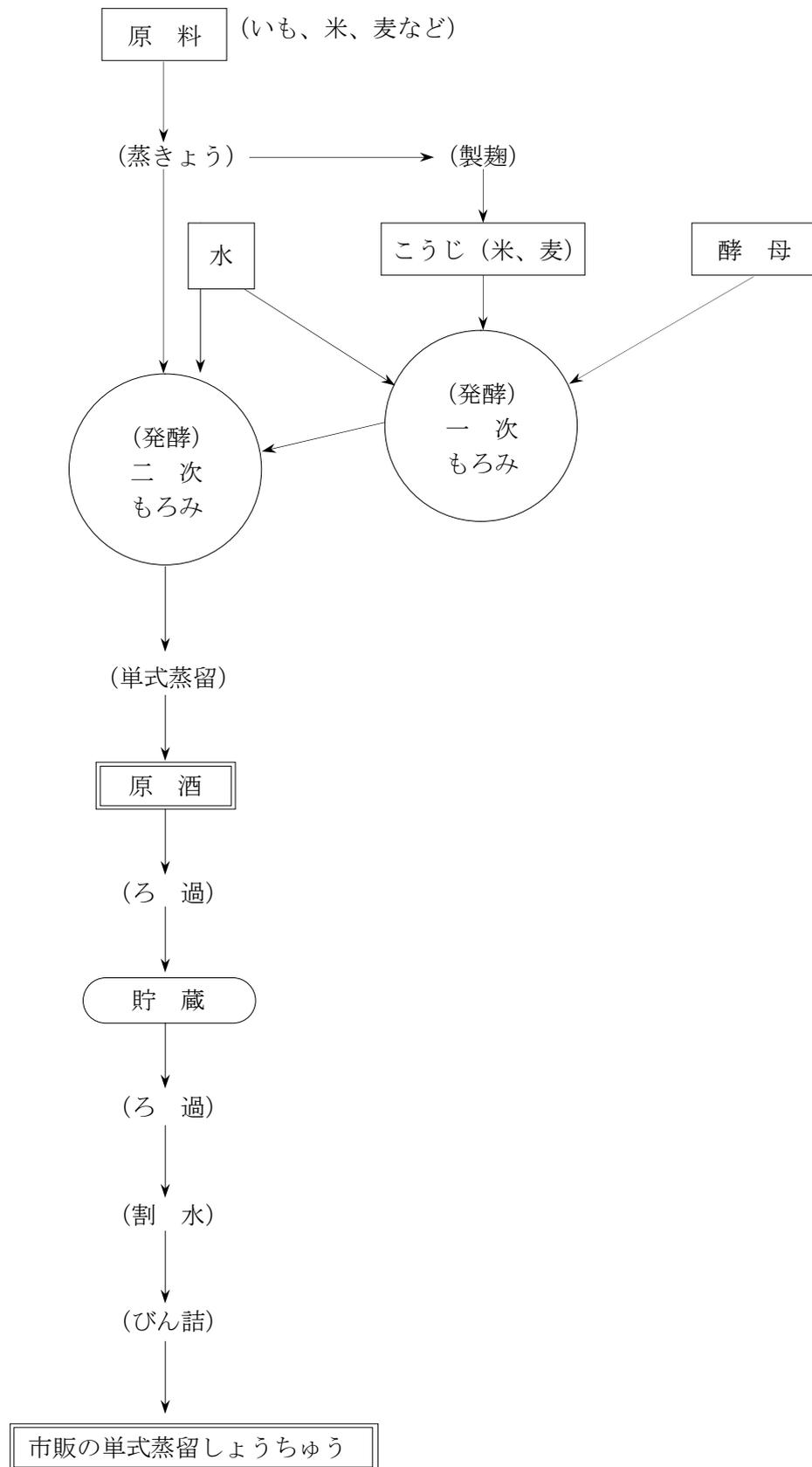
(1) 清 酒



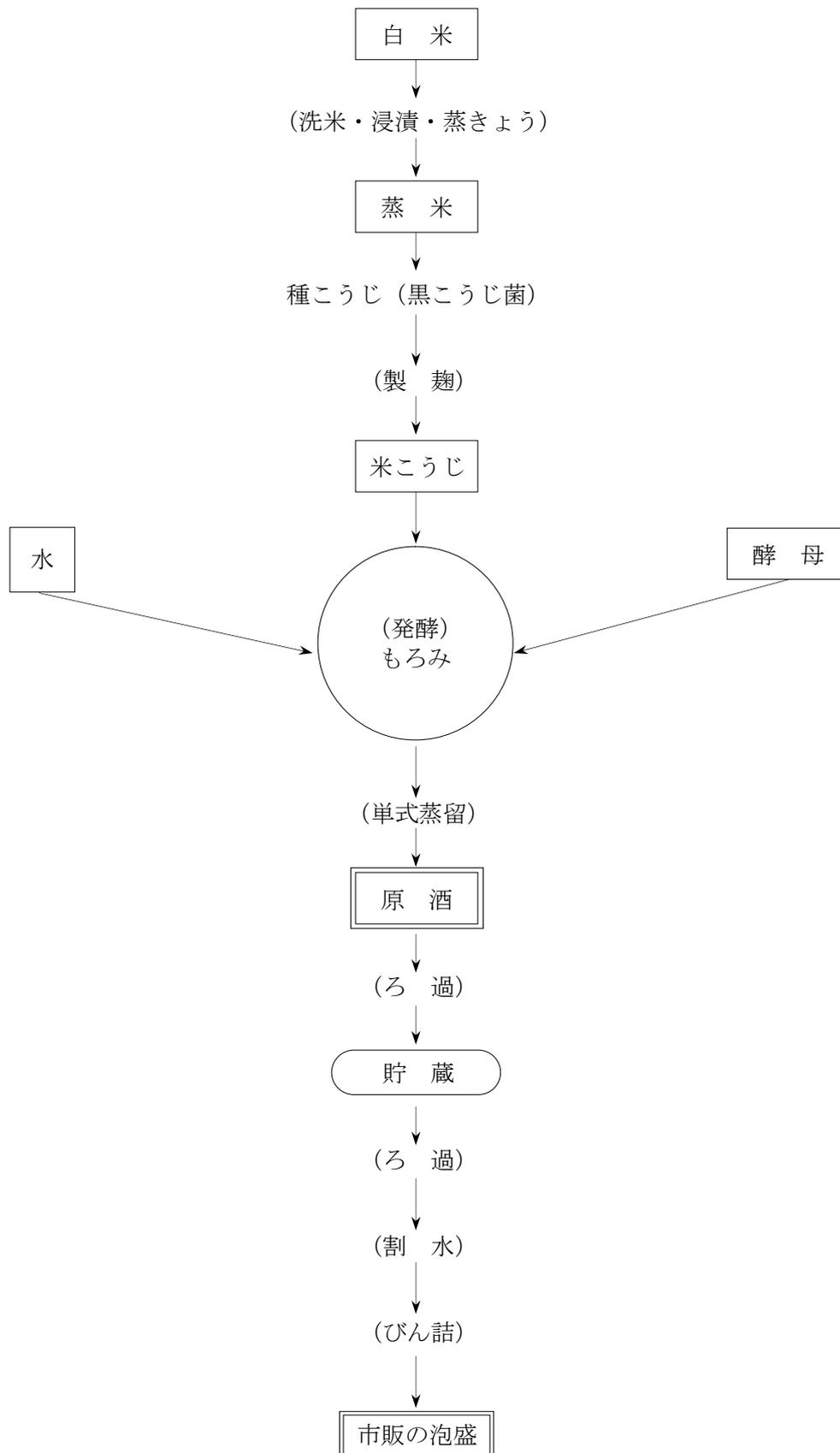
(2) 連続式蒸留しょうちゅう・原料用アルコール



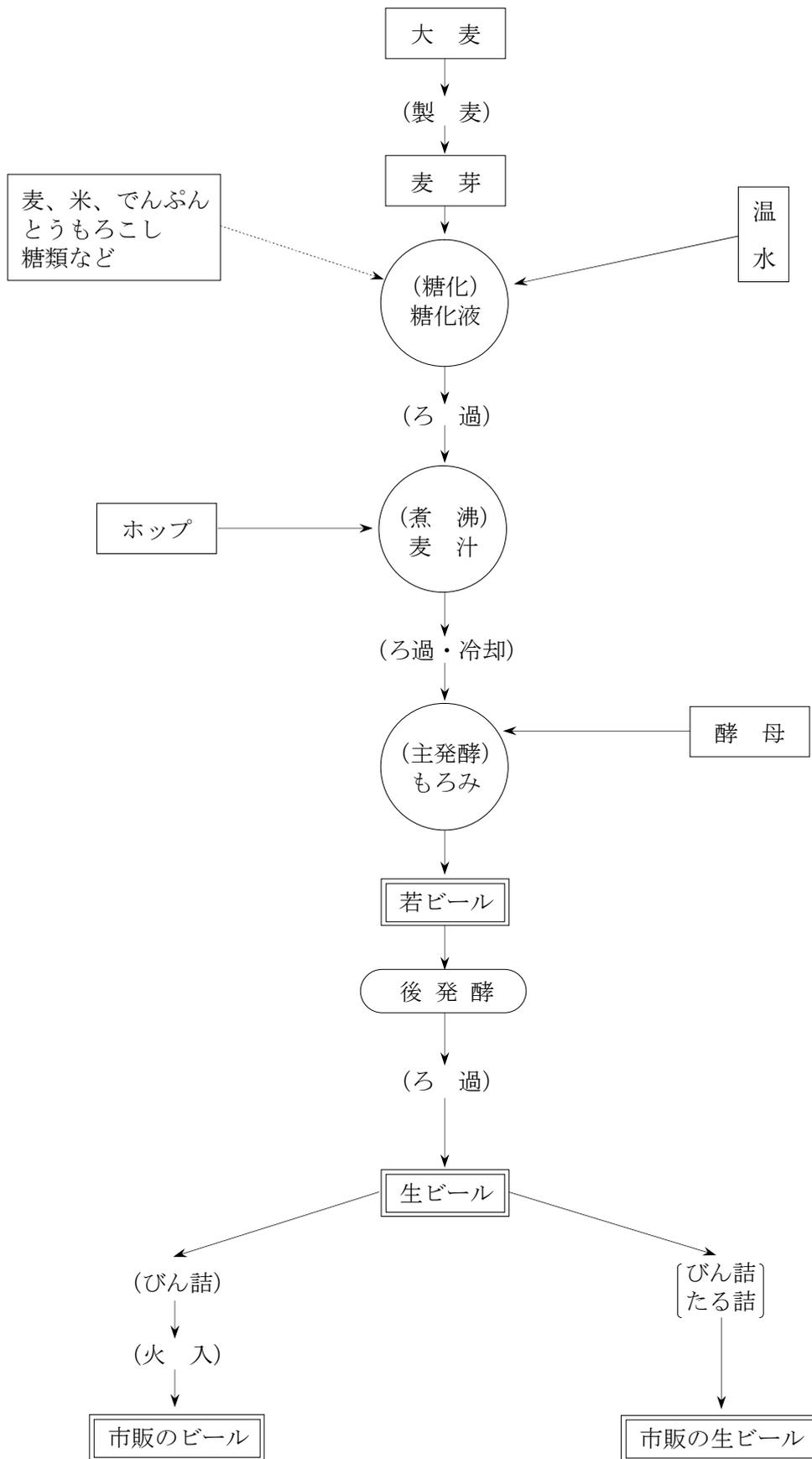
(3) 単式蒸留しょうちゅう



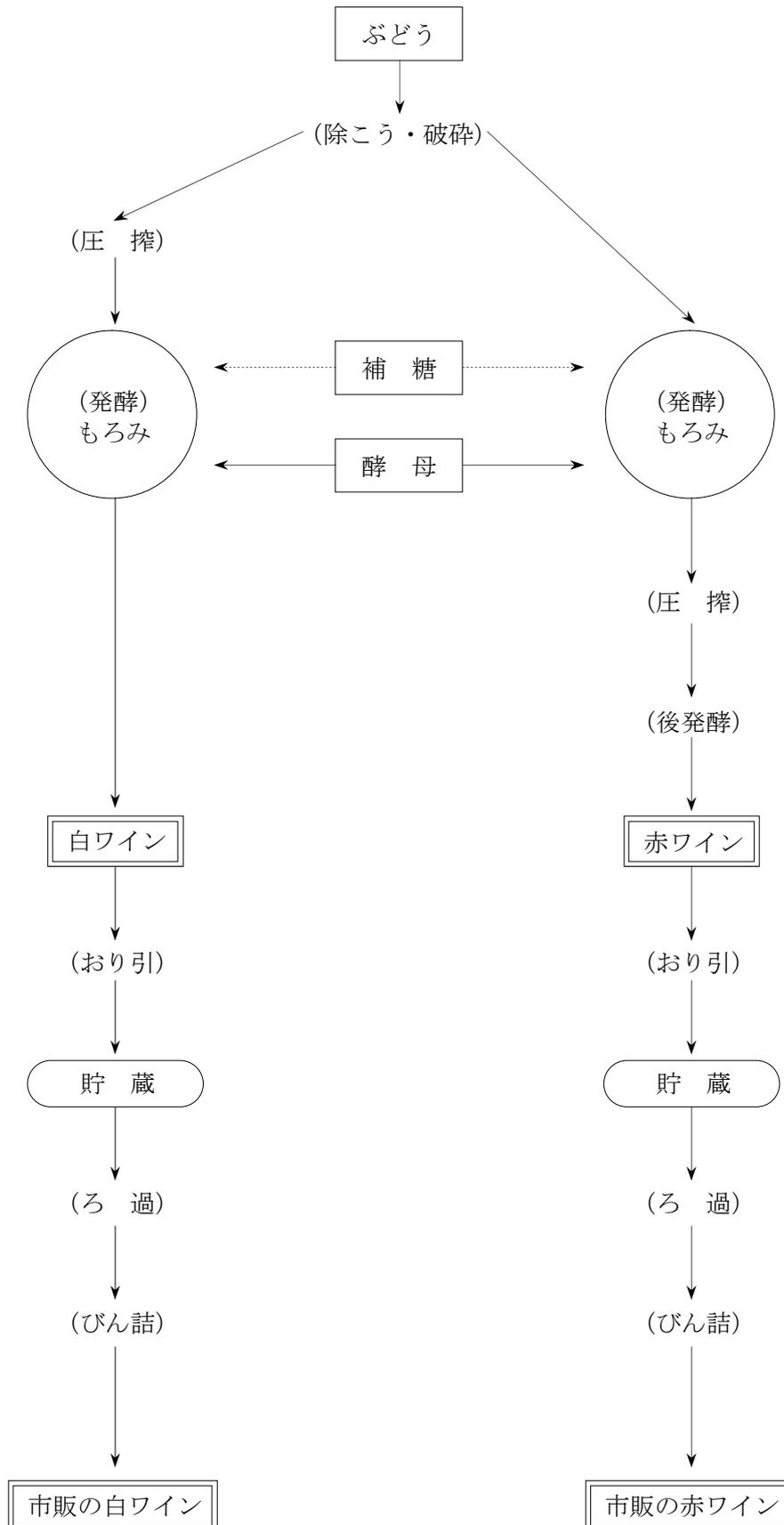
(4) 単式蒸留しょうちゅう (泡盛)



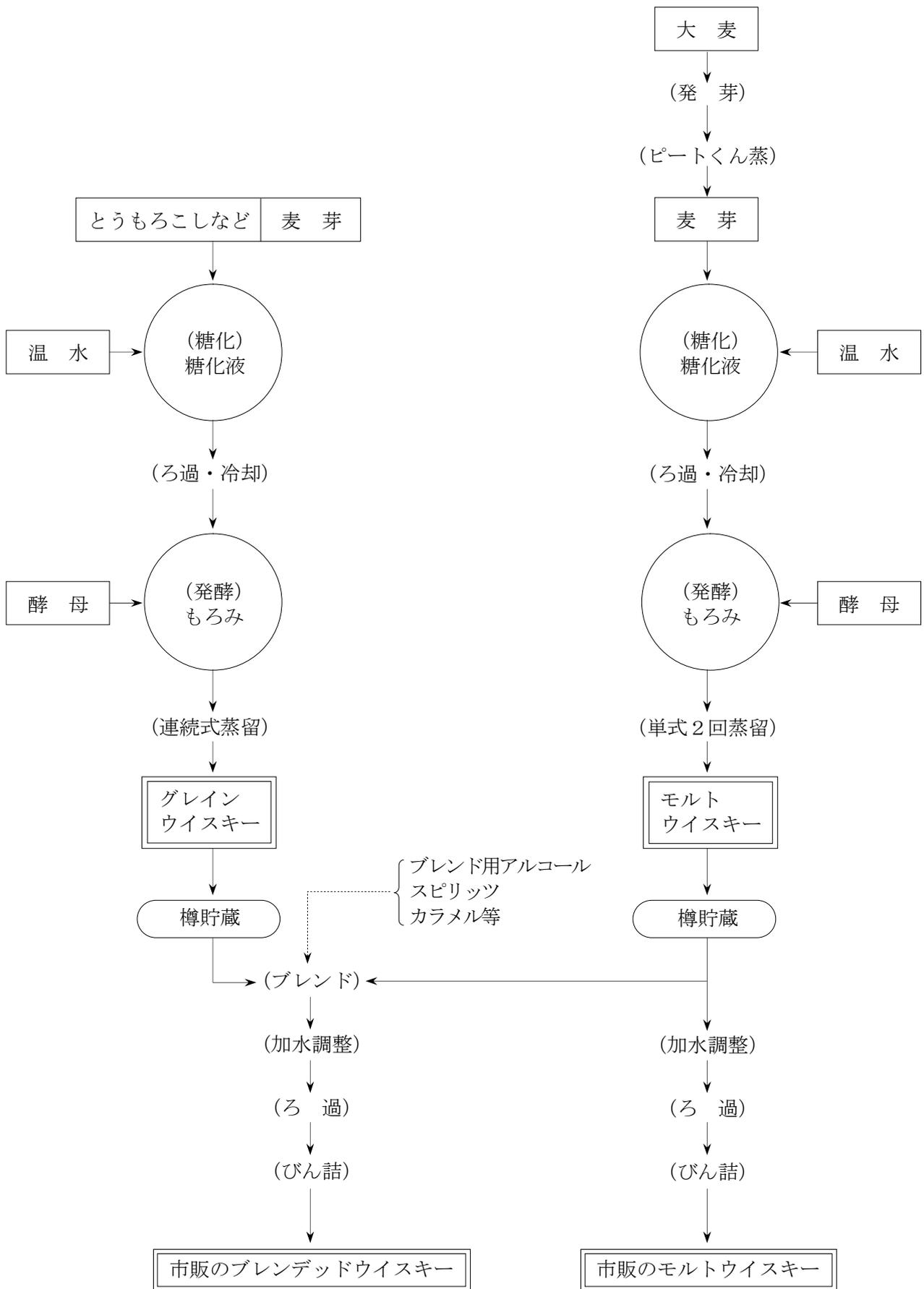
(5) ビール



(6) ワイン



(7) ウイスキー



5 酒税率一覧表(平成18年5月1日～)

1. 酒税法第23条関係

| 酒類の分類 | アルコール分等 | 1kl当たり | 酒税率 |
|--------------|---|--------------------------------|-----|
| ○発泡性酒類(基本税率) | | | |
| ビール | | 220,000円 | |
| 発泡酒 | 麦芽比率50%以上又はアルコール分10度以上 | 220,000円 | |
| | 麦芽比率25%以上(アルコール分10度未満) | 178,125円 | |
| | 麦芽比率25%未満(アルコール分10度未満) | 134,250円 | |
| その他の発泡性酒類 | ビール及び発泡酒以外の品目の酒類のうち、アルコール分が10度未満で発泡性を有するもの(※) | 80,000円 | |
| ○醸造酒類(基本税率) | | | |
| 清酒 | | 140,000円 | |
| 果実酒 | | 120,000円 | |
| その他の醸造酒 | | 80,000円 | |
| | | 140,000円 | |
| ○蒸留酒類(基本税率) | | | |
| 連続式蒸留しようちゅう | 21度以上 | 200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 | |
| 単式蒸留しようちゅう | 21度未満 | 200,000円 | |
| 原料用アルコール | | | |
| ウイスキー | 21度以上 | 200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 | |
| ブランデー | 21度未満 | 200,000円 | |
| スピリッツ | 37度以上 | 370,000円に37度を超える1度ごとに10,000円加算 | |
| | 37度未満 | 370,000円 | |
| ○混成酒類(基本税率) | | | |
| 合成清酒 | 21度以上 | 220,000円に20度を超える1度ごとに11,000円加算 | |
| | 21度未満 | 220,000円 | |
| みりん酒 | | 100,000円 | |
| | | 20,000円 | |
| 甘味フルーツ | 13度以上 | 120,000円に12度を超える1度ごとに10,000円加算 | |
| | 13度未満 | 120,000円 | |
| 粉末酒 | | 390,000円 | |
| 雑酒 | みりん類似 | 20,000円 | |
| | 21度以上 | 220,000円に20度を超える1度ごとに11,000円加算 | |
| | 21度未満 | 220,000円 | |

(※)ホップ等を原料の一部とした酒類で次に掲げるものは、その他の発泡性酒類に含まれる。
 1 糖類、ホップ、水及び一定の物品(注)を原料として発酵させたものでエキス分2度

以上のもの(その他の醸造酒)

(注)「一定の物品」とは、次のものをいう。

- イ たんぱく質物分解物(大豆を原料とするもの)及び酵母エキス又はこれらカラメル
- ロ たんぱく質物分解物(えんどうを原料とするもの)及びカラメル又はこれらと食物繊維

ハ とうもろこし、たんぱく質物分解物(とうもろこしを原料とするもの)、酵母エキス、アルコール、食物繊維、香料、くえん酸三カリウム及びカラメル

2 麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた発泡酒(麦芽比率が50%未満のもの)に、大麦又は小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリッツを加えたものでエキス分2度以上のもの(リキュール)

2. 租税特別措置法第87条の2関係

次の品目のうち、発泡性のない酒類で、アルコール分13度未満のもの(リキュール)については12度未満のもの)については、1の表にかかわらず、次表の税率を適用する。

| 品目 | アルコール分等 | 1kl当たり税率 |
|-------------|-----------|------------------------------|
| 連続式蒸留しようちゅう | 9度以上13度未満 | 80,000円に8度を超える1度ごとに10,000円加算 |
| 単式蒸留しようちゅう | | |
| ウイスキー | | |
| ブランデー | | |
| スピリッツ | 9度未満 | 80,000円 |

3. 租税特別措置法第87条及び第87条の6関係

次の品目のうち、前年度の課税移出数量がそれぞれ1,300kl以下である者が、当年度に移出する酒類の200klまでのものについては、1の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。

| 品目 | 軽減割合 | | | | |
|-----------------------------------|------|------|------|------|------|
| | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
| 清酒、連続式蒸留しようちゅう、単式蒸留しようちゅう、果実酒(注1) | 25% | 25% | 25% | 20% | 20% |
| 合成清酒、発泡酒(注1) | 25% | 25% | 20% | 15% | 10% |
| ビール(注2) | 20% | 20% | 15% | 15% | 15% |

(注1) 東日本震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けたことについて国税庁長官の確認を受けた製造者は、上記の割合で軽減した酒税額に次の割合で軽減した酒税額とする。

- ・平成23年度～平成24年度 6.25%
- ・平成25年度～平成27年度 5%

(注2) 平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日まで20%である。

付表1 主要酒類の酒税等負担率表

(平成24年12月現在)

| 品目 | 区分 | 容量 | アルコール分 | 代表的なものの小売価格(税込み) ① | 酒税額 ② | 消費税額 ③ | 酒税等負担率 (②+③)/① |
|-----------------------|----|-------|--------|-----------------------|----------|-----------|-------------------|
| | | ml | % | 円 | 円 | 円 | % |
| 清酒 | | 1,800 | 15.0 | 1,888 | 216.00 | 89.90 | 16.2 |
| 連続式蒸留しょうちゅう | | 1,800 | 25.0 | 1,441 | 450.00 | 68.62 | 36.0 |
| 単式蒸留しょうちゅう | | 1,800 | 25.0 | 1,792 | 450.00 | 85.33 | 29.9 |
| ビール | | 633 | 5.0 | 345 | 139.26 | 16.43 | 45.1 |
| | | 350 | 5.0 | 215 | 77.00 | 10.24 | 40.6 |
| ウイスキー | | 700 | 43.0 | 1,764 | 301.00 | 84.00 | 21.8 |
| 発泡酒 (麦芽比率25%未満のもの) | | 350 | 5.5 | 159 | 46.98 | 7.57 | 34.3 |
| その他の醸造酒 (発泡性) ① | | 350 | 5.0 | 139 | 28.00 | 6.62 | 24.9 |
| リキュール (発泡性) ① | | 350 | 5.0 | 139 | 28.00 | 6.62 | 24.9 |

- (注) 1 清酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう及びウイスキーは、大手主要銘柄のメーカー参考小売価格である。また、ビール、発泡酒、その他の醸造酒及びリキュールはオープン価格であるため、大手コンビニエンスチェーンにおける代表的な小売価格を掲げた。
なお、ビール(633ml)には容器保証金(5円)が含まれている。
- 2 その他の醸造酒(発泡性)①及びリキュール(発泡性)①とは、ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で酒税法第23条第2項第3号イ又はロに該当するものをいう。

付表2 酒税等の負担率の推移

(単位:%)

| 品目 | 年度 | 昭和45 | 55 | 平成元 | 2 | 4 | 6 | 7 | 9 | 10 | 12 | 18 | 20~ |
|---------------------------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 清酒(1.8ℓ) | | 35.3 | 24.1 | 21.9 | 20.7 | 16.4 | 16.3 | 16.3 | 17.9 | 17.9 | 17.9 | 16.2 | 16.2 |
| 連続式蒸留しょうちゅう (25度、1.8ℓ) | | 19.9 | 10.9 | 22.7 | 21.3 | 21.3 | 25.5 | 25.5 | 31.7 | 35.8 | 35.8 | 36.0 | 36.0 |
| 単式蒸留しょうちゅう (25度、1.8ℓ) | | 12.9 | 7.2 | 14.3 | 13.5 | 13.5 | 17.0 | 17.0 | 23.9 | 27.9 | 32.0 | 32.1 | 29.9 |
| ビール(大びん) | | 47.9 | 42.5 | 46.9 | 44.1 | 44.1 | 45.5 | 45.5 | 46.5 | 46.5 | 46.5 | 46.2 | 45.1 |
| ウイスキー | | 46.2 | 47.3 | 41.3 | 41.3 | 41.3 | 41.3 | 39.5 | 27.6 | 22.8 | 22.8 | 22.5 | 21.8 |

- (注) 1 平成元年度以降の酒税等の負担率は、消費税を含む。
2 ビールについては、容器保証金(5円)込み価格から算出した。
3 ウイスキーについては、平成6年度まではアルコール分「43度」、7年度以降については「40度」で、酒税等の負担率を計算した。

6 酒類製成数量の推移

(単位:千KL)

| 品目 年度 | 清酒 | 合成 清酒 | 連続式蒸留 しようちゆう (al分25%換算) | 単式蒸留 しようちゆう (al分25%換算) | みりん | ビール | 果実酒 | 甘味 果実酒 | ウイスキー (al分40%換算) | ブランデー (al分40%換算) | 発泡酒 | リキュール | スピリッツ等 (al分100%換算) | その他の 醸造酒等 | 合計 |
|----------|-------|----------|-------------------------------|------------------------------|-----|-------|-----|-----------|---------------------|---------------------|-------|-------|-----------------------|--------------|-------|
| 昭和 45 | 1,257 | 32 | 164 | 54 | 33 | 3,037 | 10 | 27 | 139 | 5 | - | 25 | 9 | 0 | 4,793 |
| 50 | 1,350 | 18 | 125 | 80 | 40 | 3,897 | 6 | 21 | 242 | 6 | - | 22 | 11 | 1 | 5,819 |
| 55 | 1,193 | 18 | 146 | 118 | 65 | 4,559 | 28 | 18 | 351 | 13 | 0 | 25 | 10 | 1 | 6,545 |
| 60 | 928 | 18 | 358 | 312 | 79 | 4,852 | 34 | 17 | 252 | 21 | 4 | 76 | 29 | 2 | 6,983 |
| 平成 元 | 1,119 | 20 | 210 | 246 | 117 | 6,287 | 46 | 10 | 182 | 27 | 0 | 99 | 45 | 2 | 8,409 |
| 2 | 1,060 | 19 | 337 | 241 | 113 | 6,564 | 45 | 13 | 172 | 30 | 0 | 112 | 42 | 3 | 8,751 |
| 3 | 1,058 | 19 | 237 | 237 | 128 | 6,916 | 47 | 10 | 157 | 29 | 10 | 115 | 39 | 2 | 9,005 |
| 4 | 1,037 | 28 | 311 | 272 | 110 | 7,011 | 40 | 10 | 146 | 27 | 2 | 138 | 36 | 2 | 9,169 |
| 5 | 1,026 | 36 | 359 | 279 | 91 | 6,964 | 42 | 9 | 144 | 27 | 1 | 129 | 32 | 2 | 9,141 |
| 6 | 963 | 39 | 317 | 330 | 95 | 7,101 | 43 | 9 | 142 | 27 | 30 | 216 | 33 | 2 | 9,346 |
| 7 | 980 | 43 | 347 | 327 | 94 | 6,797 | 58 | 8 | 110 | 24 | 210 | 223 | 24 | 2 | 9,245 |
| 8 | 937 | 42 | 356 | 345 | 97 | 6,908 | 60 | 8 | 102 | 21 | 327 | 233 | 19 | 2 | 9,457 |
| 9 | 872 | 39 | 373 | 356 | 107 | 6,637 | 83 | 10 | 135 | 19 | 487 | 251 | 25 | 1 | 9,396 |
| 10 | 781 | 39 | 330 | 331 | 108 | 6,176 | 104 | 12 | 113 | 11 | 1,061 | 253 | 16 | 2 | 9,338 |
| 11 | 735 | 39 | 353 | 365 | 150 | 5,890 | 87 | 14 | 125 | 17 | 1,433 | 332 | 43 | 2 | 9,585 |
| 12 | 720 | 39 | 356 | 399 | 127 | 5,464 | 85 | 12 | 122 | 14 | 1,715 | 327 | 39 | 2 | 9,421 |
| 13 | 680 | 40 | 405 | 392 | 102 | 4,813 | 78 | 11 | 98 | 14 | 2,374 | 419 | 82 | 1 | 9,510 |
| 14 | 633 | 40 | 394 | 424 | 100 | 4,300 | 84 | 5 | 79 | 10 | 2,624 | 558 | 53 | 2 | 9,305 |
| 15 | 601 | 34 | 425 | 480 | 105 | 3,959 | 75 | 5 | 71 | 10 | 2,503 | 595 | 47 | 46 | 8,955 |
| 16 | 524 | 38 | 431 | 612 | 103 | 3,844 | 65 | 4 | 64 | 8 | 2,282 | 714 | 76 | 282 | 9,048 |
| 17 | 499 | 34 | 424 | 627 | 86 | 3,650 | 89 | 5 | 62 | 8 | 1,694 | 742 | 76 | 1,043 | 9,037 |
| 18 | 513 | 49 | 416 | 600 | 113 | 3,536 | 65 | 10 | 61 | 7 | 1,594 | 755 | 114 | 1,056 | 8,888 |
| 19 | 505 | 53 | 402 | 587 | 116 | 3,470 | 67 | 6 | 56 | 6 | 1,528 | 1,025 | 157 | 835 | 8,812 |
| 20 | 488 | 50 | 417 | 537 | 112 | 3,213 | 70 | 5 | 60 | 6 | 1,383 | 1,285 | 272 | 781 | 8,678 |
| 21 | 469 | 45 | 417 | 539 | 106 | 3,036 | 72 | 4 | 68 | 5 | 1,103 | 1,562 | 270 | 749 | 8,444 |
| 22 | 447 | 43 | 402 | 492 | 102 | 2,954 | 74 | 4 | 80 | 5 | 948 | 1,714 | 274 | 720 | 8,258 |
| 23 | 440 | 41 | 393 | 460 | 97 | 2,895 | 80 | 4 | 80 | 5 | 773 | 1,838 | 303 | 699 | 8,110 |

(注) 1 本表は、主として国税庁統計年報書「(4月～翌年3月)」に基づいた。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

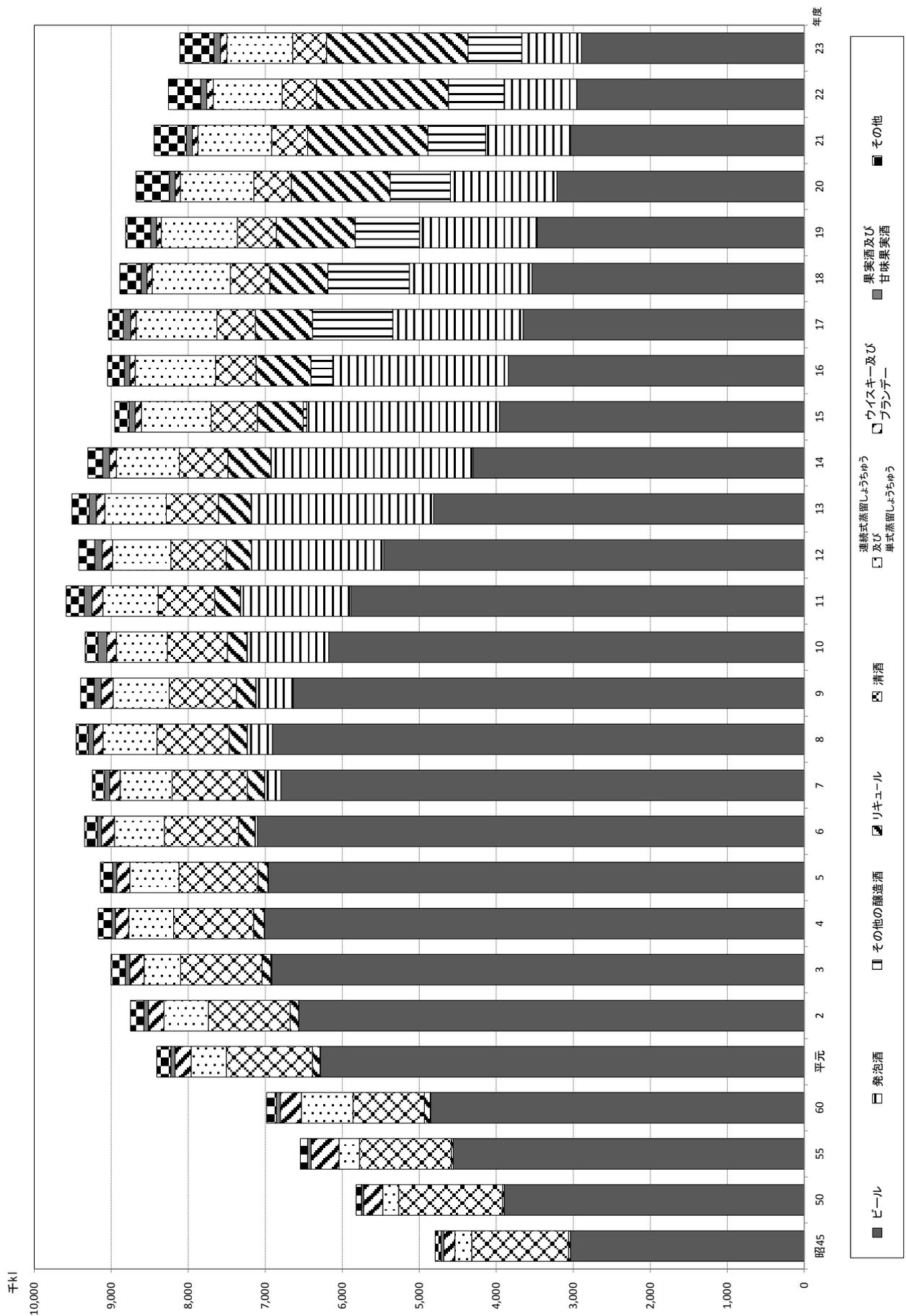
3 平成17年度以前の品目別製成数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の製成数量である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

5 その他の醸造酒等中、粉末酒については酒税法施行令第12条の3の方法により計算した数量としている。

6 原料用酒類(ウイスキー原酒及びブランデー原酒を含む。)として製成された数量は除かれている。

(6) 酒類製成数量の推移



(注) その他は、合成清酒、みりん及びスピリッツ等の合計である。

付表1 酒類製成数量の内訳表

| 品目 | 年度 | | | | | | | |
|----------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|--------|-------|
| | 平13 | 18 | 21 | 22 | 23 | 対13年度比 | 対18年度比 | 対前年度比 |
| | kl | kl | kl | kl | kl | % | % | % |
| 清 酒 | 679,549 | 513,418 | 468,602 | 447,056 | 440,472 | 64.8 | 85.8 | 98.5 |
| 合 成 清 酒 | 39,763 | 48,784 | 44,994 | 42,966 | 41,121 | 103.4 | 84.3 | 95.7 |
| 連続式蒸留しょうちゆう (al分25%換算) | 404,604 | 416,375 | 416,644 | 401,512 | 393,155 | 97.2 | 94.4 | 97.9 |
| 単式蒸留しょうちゆう (al分25%換算) | 391,675 | 600,033 | 539,165 | 491,590 | 460,447 | 117.6 | 76.7 | 93.7 |
| み り ん | 102,479 | 112,523 | 105,959 | 101,799 | 96,954 | 94.6 | 86.2 | 95.2 |
| ビ ー ル | 4,813,095 | 3,536,114 | 3,036,101 | 2,953,814 | 2,895,187 | 60.2 | 81.9 | 98.0 |
| 果 実 酒 | 78,417 | 65,355 | 71,710 | 73,769 | 80,000 | 102.0 | 122.4 | 108.4 |
| 甘 味 果 実 酒 | 11,147 | 9,548 | 3,629 | 3,985 | 4,322 | 38.8 | 45.3 | 108.5 |
| ウ イ ス キ ー (al分40%換算) | 98,254 | 60,749 | 67,911 | 80,125 | 79,626 | 81.0 | 131.1 | 99.4 |
| ブ ラ ン デ ー (al分40%換算) | 14,021 | 6,634 | 5,410 | 5,273 | 5,171 | 36.9 | 77.9 | 98.1 |
| 発 泡 酒 | 2,374,124 | 1,593,622 | 1,102,942 | 947,672 | 773,463 | 32.6 | 48.5 | 81.6 |
| リ キ ュ ー ル | 419,292 | 755,365 | 1,561,766 | 1,714,464 | 1,837,676 | 438.3 | 243.3 | 107.2 |
| ス ピ リ ッ ツ 等 (al分100%換算) | 82,461 | 114,213 | 269,555 | 274,173 | 303,237 | 367.7 | 265.5 | 110.6 |
| そ の 他 の 醸 造 酒 等 | 1,117 | 1,055,615 | 749,359 | 720,075 | 698,831 | 62,563.2 | 66.2 | 97.0 |
| 合 計 | 9,509,998 | 8,888,348 | 8,443,747 | 8,258,273 | 8,109,662 | 85.3 | 91.2 | 98.2 |

- (注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
3 平成17年度以前の品目別製成数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の製成数量である。
4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。
5 その他の醸造酒等中、粉末酒については、酒税法施行令第12条の3の方法により計算した数量としている。
6 原料用酒類(ウイスキー原酒及びブランデー原酒を含む。)として製成された数量は除いている。

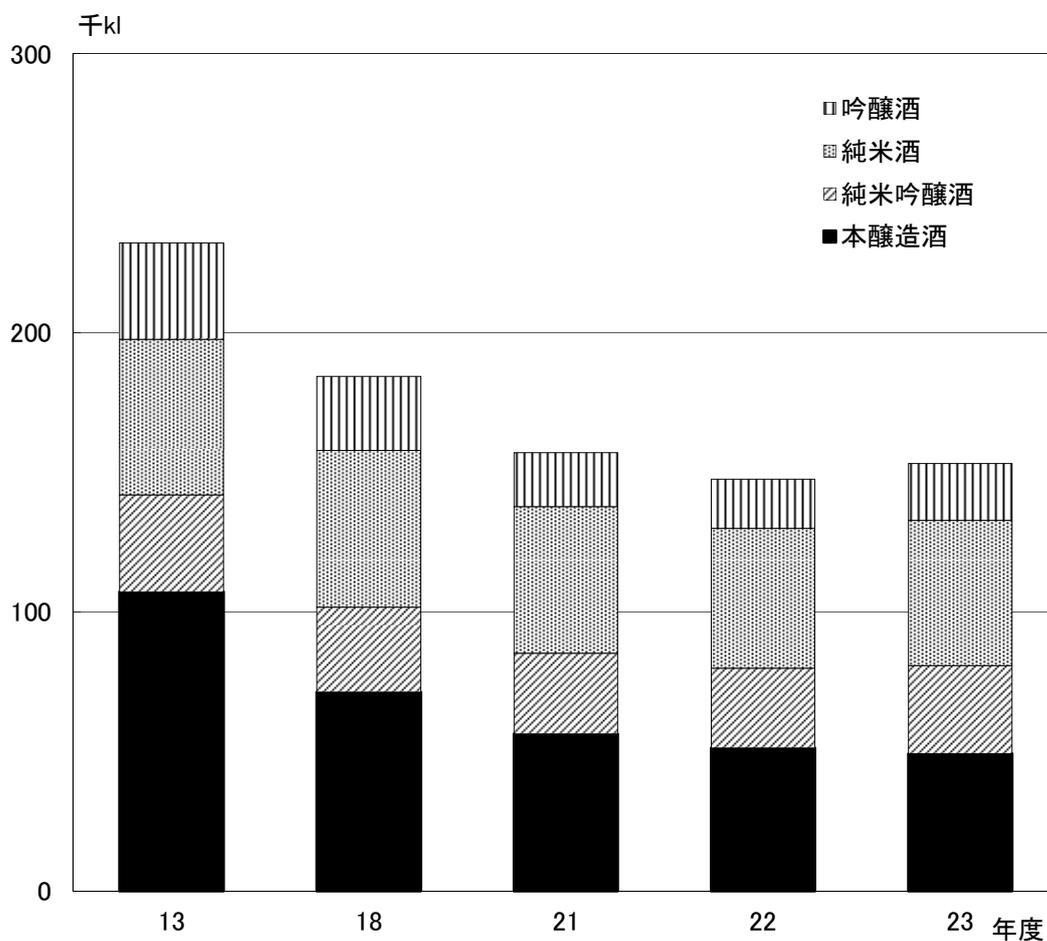
(6 酒類製成数量の推移)

付表2 特定名称の清酒のタイプ別製成数量の内訳表

| 酒造年度 タイプ | 13 | | 18 | | 21 | | 22 | | 23 | |
|-------------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | kl | 構成比 % |
| 吟醸酒 | 34,565 | 5.1 | 26,535 | 5.1 | 19,341 | 4.1 | 17,588 | 4.0 | 20,311 | 4.5 |
| 純米酒 | 55,714 | 8.3 | 56,170 | 10.8 | 52,439 | 11.2 | 50,040 | 11.4 | 51,993 | 11.5 |
| 純米吟醸酒 | 34,702 | 5.1 | 30,446 | 5.8 | 28,988 | 6.2 | 28,653 | 6.5 | 31,582 | 7.0 |
| 本醸造酒 | 107,272 | 15.9 | 71,292 | 13.7 | 56,321 | 12.0 | 51,298 | 11.7 | 49,266 | 10.9 |
| 計 | 232,253 | 34.4 | 184,443 | 35.4 | 157,089 | 33.5 | 147,579 | 33.5 | 153,152 | 34.0 |
| 総製成数量 | 675,272 | 100.0 | 521,591 | 100.0 | 468,878 | 100.0 | 440,293 | 100.0 | 450,909 | 100.0 |

(注) 1 本表は、「清酒の製造状況等について」(国税庁)によった。

2 酒造年度は7月～翌年6月までをいう。



7 酒類課税数量の推移(国税局分及び税関分の合計)

(単位:千kl)

| 品目 年度 | 清酒 | 合成 清酒 | 連続式蒸溜 しょうちゆう | 単式蒸溜 しょうちゆう | みりん | ビール | 果実酒 | 甘味 果実酒 | ウイスキー | ブランドー | 発泡酒 | リキュール | スピリッツ等 | その他の 醸造酒等 | 合計 |
|----------|-------|----------|-----------------|----------------|-----|-------|-----|-----------|-------|-------|-------|-------|--------|--------------|--------|
| 昭和 45 | 1,601 | 38 | 161 | 53 | 31 | 2,982 | 6 | 27 | 132 | 5 | 0 | 23 | 9 | 0 | 5,068 |
| 50 | 1,747 | 22 | 122 | 73 | 41 | 3,908 | 31 | 21 | 249 | 8 | 0 | 22 | 6 | 1 | 6,250 |
| 55 | 1,473 | 21 | 141 | 107 | 69 | 4,533 | 47 | 18 | 354 | 18 | 0 | 24 | 8 | 2 | 6,814 |
| 60 | 1,355 | 21 | 366 | 260 | 80 | 4,861 | 69 | 20 | 272 | 27 | 5 | 91 | 33 | 5 | 7,464 |
| 平成 元 | 1,353 | 22 | 209 | 207 | 91 | 6,320 | 137 | 13 | 222 | 38 | 0 | 121 | 46 | 8 | 8,788 |
| 2 | 1,422 | 22 | 341 | 258 | 88 | 6,586 | 132 | 14 | 211 | 42 | 0 | 152 | 46 | 8 | 9,324 |
| 3 | 1,377 | 22 | 251 | 221 | 100 | 6,970 | 119 | 12 | 198 | 41 | 9 | 144 | 43 | 9 | 9,515 |
| 4 | 1,374 | 31 | 307 | 256 | 83 | 7,078 | 112 | 12 | 182 | 40 | 4 | 145 | 39 | 9 | 9,672 |
| 5 | 1,422 | 42 | 367 | 289 | 93 | 7,015 | 116 | 12 | 186 | 40 | 2 | 168 | 31 | 9 | 9,792 |
| 6 | 1,243 | 48 | 342 | 275 | 92 | 7,413 | 146 | 11 | 168 | 36 | 31 | 223 | 33 | 10 | 10,071 |
| 7 | 1,310 | 54 | 385 | 300 | 95 | 6,979 | 158 | 12 | 148 | 33 | 252 | 240 | 31 | 10 | 10,006 |
| 8 | 1,254 | 56 | 406 | 329 | 97 | 7,012 | 176 | 12 | 135 | 32 | 350 | 262 | 30 | 11 | 10,160 |
| 9 | 1,162 | 54 | 420 | 324 | 106 | 6,686 | 268 | 14 | 141 | 27 | 497 | 279 | 27 | 11 | 10,016 |
| 10 | 1,094 | 55 | 400 | 331 | 110 | 6,165 | 370 | 15 | 136 | 25 | 1,075 | 287 | 24 | 10 | 10,095 |
| 11 | 1,061 | 57 | 410 | 346 | 158 | 5,820 | 279 | 16 | 131 | 23 | 1,441 | 388 | 26 | 11 | 10,166 |
| 12 | 999 | 61 | 425 | 357 | 135 | 5,416 | 269 | 15 | 125 | 20 | 1,746 | 406 | 29 | 11 | 10,015 |
| 13 | 949 | 64 | 479 | 368 | 107 | 4,808 | 259 | 13 | 112 | 18 | 2,385 | 500 | 30 | 11 | 10,104 |
| 14 | 898 | 67 | 483 | 395 | 107 | 4,299 | 270 | 10 | 106 | 15 | 2,646 | 587 | 29 | 12 | 9,923 |
| 15 | 842 | 64 | 511 | 471 | 109 | 3,955 | 248 | 8 | 97 | 13 | 2,527 | 615 | 52 | 54 | 9,567 |
| 16 | 753 | 64 | 519 | 534 | 108 | 3,837 | 241 | 7 | 86 | 11 | 2,308 | 732 | 81 | 272 | 9,554 |
| 17 | 730 | 65 | 505 | 539 | 112 | 3,642 | 257 | 7 | 84 | 10 | 1,699 | 770 | 83 | 1,047 | 9,549 |
| 18 | 700 | 58 | 495 | 550 | 113 | 3,528 | 236 | 14 | 80 | 9 | 1,591 | 813 | 106 | 1,069 | 9,362 |
| 19 | 676 | 55 | 465 | 569 | 115 | 3,466 | 237 | 10 | 74 | 9 | 1,535 | 1,066 | 129 | 858 | 9,266 |
| 20 | 653 | 51 | 478 | 537 | 111 | 3,199 | 246 | 7 | 76 | 8 | 1,383 | 1,337 | 216 | 790 | 9,093 |
| 21 | 616 | 47 | 480 | 532 | 108 | 3,018 | 250 | 7 | 84 | 7 | 1,148 | 1,685 | 265 | 755 | 9,001 |
| 22 | 603 | 44 | 462 | 508 | 107 | 2,943 | 274 | 7 | 96 | 7 | 967 | 1,917 | 303 | 726 | 8,963 |
| 23 | 603 | 41 | 450 | 508 | 104 | 2,859 | 302 | 8 | 96 | 7 | 855 | 2,058 | 320 | 724 | 8,936 |

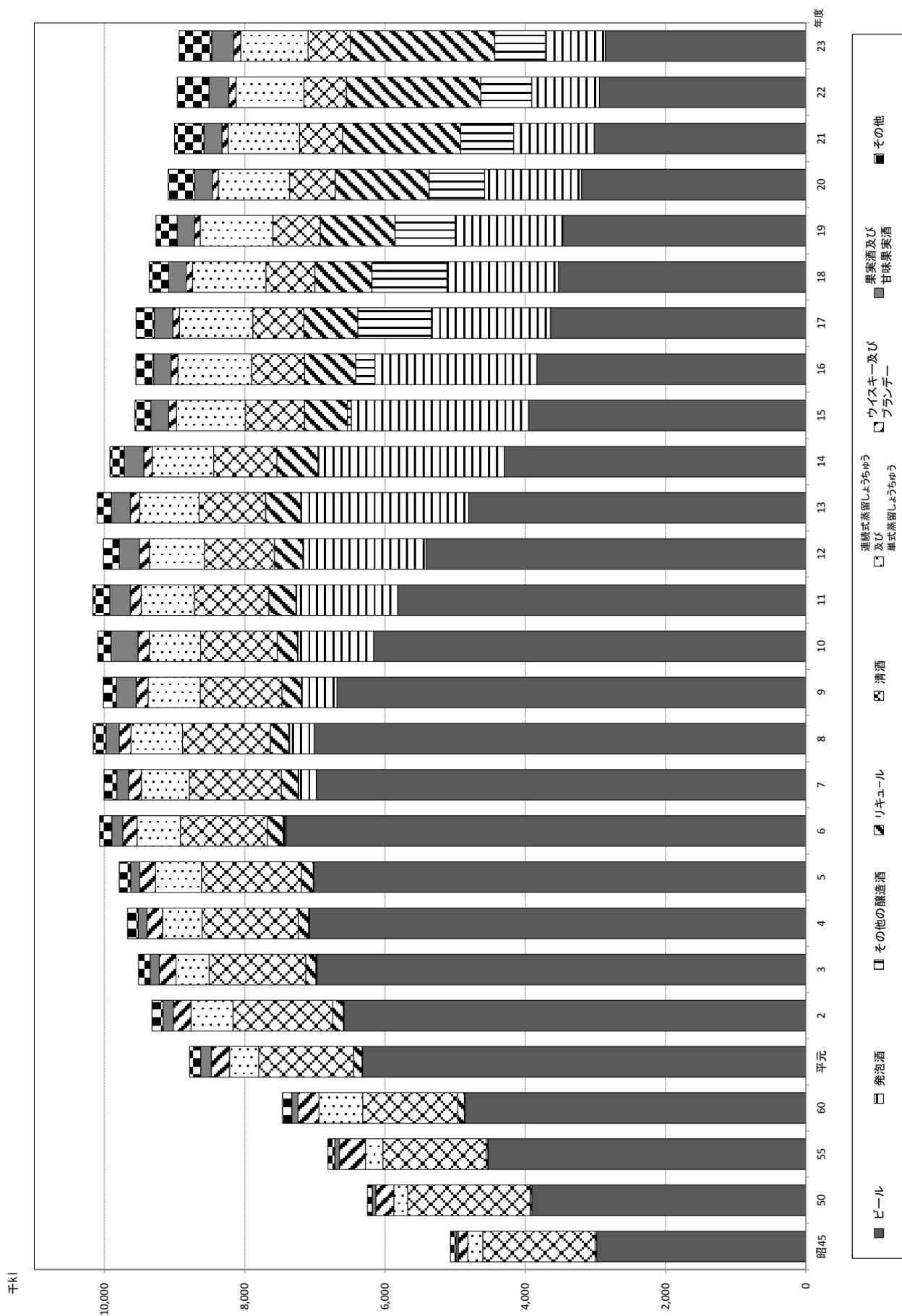
(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

3 平成17年度以前の品目別課税数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税数量である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

(7) 酒類課税数量の推移（国税局分及び税関分の合計）



(7 酒類課税数量の推移(国税局分及び税関分の合計))

付表 酒類課税数量の内訳表(国税局分及び税関分の合計)

| 品目 | 年度 | | | | | | | |
|-------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|--------|-------|
| | 平13 | 18 | 21 | 22 | 23 | 対13年度比 | 対18年度比 | 対前年度比 |
| | kl | kl | kl | kl | kl | % | % | % |
| 清酒 | 949,360 | 700,475 | 616,299 | 602,715 | 603,026 | 63.5 | 86.1 | 100.1 |
| 合成清酒 | 64,146 | 57,522 | 46,564 | 44,074 | 41,407 | 64.6 | 72.0 | 93.9 |
| 連続式蒸留しょうちゅう | 479,103 | 494,828 | 480,397 | 462,241 | 450,259 | 94.0 | 91.0 | 97.4 |
| 単式蒸留しょうちゅう | 367,892 | 550,438 | 531,502 | 508,139 | 507,541 | 138.0 | 92.2 | 99.9 |
| みりん | 106,784 | 113,005 | 107,744 | 107,213 | 104,253 | 97.6 | 92.3 | 97.2 |
| ビール | 4,807,775 | 3,527,836 | 3,017,633 | 2,942,565 | 2,859,334 | 59.5 | 81.1 | 97.2 |
| 果実酒 | 259,156 | 236,284 | 249,810 | 274,049 | 302,045 | 116.5 | 127.8 | 110.2 |
| 甘味果実酒 | 13,438 | 13,570 | 6,616 | 6,707 | 7,834 | 58.3 | 57.7 | 116.8 |
| ウイスキー | 112,234 | 79,820 | 84,450 | 95,792 | 96,195 | 85.7 | 120.5 | 100.4 |
| ブランデー | 17,845 | 9,456 | 7,010 | 6,860 | 6,872 | 38.5 | 72.7 | 100.2 |
| 発泡酒 | 2,385,059 | 1,590,804 | 1,148,295 | 966,500 | 854,538 | 35.8 | 53.7 | 88.4 |
| リキュール | 500,167 | 813,304 | 1,684,638 | 1,916,996 | 2,058,462 | 411.6 | 253.1 | 107.4 |
| スピリッツ等 | 30,180 | 105,678 | 264,896 | 302,684 | 319,542 | 1,058.8 | 302.4 | 105.6 |
| その他の醸造酒等 | 11,219 | 1,069,136 | 755,147 | 726,031 | 724,368 | 6,456.6 | 67.8 | 99.8 |
| 合計 | 10,104,360 | 9,362,161 | 9,001,013 | 8,962,580 | 8,935,681 | 88.4 | 95.4 | 99.7 |

- (注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
3 平成17年度以前の品目別課税数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税数量である。
4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

8 酒類課税数量の推移(国税局分)

(単位:千kl)

| 品目 年度 | 清酒 | 合成 清酒 | 連続式蒸留 しょうちゆう | 単式蒸留 しょうちゆう | みりん | ビール | 果実酒 | 甘味 果実酒 | ウイスキー | ブランデー | 発泡酒 | リキュール | スピリッツ等 | その他の 醸造酒等 | 合計 |
|----------|-------|----------|-----------------|----------------|-----|-------|-----|-----------|-------|-------|-------|-------|--------|--------------|-------|
| 昭和 | 1,601 | 38 | 161 | 52 | 31 | 2,981 | 5 | 25 | 130 | 4 | - | 23 | 8 | 0 | 5,060 |
| 50 | 1,747 | 22 | 122 | 73 | 41 | 3,905 | 24 | 19 | 228 | 6 | - | 22 | 5 | 0 | 6,214 |
| 55 | 1,473 | 21 | 141 | 107 | 69 | 4,521 | 35 | 16 | 332 | 12 | - | 23 | 7 | 1 | 6,758 |
| 60 | 1,355 | 21 | 363 | 260 | 80 | 4,851 | 47 | 15 | 252 | 20 | 5 | 90 | 31 | 3 | 7,394 |
| 平成 | 1,353 | 22 | 206 | 207 | 91 | 6,250 | 71 | 11 | 168 | 27 | 0 | 107 | 41 | 6 | 8,559 |
| 2 | 1,422 | 22 | 337 | 258 | 88 | 6,490 | 68 | 12 | 160 | 29 | 0 | 131 | 42 | 6 | 9,066 |
| 3 | 1,377 | 22 | 247 | 221 | 100 | 6,869 | 62 | 10 | 148 | 29 | 8 | 130 | 38 | 5 | 9,267 |
| 4 | 1,374 | 31 | 302 | 256 | 83 | 6,966 | 60 | 9 | 138 | 29 | 3 | 140 | 35 | 5 | 9,432 |
| 5 | 1,421 | 42 | 359 | 289 | 93 | 6,895 | 58 | 9 | 142 | 29 | 1 | 163 | 26 | 5 | 9,534 |
| 6 | 1,243 | 48 | 330 | 275 | 92 | 7,086 | 64 | 8 | 126 | 26 | 26 | 216 | 27 | 5 | 9,572 |
| 7 | 1,310 | 54 | 362 | 300 | 95 | 6,766 | 75 | 7 | 110 | 24 | 205 | 233 | 23 | 3 | 9,568 |
| 8 | 1,253 | 56 | 373 | 328 | 97 | 6,846 | 84 | 7 | 101 | 21 | 318 | 252 | 21 | 4 | 9,762 |
| 9 | 1,162 | 54 | 381 | 324 | 106 | 6,570 | 119 | 11 | 109 | 19 | 475 | 267 | 19 | 3 | 9,619 |
| 10 | 1,093 | 55 | 357 | 331 | 110 | 6,096 | 146 | 11 | 104 | 20 | 1,053 | 280 | 16 | 3 | 9,676 |
| 11 | 1,061 | 57 | 359 | 346 | 158 | 5,779 | 120 | 13 | 103 | 18 | 1,400 | 378 | 17 | 3 | 9,810 |
| 12 | 999 | 61 | 365 | 357 | 134 | 5,389 | 103 | 12 | 100 | 15 | 1,693 | 395 | 20 | 3 | 9,646 |
| 13 | 949 | 64 | 408 | 368 | 106 | 4,778 | 101 | 10 | 89 | 13 | 2,342 | 486 | 21 | 3 | 9,738 |
| 14 | 898 | 67 | 404 | 394 | 106 | 4,271 | 105 | 6 | 82 | 11 | 2,600 | 571 | 20 | 3 | 9,538 |
| 15 | 841 | 64 | 431 | 469 | 108 | 3,929 | 89 | 5 | 77 | 10 | 2,488 | 597 | 44 | 45 | 9,197 |
| 16 | 753 | 64 | 431 | 532 | 107 | 3,810 | 80 | 4 | 69 | 8 | 2,278 | 711 | 73 | 261 | 9,182 |
| 17 | 730 | 65 | 425 | 539 | 111 | 3,613 | 99 | 4 | 67 | 8 | 1,683 | 743 | 75 | 1,036 | 9,197 |
| 18 | 700 | 58 | 418 | 550 | 112 | 3,499 | 81 | 7 | 65 | 7 | 1,580 | 783 | 98 | 1,058 | 9,016 |
| 19 | 676 | 55 | 396 | 569 | 113 | 3,442 | 81 | 6 | 59 | 6 | 1,526 | 1,023 | 121 | 848 | 8,922 |
| 20 | 653 | 51 | 410 | 536 | 110 | 3,175 | 83 | 4 | 63 | 6 | 1,374 | 1,270 | 209 | 781 | 8,726 |
| 21 | 616 | 47 | 411 | 531 | 106 | 2,996 | 83 | 4 | 71 | 6 | 1,141 | 1,575 | 256 | 747 | 8,589 |
| 22 | 603 | 44 | 398 | 508 | 106 | 2,920 | 88 | 4 | 81 | 5 | 961 | 1,745 | 292 | 718 | 8,472 |
| 23 | 603 | 41 | 388 | 507 | 103 | 2,822 | 95 | 4 | 80 | 5 | 850 | 1,819 | 297 | 718 | 8,332 |

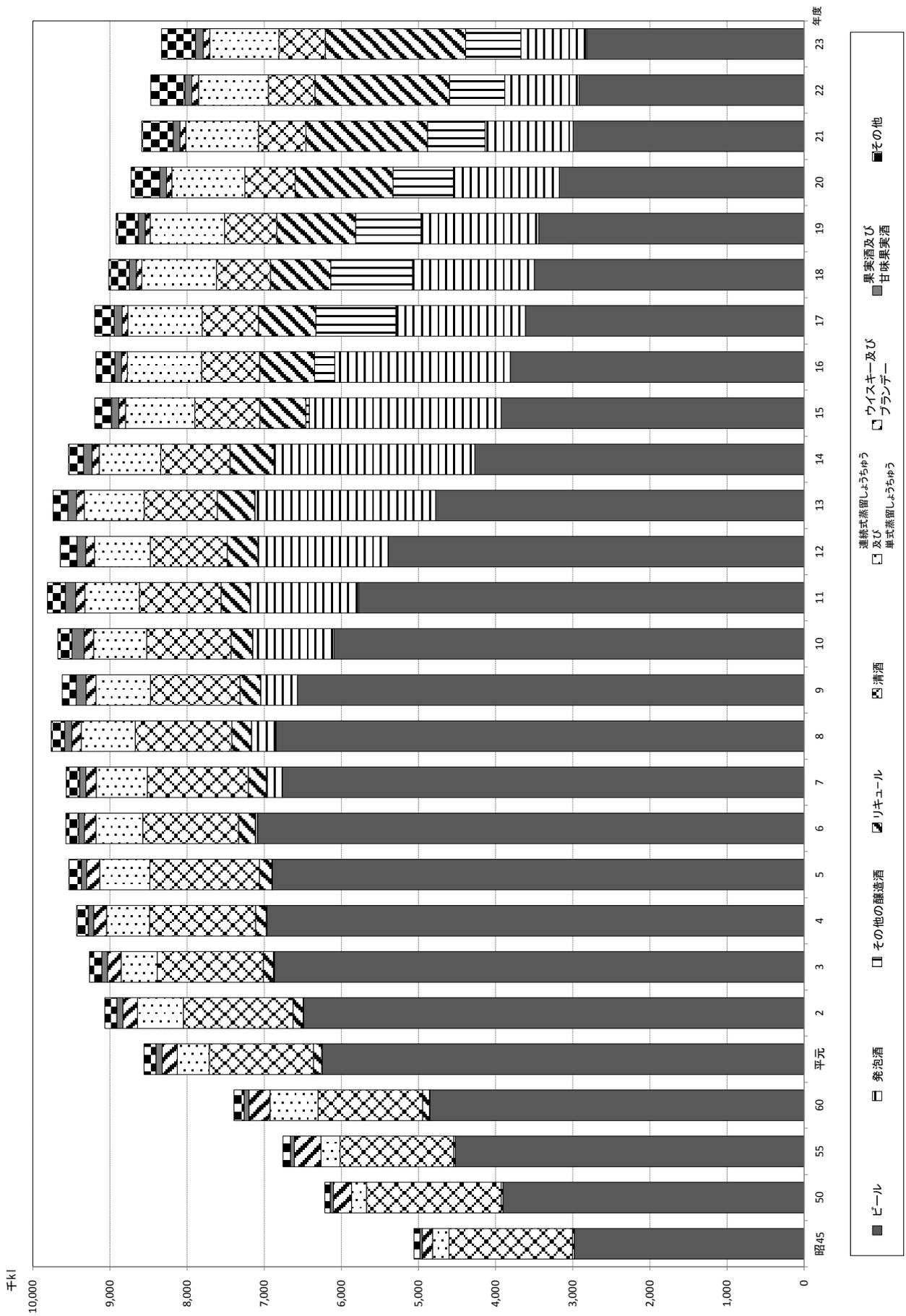
(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

3 平成17年度以前の品目別課税数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税数量である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

(8 酒類課税数量の推移 (国税局分))



(8 酒類課税数量の推移(国税局分))

付表1 酒類課税数量の内訳表(国税局分)

| 品目 | 年度 | | | | | | | |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|--------|-------|
| | 平13 | 18 | 21 | 22 | 23 | 対13年度比 | 対18年度比 | 対前年度比 |
| | kl | kl | kl | kl | kl | % | % | % |
| 清酒 | 949,068 | 700,369 | 616,210 | 602,656 | 602,987 | 63.5 | 86.1 | 100.1 |
| 合成清酒 | 64,140 | 57,522 | 46,564 | 44,074 | 41,396 | 64.5 | 72.0 | 93.9 |
| 連続式蒸留しょうちゅう | 408,365 | 418,353 | 411,336 | 397,652 | 387,833 | 95.0 | 92.7 | 97.5 |
| 単式蒸留しょうちゅう | 367,699 | 550,018 | 531,128 | 507,577 | 506,922 | 137.9 | 92.2 | 99.9 |
| みりん | 106,017 | 111,910 | 106,408 | 105,684 | 102,706 | 96.9 | 91.8 | 97.2 |
| ビール | 4,777,660 | 3,499,344 | 2,995,852 | 2,919,624 | 2,821,727 | 59.1 | 80.6 | 96.6 |
| 果実酒 | 100,743 | 81,246 | 83,040 | 88,358 | 95,482 | 94.8 | 117.5 | 108.1 |
| 甘味果実酒 | 9,772 | 7,378 | 3,697 | 3,568 | 3,777 | 38.7 | 51.2 | 105.9 |
| ウイスキー | 89,067 | 64,740 | 70,655 | 80,602 | 79,682 | 89.5 | 123.1 | 98.9 |
| ブランデー | 13,284 | 6,854 | 5,601 | 5,398 | 5,257 | 39.6 | 76.7 | 97.4 |
| 発泡酒 | 2,341,719 | 1,580,079 | 1,140,634 | 961,105 | 849,862 | 36.3 | 53.8 | 88.4 |
| リキュール | 486,160 | 782,782 | 1,574,816 | 1,745,103 | 1,819,348 | 374.2 | 232.4 | 104.3 |
| スピリッツ等 | 21,444 | 97,591 | 256,458 | 292,272 | 297,388 | 1,386.8 | 304.7 | 101.8 |
| その他の醸造酒等 | 2,974 | 1,058,159 | 746,640 | 718,143 | 717,728 | 24,133.4 | 67.8 | 99.9 |
| 合計 | 9,738,110 | 9,016,355 | 8,589,049 | 8,471,828 | 8,332,100 | 85.6 | 92.4 | 98.4 |

- (注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。
 2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
 3 平成17年度以前の品目別課税数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税数量である。
 4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

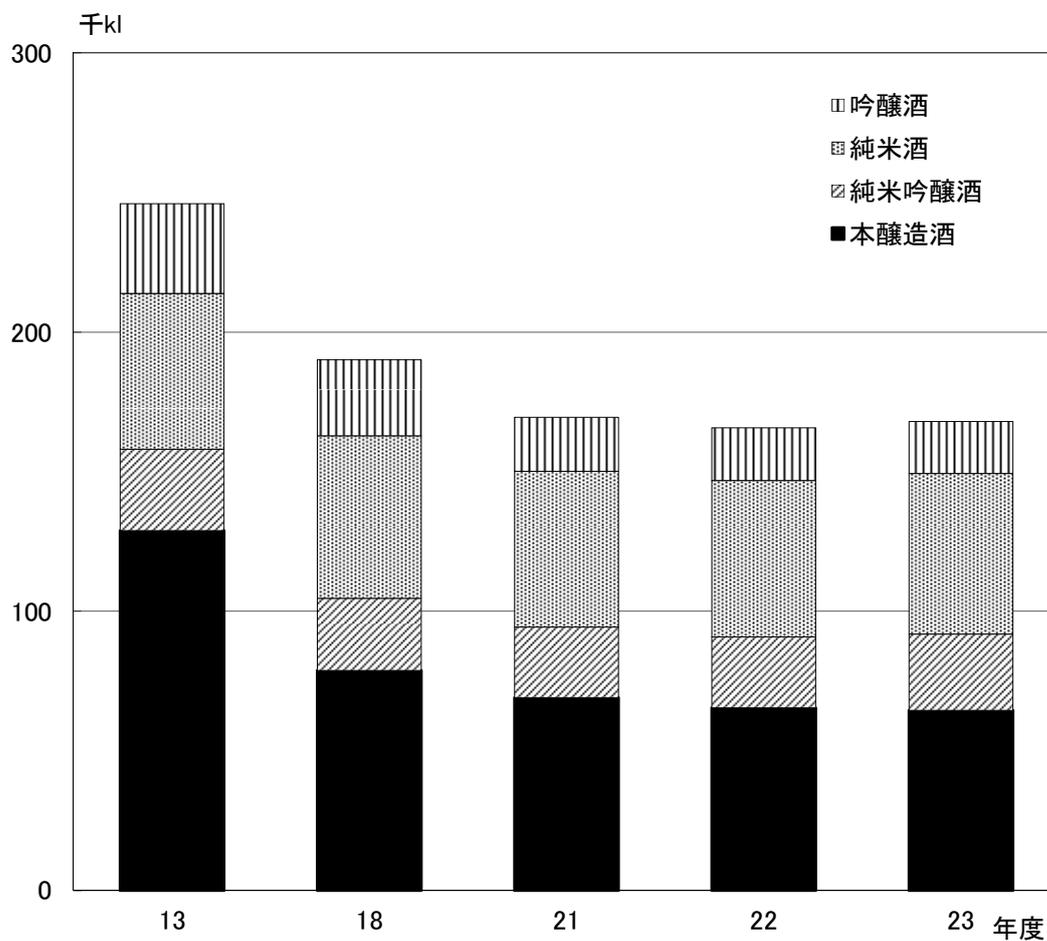
(8 酒類課税数量の推移(国税局分))

付表2 特定名称の清酒のタイプ別課税移出数量の内訳表(国税局分)

| 酒造年度 タイプ | 13 | | 18 | | 21 | | 22 | | 23 | |
|-------------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | kl | 構成比 % |
| 吟醸酒 | 32,124 | 3.3 | 27,278 | 3.8 | 19,372 | 3.0 | 18,931 | 3.1 | 18,668 | 3.0 |
| 純米酒 | 55,785 | 5.8 | 58,121 | 8.2 | 55,808 | 8.8 | 55,973 | 9.1 | 57,516 | 9.1 |
| 純米吟醸酒 | 29,130 | 3.0 | 25,825 | 3.6 | 25,305 | 4.0 | 25,458 | 4.1 | 27,309 | 4.3 |
| 本醸造酒 | 128,966 | 13.4 | 78,927 | 11.1 | 69,104 | 10.9 | 65,475 | 10.6 | 64,628 | 10.3 |
| 計 | 246,005 | 25.5 | 190,151 | 26.8 | 169,590 | 26.6 | 165,838 | 26.9 | 168,121 | 26.7 |
| 総移出数量 | 963,679 | 100.0 | 708,656 | 100.0 | 636,619 | 100.0 | 616,066 | 100.0 | 629,558 | 100.0 |

(注) 1 本表は、「清酒の製造状況等について」(国税庁)によった。

2 酒造年度は7月～翌年6月までをいう。



9 酒類課税数量の推移(税関分)

(単位:千kl)

| 品目 年度 | 清酒 | 合成 清酒 | 連続式蒸留 しょうちゆう | 単式蒸留 しょうちゆう | みりん | ビール | 果実酒 | 甘味 果実酒 | ウイスキー | ブランドー | 発泡酒 | リキュール | スピリッツ等 | その他の 醸造酒等 | 合計 |
|----------|----|----------|-----------------|----------------|-----|-----|-----|-----------|-------|-------|-----|-------|--------|--------------|-----|
| 昭和 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 8 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 7 | 2 | 21 | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 36 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 12 | 2 | 22 | 5 | 0 | 1 | 1 | 1 | 56 |
| | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 9 | 22 | 5 | 20 | 7 | 0 | 1 | 2 | 2 | 71 |
| 平成 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 71 | 67 | 2 | 54 | 11 | 0 | 14 | 5 | 3 | 229 |
| 2 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 96 | 65 | 3 | 51 | 13 | 0 | 21 | 4 | 3 | 259 |
| 3 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 101 | 57 | 2 | 49 | 12 | 0 | 15 | 5 | 3 | 248 |
| 4 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 112 | 52 | 2 | 44 | 11 | 0 | 5 | 4 | 4 | 239 |
| 5 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 120 | 58 | 3 | 43 | 11 | 1 | 5 | 5 | 4 | 259 |
| 6 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 327 | 82 | 3 | 42 | 10 | 5 | 7 | 6 | 5 | 499 |
| 7 | 0 | 0 | 22 | 0 | 0 | 213 | 83 | 5 | 38 | 9 | 46 | 7 | 8 | 6 | 439 |
| 8 | 0 | 0 | 33 | 1 | 0 | 166 | 92 | 4 | 33 | 10 | 32 | 10 | 8 | 7 | 398 |
| 9 | 0 | 0 | 39 | 0 | 0 | 117 | 149 | 3 | 32 | 8 | 22 | 12 | 8 | 7 | 397 |
| 10 | 0 | 0 | 43 | 0 | 0 | 69 | 223 | 3 | 31 | 5 | 22 | 8 | 8 | 6 | 419 |
| 11 | 0 | 0 | 51 | 0 | 1 | 41 | 158 | 3 | 28 | 5 | 42 | 11 | 9 | 8 | 356 |
| 12 | 0 | 0 | 60 | 0 | 1 | 27 | 166 | 3 | 26 | 5 | 53 | 11 | 9 | 8 | 370 |
| 13 | 0 | 0 | 71 | 0 | 1 | 30 | 158 | 4 | 23 | 5 | 43 | 14 | 9 | 8 | 366 |
| 14 | 0 | 0 | 79 | 1 | 1 | 28 | 165 | 4 | 23 | 4 | 45 | 16 | 9 | 9 | 385 |
| 15 | 0 | 0 | 81 | 2 | 1 | 26 | 159 | 3 | 20 | 4 | 38 | 18 | 9 | 9 | 370 |
| 16 | 0 | 0 | 88 | 2 | 1 | 27 | 161 | 3 | 17 | 3 | 29 | 22 | 8 | 11 | 371 |
| 17 | 0 | 0 | 80 | 0 | 1 | 29 | 158 | 3 | 17 | 3 | 16 | 27 | 8 | 11 | 352 |
| 18 | 0 | 0 | 76 | 0 | 1 | 28 | 155 | 6 | 15 | 3 | 11 | 31 | 8 | 11 | 346 |
| 19 | 0 | 0 | 70 | 0 | 1 | 24 | 157 | 4 | 15 | 2 | 9 | 43 | 9 | 10 | 344 |
| 20 | 0 | 0 | 68 | 0 | 1 | 24 | 163 | 3 | 14 | 2 | 9 | 67 | 8 | 9 | 367 |
| 21 | 0 | 0 | 69 | 0 | 1 | 22 | 167 | 3 | 14 | 1 | 8 | 110 | 8 | 9 | 412 |
| 22 | 0 | 0 | 65 | 1 | 2 | 23 | 186 | 3 | 15 | 1 | 5 | 172 | 10 | 8 | 491 |
| 23 | 0 | 0 | 62 | 1 | 2 | 38 | 207 | 4 | 17 | 2 | 5 | 239 | 22 | 7 | 604 |

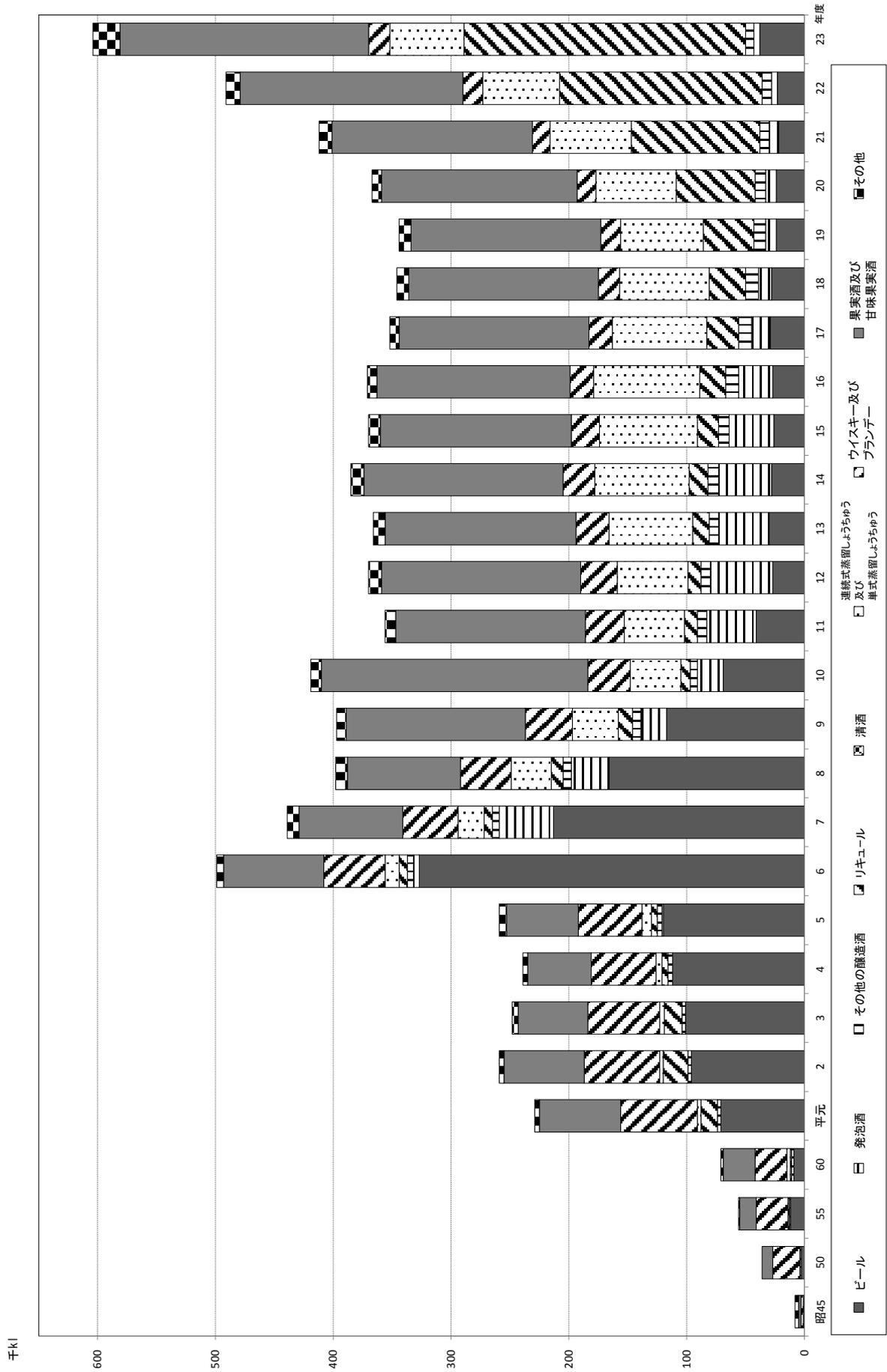
(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

3 平成17年度以前の品目別課税数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税数量である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

(9 酒類課税数量の推移 (税関分))



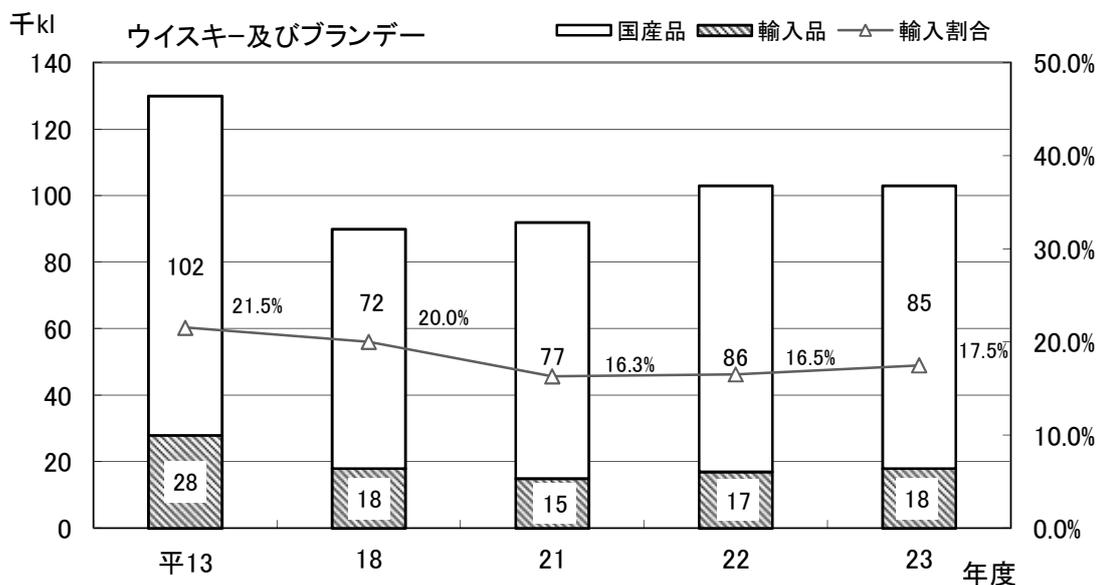
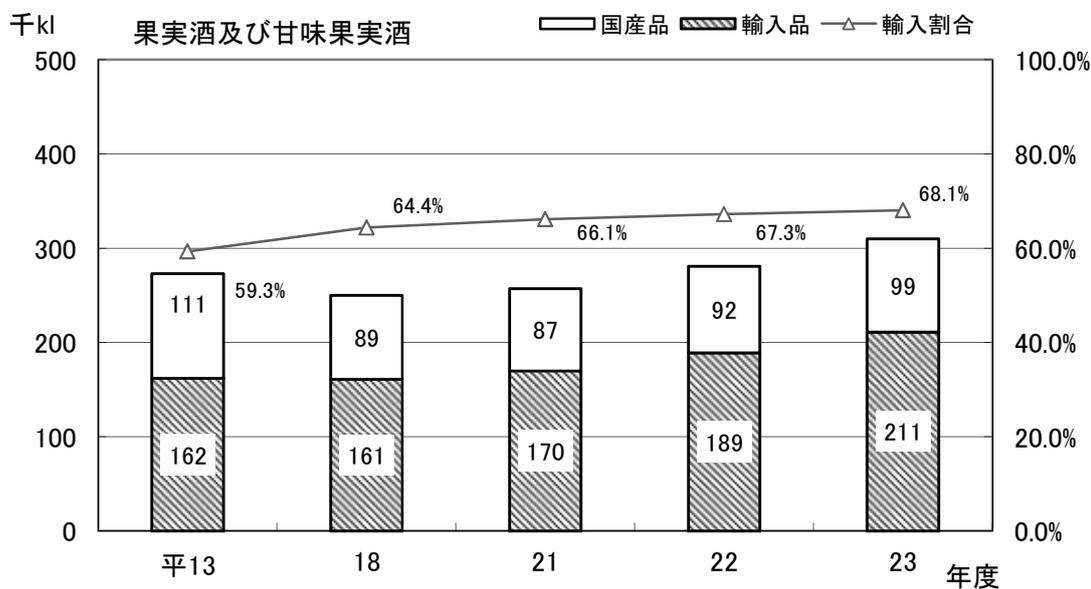
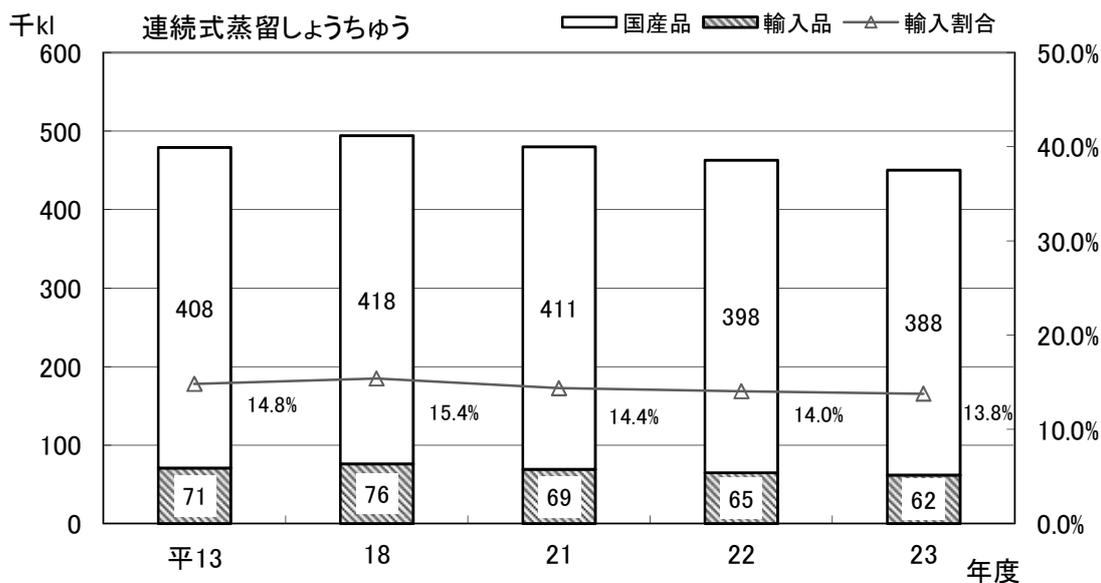
(注) その他は、合成清酒、みりん及びスピリッツ等の合計である。

付表1 酒類課税数量の内訳表(税関分)

| 品目 | 年度 | | | | | | | |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|-------|
| | 平13 | 18 | 21 | 22 | 23 | 対13年度比 | 対18年度比 | 対前年度比 |
| | kl | kl | kl | kl | kl | % | % | % |
| 清酒 | 292 | 106 | 89 | 59 | 39 | 13.4 | 36.8 | 66.1 |
| 合成清酒 | 6 | 0 | 0 | 0 | 11 | 183.3 | - | - |
| 連続式蒸留しょうちゆう | 70,738 | 76,475 | 69,061 | 64,589 | 62,426 | 88.2 | 81.6 | 96.7 |
| 単式蒸留しょうちゆう | 193 | 420 | 374 | 562 | 619 | 320.7 | 147.4 | 110.1 |
| みりん | 767 | 1,095 | 1,336 | 1,529 | 1,547 | 201.7 | 141.3 | 101.2 |
| ビール | 30,115 | 28,492 | 21,781 | 22,941 | 37,607 | 124.9 | 132.0 | 163.9 |
| 果実酒 | 158,413 | 155,038 | 166,770 | 185,691 | 206,563 | 130.4 | 133.2 | 111.2 |
| 甘味果実酒 | 3,666 | 6,192 | 2,919 | 3,139 | 4,057 | 110.7 | 65.5 | 129.2 |
| ウイスキー | 23,167 | 15,080 | 13,795 | 15,190 | 16,513 | 71.3 | 109.5 | 108.7 |
| ブランデー | 4,561 | 2,602 | 1,409 | 1,462 | 1,615 | 35.4 | 62.1 | 110.5 |
| 発泡酒 | 43,340 | 10,725 | 7,661 | 5,395 | 4,676 | 10.8 | 43.6 | 86.7 |
| リキュール | 14,007 | 30,522 | 109,822 | 171,893 | 239,114 | 1,707.1 | 783.4 | 139.1 |
| スピリッツ等 | 8,736 | 8,087 | 8,438 | 10,412 | 22,154 | 253.6 | 273.9 | 212.8 |
| その他の醸造酒等 | 8,247 | 10,977 | 8,507 | 7,888 | 6,640 | 80.5 | 60.5 | 84.2 |
| 合計 | 366,250 | 345,806 | 411,964 | 490,752 | 603,581 | 164.8 | 174.5 | 123.0 |

- (注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
3 平成17年度以前の品目別課税数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税数量である。
4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

付表2 国産品・輸入品別課税数量の推移



10 酒税課税額の推移(国税局分及び税関分の合計)

(単位:億円)

| 品目 年度 | 清酒 | 合成 清酒 | 連続式蒸留 しょうちゆう | 単式蒸留 しょうちゆう | みりん | ビール | 果実酒 | 甘味 果実酒 | ウイスキー | ブランデー | 発泡酒 | リキュール | スピリッツ等 | その他の 醸造酒等 | 合計 |
|----------|-------|----------|-----------------|----------------|-----|--------|-----|-----------|-------|-------|-------|-------|--------|--------------|--------|
| 昭和 45 | 2,106 | 24 | 89 | 20 | 21 | 3,161 | 4 | 15 | 605 | 51 | 0 | 24 | 17 | 0 | 6,137 |
| 50 | 2,600 | 14 | 74 | 28 | 28 | 4,190 | 26 | 13 | 1,976 | 143 | 0 | 22 | 12 | 1 | 9,125 |
| 55 | 2,538 | 13 | 93 | 41 | 47 | 7,295 | 52 | 18 | 3,793 | 312 | 0 | 33 | 24 | 2 | 14,260 |
| 60 | 2,728 | 17 | 318 | 134 | 58 | 11,608 | 73 | 28 | 3,662 | 477 | 8 | 116 | 102 | 12 | 19,336 |
| 平成 元 | 1,963 | 15 | 249 | 139 | 20 | 13,150 | 63 | 13 | 2,294 | 375 | 0 | 111 | 148 | 8 | 18,549 |
| 2 | 2,033 | 14 | 448 | 175 | 19 | 13,702 | 60 | 13 | 2,181 | 407 | 0 | 145 | 152 | 8 | 19,358 |
| 3 | 1,940 | 14 | 307 | 151 | 22 | 14,502 | 54 | 12 | 2,050 | 405 | 7 | 134 | 141 | 8 | 19,745 |
| 4 | 1,718 | 20 | 384 | 174 | 18 | 14,726 | 50 | 11 | 1,872 | 391 | 3 | 131 | 131 | 9 | 19,639 |
| 5 | 1,777 | 27 | 460 | 199 | 20 | 14,594 | 52 | 12 | 1,743 | 371 | 2 | 148 | 112 | 9 | 19,527 |
| 6 | 1,614 | 35 | 510 | 262 | 20 | 16,327 | 78 | 12 | 1,635 | 347 | 46 | 197 | 118 | 11 | 21,211 |
| 7 | 1,709 | 39 | 581 | 300 | 20 | 15,464 | 85 | 13 | 1,431 | 323 | 301 | 217 | 115 | 11 | 20,610 |
| 8 | 1,633 | 40 | 602 | 326 | 21 | 15,540 | 96 | 13 | 1,305 | 310 | 343 | 235 | 108 | 12 | 20,583 |
| 9 | 1,508 | 38 | 693 | 391 | 23 | 14,817 | 148 | 16 | 1,032 | 205 | 523 | 267 | 97 | 12 | 19,771 |
| 10 | 1,412 | 39 | 918 | 551 | 24 | 13,661 | 203 | 16 | 554 | 103 | 1,133 | 295 | 85 | 11 | 19,005 |
| 11 | 1,365 | 40 | 965 | 652 | 42 | 12,898 | 152 | 16 | 516 | 91 | 1,516 | 373 | 83 | 13 | 18,721 |
| 12 | 1,279 | 43 | 1,001 | 752 | 32 | 12,002 | 145 | 14 | 486 | 82 | 1,834 | 386 | 82 | 13 | 18,150 |
| 13 | 1,209 | 45 | 1,131 | 860 | 24 | 10,656 | 140 | 13 | 434 | 71 | 2,503 | 461 | 79 | 13 | 17,638 |
| 14 | 1,139 | 46 | 1,140 | 925 | 23 | 9,528 | 145 | 10 | 408 | 60 | 2,776 | 531 | 78 | 13 | 16,822 |
| 15 | 1,065 | 50 | 1,203 | 1,107 | 23 | 8,761 | 163 | 9 | 369 | 54 | 3,302 | 552 | 91 | 43 | 16,792 |
| 16 | 950 | 50 | 1,221 | 1,262 | 23 | 8,501 | 162 | 8 | 326 | 45 | 3,093 | 643 | 111 | 194 | 16,588 |
| 17 | 918 | 50 | 1,185 | 1,274 | 24 | 8,068 | 170 | 9 | 318 | 41 | 2,281 | 674 | 109 | 731 | 15,849 |
| 18 | 803 | 54 | 1,171 | 1,312 | 23 | 7,751 | 184 | 15 | 295 | 37 | 2,133 | 712 | 127 | 846 | 15,461 |
| 19 | 772 | 55 | 1,103 | 1,363 | 23 | 7,611 | 187 | 12 | 271 | 33 | 2,057 | 916 | 148 | 692 | 15,244 |
| 20 | 746 | 51 | 1,135 | 1,285 | 22 | 7,024 | 195 | 10 | 279 | 31 | 1,854 | 1,132 | 214 | 636 | 14,613 |
| 21 | 703 | 46 | 1,139 | 1,270 | 22 | 6,626 | 198 | 9 | 312 | 27 | 1,541 | 1,415 | 255 | 608 | 14,171 |
| 22 | 688 | 43 | 1,095 | 1,213 | 21 | 6,463 | 217 | 9 | 358 | 26 | 1,297 | 1,590 | 284 | 585 | 13,891 |
| 23 | 695 | 41 | 1,067 | 1,216 | 21 | 6,279 | 240 | 10 | 362 | 27 | 1,146 | 1,701 | 300 | 584 | 13,687 |

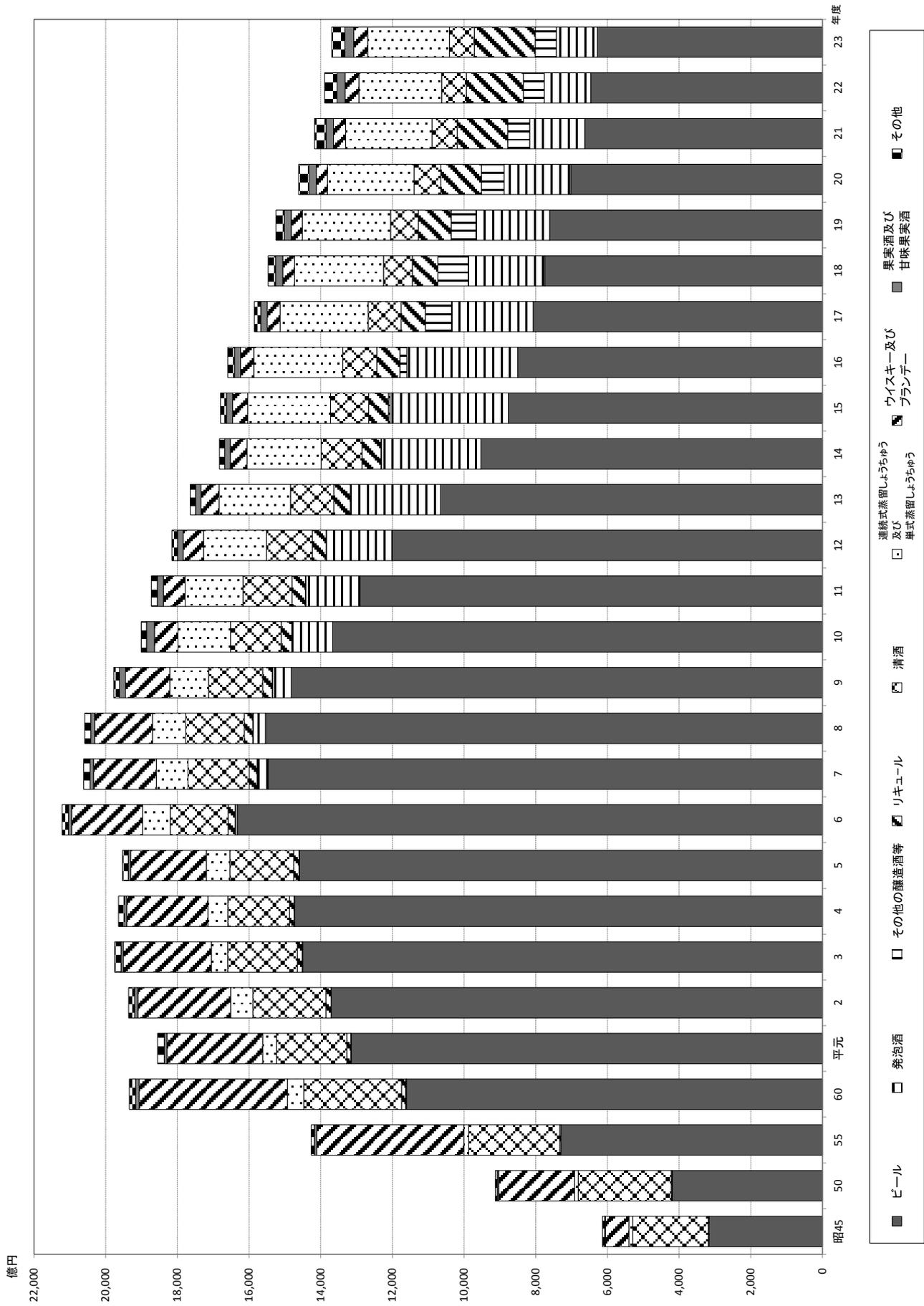
(注) 1 本表は、主として国税庁統計年報書(4月～翌年3月)による。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目とした。

3 平成17年度以前の品目別課税額は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税額である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒類には粉末酒及び雑酒を含む。

(10 酒税課税額の推移 (国税局分及び税関分の合計))



(10 酒税課税額の推移(国税局分及び税関分の合計))

付表 酒税課税額の内訳表(国税局分及び税関分の合計)

| 品目 | 年度 | | | | | | | |
|-------------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|--------|-------|
| | 平13 | 18 | 21 | 22 | 23 | 対13年度比 | 対18年度比 | 対前年度比 |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | % | % | % |
| 清酒 | 120,866 | 80,316 | 70,318 | 68,845 | 69,517 | 57.5 | 86.6 | 101.0 |
| 合成清酒 | 4,496 | 5,420 | 4,596 | 4,344 | 4,113 | 91.5 | 75.9 | 94.7 |
| 連続式蒸留しょうちゆう | 113,149 | 117,131 | 113,891 | 109,536 | 106,657 | 94.3 | 91.1 | 97.4 |
| 単式蒸留しょうちゆう | 85,980 | 131,213 | 127,034 | 121,254 | 121,582 | 141.4 | 92.7 | 100.3 |
| みりん | 2,400 | 2,271 | 2,155 | 2,144 | 2,085 | 86.9 | 91.8 | 97.2 |
| ビール | 1,065,559 | 775,078 | 662,578 | 646,281 | 627,879 | 58.9 | 81.0 | 97.2 |
| 果実酒 | 13,981 | 18,369 | 19,787 | 21,721 | 23,990 | 171.6 | 130.6 | 110.4 |
| 甘味果実酒 | 1,311 | 1,481 | 860 | 863 | 972 | 74.1 | 65.6 | 112.6 |
| ウイスキー | 43,384 | 29,462 | 31,173 | 35,818 | 36,150 | 83.3 | 122.7 | 100.9 |
| ブランデー | 7,133 | 3,683 | 2,701 | 2,645 | 2,651 | 37.2 | 72.0 | 100.2 |
| 発泡酒 | 250,314 | 213,252 | 154,142 | 129,672 | 114,649 | 45.8 | 53.8 | 88.4 |
| リキュール | 46,112 | 71,154 | 141,534 | 159,047 | 170,089 | 368.9 | 239.0 | 106.9 |
| スピリッツ等 | 7,873 | 12,711 | 25,487 | 28,432 | 30,045 | 381.6 | 236.4 | 105.7 |
| その他の醸造酒等 | 1,276 | 84,573 | 60,827 | 58,514 | 58,359 | 4,573.6 | 69.0 | 99.7 |
| 合計 | 外 114 1,763,832 | 1,546,114 | 1,417,084 | 1,389,117 | 1,368,738 | 77.6 | 88.5 | 98.5 |

- (注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。
 2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
 3 平成17年度以前の品目別課税額は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税額である。
 4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。
 5 合計の外書きは、手持品課税分である。

11 酒税課税額の推移(国税局分)

(単位:億円)

| 品目 年度 | 清酒 | 合成 清酒 | 連続式蒸留 しようちゆう | 単式蒸留 しようちゆう | みりん | ビール | 果実酒 | 甘味 果実酒 | ウイスキー | ブランデー | 発泡酒 | リキュール | スピリッツ等 | その他の 醸造酒等 | 合計 |
|----------|-------|----------|-----------------|----------------|-----|--------|-----|-----------|-------|-------|-------|-------|--------|--------------|--------|
| 昭和 45 | 2,106 | 24 | 89 | 19 | 21 | 3,160 | 2 | 14 | 553 | 34 | - | 23 | 13 | 0 | 6,058 |
| 50 | 2,600 | 14 | 74 | 28 | 28 | 4,187 | 13 | 10 | 1,628 | 69 | - | 19 | 9 | 0 | 8,679 |
| 55 | 2,538 | 13 | 93 | 41 | 47 | 7,276 | 28 | 13 | 3,371 | 133 | - | 28 | 18 | 1 | 13,598 |
| 60 | 2,728 | 17 | 316 | 134 | 58 | 11,585 | 38 | 19 | 3,228 | 283 | 8 | 107 | 90 | 4 | 18,615 |
| 平成 元 | 1,963 | 15 | 247 | 139 | 20 | 13,002 | 31 | 10 | 1,733 | 267 | 0 | 95 | 129 | 5 | 17,656 |
| 2 | 2,032 | 14 | 444 | 175 | 19 | 13,503 | 30 | 11 | 1,650 | 283 | 0 | 121 | 135 | 5 | 18,422 |
| 3 | 1,940 | 14 | 303 | 150 | 22 | 14,291 | 27 | 9 | 1,527 | 287 | 7 | 116 | 122 | 5 | 18,819 |
| 4 | 1,717 | 20 | 378 | 174 | 18 | 14,492 | 26 | 9 | 1,420 | 281 | 3 | 123 | 113 | 4 | 18,778 |
| 5 | 1,777 | 27 | 451 | 199 | 20 | 14,343 | 25 | 9 | 1,296 | 264 | 1 | 139 | 92 | 4 | 18,646 |
| 6 | 1,614 | 35 | 492 | 262 | 20 | 15,604 | 33 | 9 | 1,196 | 250 | 40 | 184 | 92 | 4 | 19,833 |
| 7 | 1,709 | 39 | 547 | 300 | 20 | 14,992 | 40 | 8 | 1,045 | 230 | 235 | 202 | 83 | 3 | 19,454 |
| 8 | 1,633 | 40 | 552 | 325 | 21 | 15,171 | 45 | 8 | 964 | 206 | 301 | 216 | 74 | 3 | 19,561 |
| 9 | 1,507 | 38 | 627 | 391 | 23 | 14,558 | 64 | 11 | 786 | 146 | 498 | 247 | 64 | 3 | 18,963 |
| 10 | 1,412 | 39 | 816 | 551 | 24 | 13,509 | 79 | 12 | 418 | 82 | 1,109 | 274 | 50 | 3 | 18,378 |
| 11 | 1,365 | 40 | 840 | 652 | 42 | 12,808 | 65 | 12 | 400 | 70 | 1,472 | 348 | 47 | 3 | 18,163 |
| 12 | 1,279 | 43 | 856 | 752 | 31 | 11,942 | 55 | 11 | 378 | 60 | 1,777 | 359 | 43 | 3 | 17,588 |
| 13 | 1,208 | 45 | 962 | 859 | 24 | 10,589 | 54 | 9 | 336 | 53 | 2,457 | 430 | 42 | 2 | 17,069 |
| 14 | 1,139 | 46 | 951 | 923 | 22 | 9,465 | 55 | 6 | 309 | 42 | 2,728 | 499 | 39 | 2 | 16,226 |
| 15 | 1,065 | 50 | 1,012 | 1,101 | 23 | 8,703 | 57 | 6 | 285 | 39 | 3,251 | 519 | 54 | 31 | 16,196 |
| 16 | 950 | 50 | 1,013 | 1,256 | 23 | 8,440 | 53 | 5 | 255 | 32 | 3,053 | 608 | 78 | 180 | 15,996 |
| 17 | 918 | 50 | 997 | 1,273 | 24 | 8,004 | 62 | 5 | 248 | 30 | 2,259 | 635 | 76 | 716 | 15,296 |
| 18 | 803 | 54 | 990 | 1,311 | 22 | 7,688 | 62 | 8 | 233 | 26 | 2,117 | 670 | 94 | 831 | 14,910 |
| 19 | 772 | 55 | 938 | 1,362 | 23 | 7,557 | 62 | 7 | 211 | 24 | 2,045 | 866 | 112 | 679 | 14,713 |
| 20 | 746 | 51 | 974 | 1,284 | 22 | 6,971 | 65 | 6 | 223 | 23 | 1,841 | 1,062 | 183 | 625 | 14,074 |
| 21 | 703 | 46 | 976 | 1,269 | 21 | 6,578 | 64 | 5 | 255 | 21 | 1,530 | 1,313 | 220 | 597 | 13,599 |
| 22 | 688 | 43 | 943 | 1,211 | 21 | 6,412 | 69 | 5 | 296 | 21 | 1,288 | 1,437 | 249 | 575 | 13,258 |
| 23 | 695 | 41 | 920 | 1,214 | 21 | 6,196 | 75 | 5 | 294 | 20 | 1,138 | 1,493 | 252 | 574 | 12,939 |

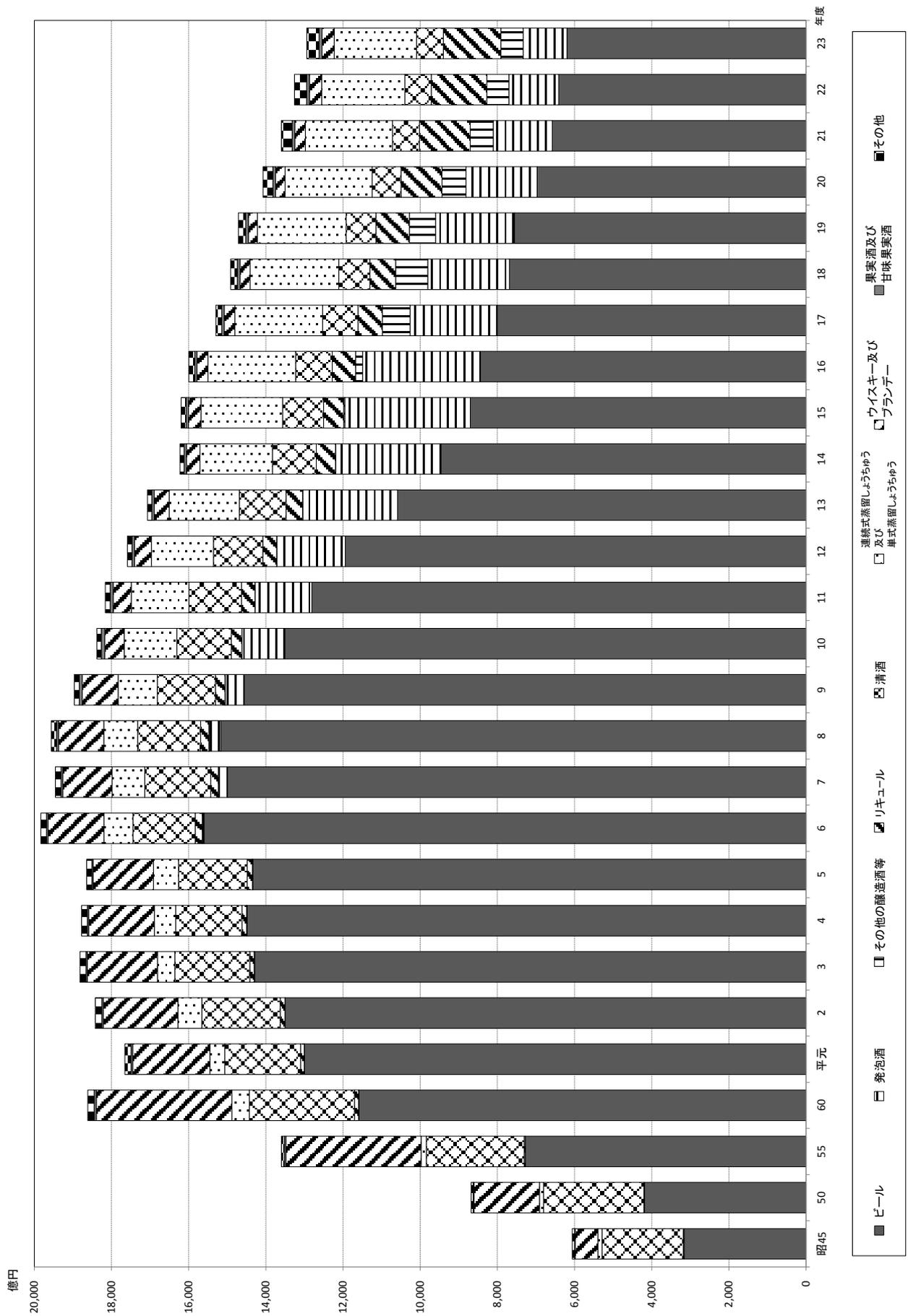
(注) 1 本表は、主として国税庁統計年報書1(4月～翌年3月)による。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目による。

3 平成17年度以前の品目別課税額は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税額である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

(11 酒税課税額の推移 (国税局分))



(注) その他は、合成清酒、みりん及びスピリッツ等の合計である。

付表 酒税課税額の内訳表(国税局分)

| 品目 | 年度 | | | | | | | |
|-------------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|--------|-------|
| | 平13 | 18 | 21 | 22 | 23 | 対13年度比 | 対18年度比 | 対前年度比 |
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | % | % | % |
| 清酒 | 120,827 | 80,304 | 70,307 | 68,838 | 69,512 | 57.5 | 86.6 | 101.0 |
| 合成清酒 | 4,495 | 5,420 | 4,596 | 4,344 | 4,112 | 91.5 | 75.9 | 94.7 |
| 連続式蒸留しょうちゅう | 96,164 | 99,042 | 97,582 | 94,291 | 91,961 | 95.6 | 92.9 | 97.5 |
| 単式蒸留しょうちゅう | 85,929 | 131,106 | 126,932 | 121,107 | 121,421 | 141.3 | 92.6 | 100.3 |
| みりん | 2,364 | 2,249 | 2,128 | 2,114 | 2,054 | 86.9 | 91.3 | 97.2 |
| ビール | 1,058,876 | 768,826 | 657,787 | 641,243 | 619,610 | 58.5 | 80.6 | 96.6 |
| 果実酒 | 5,363 | 6,163 | 6,446 | 6,865 | 7,467 | 139.2 | 121.2 | 108.8 |
| 甘味果実酒 | 888 | 833 | 494 | 477 | 498 | 56.1 | 59.8 | 104.4 |
| ウイスキー | 33,640 | 23,253 | 25,517 | 29,594 | 29,408 | 87.4 | 126.5 | 99.4 |
| ブランデー | 5,262 | 2,633 | 2,131 | 2,056 | 1,999 | 38.0 | 75.9 | 97.2 |
| 発泡酒 | 245,676 | 211,687 | 152,973 | 128,795 | 113,835 | 46.3 | 53.8 | 88.4 |
| リキュール | 42,976 | 67,003 | 131,264 | 143,736 | 149,324 | 347.5 | 222.9 | 103.9 |
| スピリッツ等 | 4,241 | 9,364 | 21,995 | 24,856 | 25,217 | 594.6 | 269.3 | 101.5 |
| その他の醸造酒等 | 217 | 83,076 | 59,747 | 57,461 | 57,446 | 26,472.8 | 69.1 | 100.0 |
| 合計 | 外 114 1,706,919 | 1,490,960 | 1,359,902 | 1,325,777 | 1,293,864 | 75.8 | 86.8 | 97.6 |

- (注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
3 平成17年度以前の品目別課税額は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税額である。
4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。
5 合計の外書きは、手持品課税分である。

12 酒類販売(消費)数量の推移

(単位:千kl)

| 品目 年度 | 清酒 | 合成 清酒 | 連続式蒸留 しょうちゆう | 単式蒸留 しょうちゆう | みりん | ビール | 果実酒 | 甘味 果実酒 | ウイスキー | ブランデー | 発泡酒 | リキュール | スピリッツ等 | その他の 醸造酒等 | 合計 |
|----------|-------|----------|-----------------|----------------|-----|-------|-----|-----------|-------|-------|-------|-------|--------|--------------|-------|
| 昭和 45 | 1,532 | 39 | 151 | 51 | 30 | 2,910 | 6 | 27 | 132 | | 0 | 15 | 8 | 1 | 4,901 |
| 50 | 1,675 | 22 | 125 | 64 | 44 | 3,736 | 27 | 23 | 238 | | 0 | 16 | 6 | 1 | 5,978 |
| 55 | 1,504 | 21 | 146 | 92 | 64 | 4,383 | 44 | 20 | 360 | | 0 | 17 | 8 | 2 | 6,660 |
| 60 | 1,335 | 21 | 367 | 226 | 76 | 4,725 | 62 | 18 | 293 | | 4 | 80 | 31 | 5 | 7,244 |
| 平成 元 | 1,345 | 21 | 287 | 205 | 85 | 6,060 | 113 | 17 | 233 | 43 | 0 | 89 | 35 | 7 | 8,540 |
| 2 | 1,373 | 21 | 307 | 218 | 85 | 6,463 | 118 | 16 | 209 | 47 | 0 | 122 | 46 | 8 | 9,035 |
| 3 | 1,372 | 21 | 295 | 217 | 87 | 6,741 | 112 | 15 | 195 | 48 | 4 | 123 | 43 | 9 | 9,281 |
| 4 | 1,369 | 27 | 313 | 231 | 87 | 6,861 | 110 | 14 | 184 | 46 | 3 | 134 | 41 | 9 | 9,427 |
| 5 | 1,362 | 37 | 340 | 248 | 88 | 6,756 | 108 | 13 | 186 | 44 | 2 | 149 | 36 | 10 | 9,380 |
| 6 | 1,257 | 43 | 358 | 249 | 85 | 7,057 | 123 | 13 | 165 | 40 | 17 | 193 | 33 | 12 | 9,644 |
| 7 | 1,262 | 51 | 381 | 267 | 87 | 6,744 | 144 | 13 | 153 | 38 | 194 | 222 | 32 | 16 | 9,603 |
| 8 | 1,213 | 52 | 403 | 286 | 89 | 6,697 | 159 | 12 | 139 | 34 | 289 | 236 | 30 | 17 | 9,657 |
| 9 | 1,122 | 51 | 401 | 291 | 93 | 6,330 | 225 | 14 | 134 | 29 | 431 | 244 | 27 | 17 | 9,410 |
| 10 | 1,052 | 52 | 393 | 296 | 96 | 5,857 | 298 | 15 | 138 | 27 | 926 | 262 | 24 | 19 | 9,456 |
| 11 | 1,030 | 55 | 405 | 317 | 126 | 5,508 | 278 | 15 | 132 | 25 | 1,278 | 344 | 23 | 19 | 9,554 |
| 12 | 977 | 58 | 411 | 324 | 138 | 5,185 | 266 | 16 | 124 | 22 | 1,574 | 381 | 27 | 16 | 9,520 |
| 13 | 933 | 60 | 453 | 338 | 103 | 4,622 | 253 | 13 | 116 | 19 | 2,157 | 447 | 27 | 15 | 9,556 |
| 14 | 888 | 62 | 468 | 364 | 100 | 4,132 | 259 | 12 | 106 | 16 | 2,465 | 541 | 26 | 15 | 9,455 |
| 15 | 826 | 63 | 487 | 435 | 104 | 3,783 | 237 | 10 | 98 | 14 | 2,403 | 580 | 38 | 43 | 9,120 |
| 16 | 746 | 63 | 497 | 486 | 103 | 3,617 | 226 | 8 | 88 | 12 | 2,213 | 692 | 59 | 232 | 9,042 |
| 17 | 719 | 63 | 497 | 502 | 107 | 3,408 | 238 | 9 | 83 | 11 | 1,679 | 736 | 62 | 898 | 9,012 |
| 18 | 688 | 57 | 480 | 520 | 105 | 3,305 | 229 | 10 | 80 | 10 | 1,516 | 745 | 79 | 1,032 | 8,856 |
| 19 | 664 | 53 | 465 | 540 | 105 | 3,215 | 230 | 10 | 76 | 9 | 1,473 | 945 | 93 | 884 | 8,761 |
| 20 | 632 | 51 | 457 | 516 | 105 | 2,986 | 227 | 10 | 75 | 9 | 1,307 | 1,161 | 146 | 838 | 8,519 |
| 21 | 617 | 46 | 461 | 500 | 103 | 2,844 | 240 | 8 | 84 | 8 | 1,117 | 1,495 | 192 | 824 | 8,537 |
| 22 | 589 | 43 | 443 | 480 | 100 | 2,764 | 262 | 8 | 94 | 8 | 948 | 1,754 | 212 | 808 | 8,515 |
| 23 | 601 | 40 | 433 | 484 | 98 | 2,690 | 290 | 8 | 97 | 7 | 838 | 1,871 | 233 | 809 | 8,501 |

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。

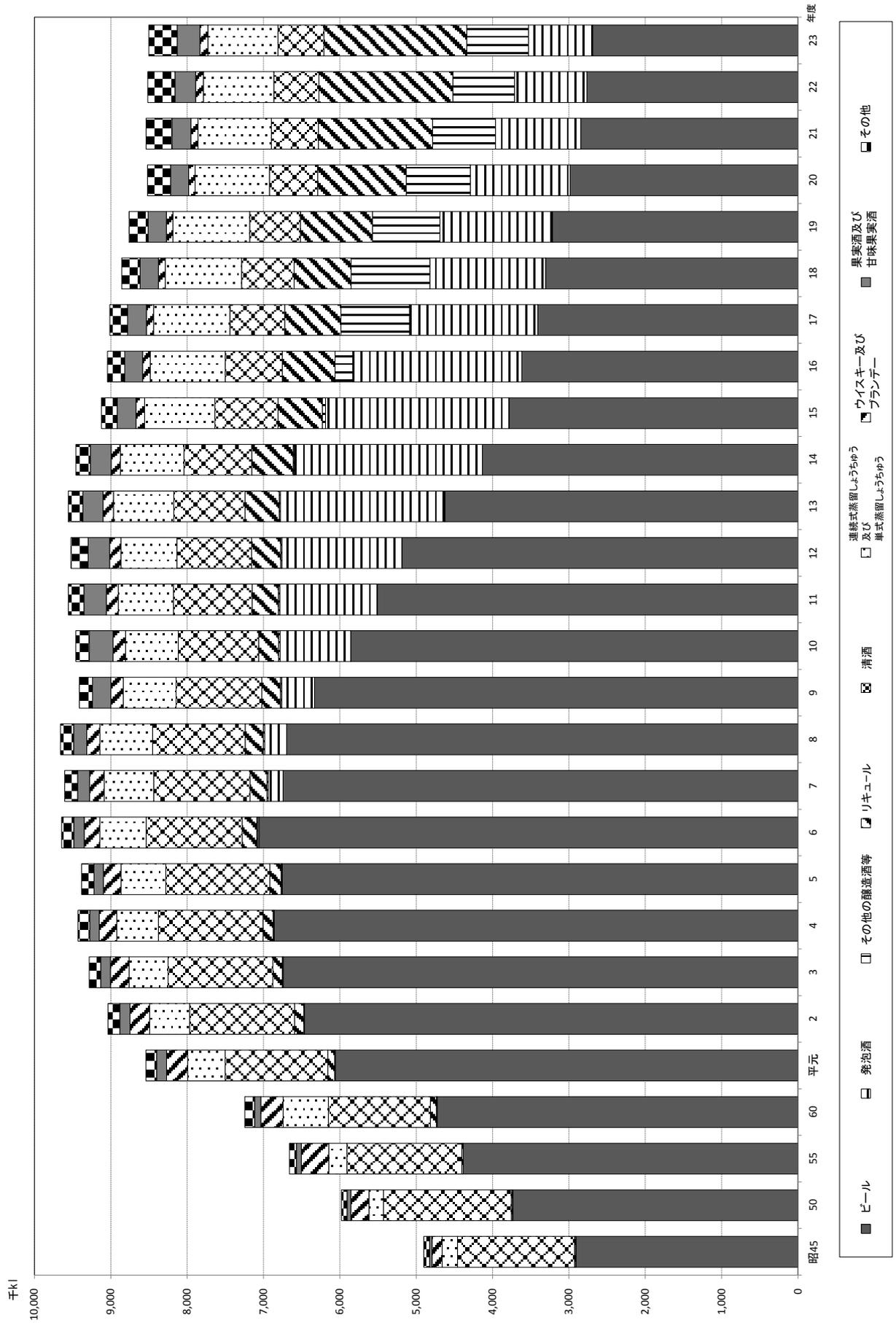
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

3 平成17年度以前の品目別販売(消費)数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の販売(消費)数量である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

5 沖縄分は含まない。

(12 酒類販売(消費)数量の推移)



付表 酒類販売(消費)数量の内訳表

| 品目 | 年度 | | 平13 | | 18 | | 21 | | 22 | | 23 | | 対13年度比 % | 対18年度比 % | 対前年度比 % |
|-----------------|------|-----------|------|-----------|------|-----------|------|-----------|------|-----------|----|----|-------------|-------------|------------|
| | l | kl | l | kl | | | |
| 清 酒 | 9.3 | 932,646 | 6.7 | 688,403 | 6.0 | 616,530 | 5.7 | 589,088 | 5.8 | 601,338 | | | 64.5 | 87.4 | 102.1 |
| 合 成 清 酒 | 0.6 | 60,475 | 0.6 | 56,829 | 0.4 | 46,309 | 0.4 | 43,052 | 0.4 | 39,988 | | | 66.1 | 70.4 | 92.9 |
| 連続式蒸留しょうちゅう | 4.5 | 453,305 | 4.7 | 480,161 | 4.5 | 461,261 | 4.3 | 442,586 | 4.2 | 433,200 | | | 95.6 | 90.2 | 97.9 |
| 単式蒸留しょうちゅう | 3.4 | 338,472 | 5.1 | 520,060 | 4.8 | 500,192 | 4.6 | 480,154 | 4.7 | 484,332 | | | 143.1 | 93.1 | 100.9 |
| み り ん | 1.0 | 102,556 | 1.0 | 104,824 | 1.0 | 102,685 | 1.0 | 100,244 | 0.9 | 98,313 | | | 95.9 | 93.8 | 98.1 |
| ビ ー ル | 46.1 | 4,621,525 | 32.1 | 3,304,813 | 27.5 | 2,843,693 | 26.6 | 2,764,465 | 25.9 | 2,690,379 | | | 58.2 | 81.4 | 97.3 |
| 果 実 酒 | 2.5 | 252,648 | 2.2 | 228,645 | 2.3 | 240,116 | 2.5 | 262,475 | 2.8 | 289,669 | | | 114.7 | 126.7 | 110.4 |
| 甘 味 果 実 酒 | 0.1 | 13,400 | 0.1 | 9,660 | 0.1 | 8,041 | 0.1 | 8,479 | 0.1 | 8,429 | | | 62.9 | 87.3 | 99.4 |
| ウ イ ス キ ー | 1.2 | 116,145 | 0.8 | 79,639 | 0.8 | 83,563 | 0.9 | 94,297 | 0.9 | 96,845 | | | 83.4 | 121.6 | 102.7 |
| ブ ラ ン デ ー | 0.2 | 19,029 | 0.1 | 10,128 | 0.1 | 8,020 | 0.1 | 7,883 | 0.1 | 7,317 | | | 38.5 | 72.2 | 92.8 |
| 発 泡 酒 | 21.5 | 2,157,107 | 14.7 | 1,516,422 | 10.8 | 1,116,780 | 9.1 | 948,370 | 8.1 | 838,065 | | | 38.9 | 55.3 | 88.4 |
| リ キ ュ ー ル | 4.5 | 447,150 | 7.2 | 744,913 | 14.5 | 1,494,755 | 16.9 | 1,753,722 | 18.0 | 1,870,763 | | | 418.4 | 251.1 | 106.7 |
| ス ピ リ ッ ツ 等 | 0.3 | 27,109 | 0.8 | 79,391 | 1.9 | 191,523 | 2.0 | 212,356 | 2.2 | 233,165 | | | 860.1 | 293.7 | 109.8 |
| そ の 他 の 醸 造 酒 等 | 0.1 | 14,909 | 10.0 | 1,032,134 | 8.0 | 823,633 | 7.8 | 807,590 | 7.8 | 809,364 | | | 5,428.7 | 78.4 | 100.2 |
| 合 計 | 95.4 | 9,556,473 | 86.1 | 8,856,031 | 82.6 | 8,537,132 | 81.8 | 8,514,765 | 81.8 | 8,501,212 | | | 89.0 | 96.0 | 99.8 |

- (注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。
3 平成17年度以前の品目別販売(消費)数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の販売(消費)数量である。
4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。
5 上段の数字は、成人1人当たりの酒類販売(消費)数量である。
6 成人人口は、各年度の「人口推計年報」(総務省統計局)によった。
7 沖縄分は含まない。

13 平成23年度成人1人当たりの酒類販売(消費)数量表(都道府県別)

(単位:1)

| 国税局 | 都道府県 | 清酒 | 合成清酒 | 連続式蒸留 しょうちゆう | 単式蒸留 しょうちゆう | みりん | ビール | 果実酒 | 甘味 果実酒 | ウイスキー | ブランデー | 発泡酒 | リキュール | スピリッツ等 | その他の 醸造酒等 | 合計 |
|------|------|------|------|-----------------|----------------|-----|------|-----|-----------|-------|-------|------|-------|--------|--------------|-------|
| 札幌 | 北海道 | 5.4 | 0.5 | 9.2 | 1.4 | 0.8 | 26.8 | 3.0 | 0.1 | 1.3 | 0.1 | 9.1 | 20.7 | 1.9 | 7.9 | 87.8 |
| 仙台 | 青森 | 6.9 | 0.8 | 9.4 | 3.0 | 0.6 | 25.5 | 2.0 | 0.1 | 1.2 | 0.1 | 10.7 | 20.6 | 2.8 | 11.3 | 95.0 |
| | 岩手 | 7.4 | 0.4 | 6.8 | 3.4 | 0.6 | 24.5 | 2.0 | 0.0 | 0.9 | 0.0 | 7.4 | 19.6 | 2.2 | 9.2 | 84.5 |
| | 宮城 | 6.7 | 0.4 | 4.9 | 3.9 | 0.7 | 24.3 | 2.4 | 0.0 | 1.3 | 0.0 | 7.0 | 18.9 | 2.2 | 6.0 | 78.8 |
| | 秋田 | 10.1 | 0.9 | 8.5 | 2.7 | 0.7 | 26.8 | 1.9 | 0.1 | 1.1 | 0.1 | 8.9 | 21.5 | 2.2 | 8.8 | 94.2 |
| | 山形 | 8.6 | 0.7 | 7.7 | 2.6 | 0.8 | 25.2 | 2.2 | 0.1 | 1.1 | 0.0 | 6.0 | 17.8 | 1.8 | 6.0 | 80.7 |
| | 福島 | 8.3 | 0.4 | 4.3 | 4.4 | 0.8 | 22.4 | 1.7 | 0.0 | 1.1 | 0.0 | 6.7 | 16.7 | 1.8 | 6.0 | 74.7 |
| | 計 | 7.8 | 0.5 | 6.5 | 3.5 | 0.7 | 24.5 | 2.0 | 0.0 | 1.1 | 0.1 | 7.6 | 19.0 | 2.2 | 7.6 | 83.2 |
| 関東信越 | 茨城 | 5.9 | 0.4 | 4.1 | 3.4 | 0.6 | 20.3 | 1.6 | 0.1 | 0.9 | 0.0 | 5.3 | 15.7 | 1.6 | 6.9 | 66.8 |
| | 栃木 | 5.8 | 0.3 | 5.1 | 2.8 | 0.6 | 19.0 | 1.8 | 0.1 | 0.9 | 0.0 | 5.0 | 13.5 | 1.6 | 7.3 | 63.7 |
| | 群馬 | 5.7 | 0.5 | 7.2 | 2.4 | 0.9 | 19.8 | 2.1 | 0.1 | 0.9 | 0.0 | 6.0 | 16.3 | 1.4 | 6.2 | 69.5 |
| | 埼玉 | 5.1 | 0.3 | 5.6 | 2.5 | 0.7 | 18.7 | 2.6 | 0.1 | 1.0 | 0.1 | 6.0 | 18.1 | 2.2 | 8.1 | 71.0 |
| | 新潟 | 14.4 | 0.9 | 5.6 | 2.7 | 1.0 | 29.3 | 2.1 | 0.0 | 1.1 | 0.0 | 9.6 | 21.0 | 2.4 | 7.4 | 97.7 |
| | 長野 | 8.6 | 0.3 | 4.8 | 3.8 | 0.9 | 24.1 | 3.0 | 0.1 | 1.0 | 0.1 | 6.3 | 15.3 | 1.4 | 6.5 | 76.3 |
| | 計 | 6.9 | 0.4 | 5.4 | 2.9 | 0.7 | 21.1 | 2.3 | 0.1 | 0.9 | 0.1 | 6.3 | 17.1 | 1.9 | 7.4 | 73.4 |
| 東京 | 千葉 | 4.9 | 0.3 | 4.4 | 3.1 | 0.8 | 19.6 | 2.7 | 0.1 | 1.0 | 0.1 | 5.9 | 18.0 | 2.4 | 6.9 | 70.0 |
| | 東京 | 6.4 | 0.5 | 6.2 | 4.0 | 1.3 | 44.3 | 6.8 | 0.2 | 1.7 | 0.1 | 7.3 | 20.9 | 3.5 | 6.9 | 110.0 |
| | 神奈川 | 4.6 | 0.3 | 4.7 | 2.9 | 0.7 | 21.3 | 3.0 | 0.1 | 1.0 | 0.0 | 6.3 | 17.7 | 2.6 | 6.7 | 71.9 |
| | 山梨 | 8.8 | 0.5 | 5.8 | 4.4 | 1.0 | 26.2 | 8.1 | 0.4 | 1.1 | 0.1 | 6.4 | 15.4 | 1.5 | 7.5 | 87.0 |
| | 計 | 5.6 | 0.4 | 5.3 | 3.5 | 1.0 | 31.6 | 4.8 | 0.1 | 1.3 | 0.1 | 6.7 | 19.1 | 2.9 | 6.9 | 89.3 |
| 金沢 | 富山 | 8.5 | 0.3 | 3.3 | 3.9 | 0.7 | 28.2 | 1.6 | 0.1 | 0.7 | 0.1 | 8.8 | 16.8 | 2.2 | 6.7 | 81.9 |
| | 石川 | 8.6 | 0.3 | 2.8 | 3.9 | 0.9 | 27.4 | 2.0 | 0.1 | 0.7 | 0.1 | 8.2 | 17.9 | 2.3 | 6.9 | 82.2 |
| | 福井 | 7.5 | 0.4 | 2.0 | 4.0 | 0.9 | 25.8 | 1.2 | 0.1 | 0.5 | 0.1 | 10.2 | 14.2 | 1.9 | 6.7 | 75.5 |
| | 計 | 8.3 | 0.3 | 2.8 | 3.9 | 0.9 | 27.3 | 1.7 | 0.1 | 0.6 | 0.1 | 8.9 | 16.6 | 2.1 | 6.8 | 80.3 |
| 名古屋 | 岐阜 | 6.3 | 0.4 | 2.5 | 3.7 | 0.9 | 19.8 | 1.5 | 0.1 | 0.6 | 0.1 | 6.7 | 14.8 | 2.0 | 6.4 | 65.7 |
| | 静岡 | 5.7 | 0.4 | 4.6 | 4.2 | 0.9 | 22.7 | 2.0 | 0.1 | 0.9 | 0.1 | 6.3 | 15.6 | 1.9 | 6.4 | 71.7 |
| | 愛知 | 4.5 | 0.4 | 2.8 | 3.7 | 1.3 | 25.6 | 2.0 | 0.1 | 0.7 | 0.1 | 7.7 | 17.6 | 2.2 | 6.5 | 75.0 |
| | 三重 | 5.3 | 0.5 | 2.8 | 3.9 | 1.0 | 20.7 | 1.3 | 0.1 | 0.6 | 0.1 | 6.5 | 14.9 | 2.0 | 6.6 | 66.3 |
| | 計 | 5.1 | 0.4 | 3.2 | 3.9 | 1.1 | 23.5 | 1.9 | 0.1 | 0.7 | 0.1 | 7.0 | 16.4 | 2.0 | 6.5 | 71.8 |
| 大阪 | 滋賀 | 6.0 | 0.3 | 2.0 | 3.8 | 0.9 | 19.1 | 1.5 | 0.1 | 0.6 | 0.0 | 6.7 | 16.1 | 2.4 | 5.6 | 65.0 |
| | 京都 | 6.2 | 0.3 | 1.8 | 4.1 | 1.3 | 29.4 | 3.1 | 0.1 | 0.8 | 0.1 | 9.9 | 19.3 | 2.4 | 7.5 | 86.2 |
| | 大阪 | 4.9 | 0.3 | 2.1 | 5.1 | 1.1 | 32.0 | 3.4 | 0.1 | 1.0 | 0.1 | 11.2 | 23.2 | 3.3 | 9.3 | 97.2 |
| | 兵庫 | 5.5 | 0.3 | 2.1 | 4.4 | 1.0 | 24.8 | 2.2 | 0.1 | 0.7 | 0.1 | 10.0 | 19.8 | 2.6 | 7.7 | 81.4 |
| | 奈良 | 5.6 | 0.2 | 1.6 | 3.9 | 0.8 | 17.8 | 1.5 | 0.1 | 0.6 | 0.1 | 7.4 | 14.9 | 2.1 | 8.1 | 64.6 |
| | 和歌山 | 6.3 | 0.4 | 2.5 | 4.3 | 1.3 | 23.1 | 2.1 | 0.1 | 0.5 | 0.1 | 9.7 | 15.4 | 2.3 | 8.9 | 76.9 |
| | 計 | 5.4 | 0.3 | 2.1 | 4.6 | 1.1 | 27.5 | 2.7 | 0.1 | 0.8 | 0.1 | 10.1 | 20.4 | 2.8 | 8.3 | 86.3 |
| 広島 | 鳥取 | 7.9 | 0.8 | 2.8 | 5.7 | 1.3 | 24.9 | 1.3 | 0.1 | 0.7 | 0.1 | 9.8 | 19.2 | 1.9 | 10.0 | 86.4 |
| | 島根 | 8.2 | 0.5 | 3.1 | 6.9 | 1.4 | 22.3 | 1.3 | 0.3 | 0.6 | 0.0 | 8.7 | 15.2 | 1.4 | 9.8 | 79.7 |
| | 岡山 | 5.5 | 0.3 | 2.2 | 5.4 | 0.9 | 20.1 | 1.5 | 0.1 | 0.7 | 0.1 | 7.6 | 15.7 | 1.7 | 8.1 | 70.0 |
| | 広島 | 5.7 | 0.3 | 2.5 | 6.5 | 1.0 | 24.7 | 2.0 | 0.1 | 0.7 | 0.1 | 10.6 | 18.1 | 2.0 | 9.3 | 83.6 |
| | 山口 | 5.5 | 0.4 | 2.9 | 6.4 | 0.9 | 22.5 | 1.3 | 0.1 | 0.6 | 0.1 | 10.0 | 15.6 | 1.3 | 9.9 | 77.5 |
| | 計 | 6.0 | 0.4 | 2.6 | 6.2 | 1.0 | 22.9 | 1.6 | 0.1 | 0.6 | 0.1 | 9.5 | 16.8 | 1.7 | 9.2 | 78.8 |
| 高松 | 徳島 | 5.5 | 0.4 | 2.2 | 5.4 | 1.1 | 22.2 | 1.3 | 0.1 | 0.6 | 0.1 | 9.0 | 14.4 | 1.5 | 7.8 | 71.5 |
| | 香川 | 5.5 | 0.4 | 2.4 | 4.7 | 1.5 | 23.3 | 1.4 | 0.1 | 0.6 | 0.1 | 7.3 | 16.1 | 2.1 | 7.6 | 73.0 |
| | 愛媛 | 5.6 | 0.4 | 2.7 | 5.4 | 1.4 | 24.3 | 1.3 | 0.1 | 0.5 | 0.1 | 8.9 | 15.0 | 1.7 | 9.7 | 77.2 |
| | 高知 | 6.6 | 0.3 | 3.4 | 4.9 | 0.9 | 29.5 | 1.4 | 0.1 | 0.6 | 0.1 | 18.0 | 17.5 | 2.3 | 10.3 | 95.8 |
| | 計 | 5.8 | 0.4 | 2.7 | 5.2 | 1.2 | 24.6 | 1.3 | 0.1 | 0.6 | 0.1 | 10.3 | 15.6 | 1.9 | 8.9 | 78.6 |
| 福岡 | 福岡 | 4.7 | 0.4 | 2.2 | 8.5 | 0.9 | 24.3 | 2.4 | 0.1 | 0.7 | 0.1 | 10.0 | 16.6 | 1.6 | 8.1 | 80.4 |
| | 佐賀 | 6.6 | 0.5 | 1.8 | 7.3 | 0.9 | 22.4 | 1.1 | 0.1 | 0.5 | 0.1 | 9.9 | 14.4 | 1.0 | 8.9 | 75.4 |
| | 長崎 | 4.8 | 0.4 | 3.0 | 8.0 | 0.7 | 22.3 | 1.4 | 0.1 | 0.5 | 0.1 | 9.5 | 13.8 | 1.1 | 8.7 | 74.2 |
| | 計 | 4.9 | 0.4 | 2.3 | 8.3 | 0.8 | 23.7 | 2.1 | 0.1 | 0.6 | 0.1 | 9.9 | 15.8 | 1.4 | 8.3 | 78.7 |
| 熊本 | 熊本 | 2.8 | 0.3 | 2.1 | 10.6 | 0.8 | 21.5 | 1.6 | 0.1 | 0.5 | 0.1 | 7.2 | 14.4 | 1.0 | 13.1 | 76.1 |
| | 大分 | 4.5 | 0.4 | 3.1 | 10.6 | 0.7 | 22.5 | 1.8 | 0.1 | 0.8 | 0.1 | 9.2 | 13.1 | 1.2 | 9.8 | 77.8 |
| | 宮崎 | 2.1 | 0.2 | 1.5 | 20.6 | 0.6 | 19.4 | 1.9 | 0.1 | 0.4 | 0.1 | 12.2 | 13.3 | 0.9 | 15.5 | 88.7 |
| | 鹿児島 | 1.1 | 0.2 | 0.7 | 26.6 | 0.9 | 18.2 | 1.1 | 0.0 | 0.3 | 0.0 | 11.7 | 12.1 | 0.9 | 13.0 | 86.9 |
| | 計 | 2.5 | 0.3 | 1.8 | 17.2 | 0.8 | 20.3 | 1.6 | 0.1 | 0.5 | 0.1 | 9.9 | 13.3 | 1.0 | 12.8 | 82.0 |
| 全国平均 | | 5.8 | 0.4 | 4.2 | 4.7 | 0.9 | 25.9 | 2.8 | 0.1 | 0.9 | 0.1 | 8.1 | 18.0 | 2.2 | 7.8 | 81.8 |

(注) 1 酒類販売(消費)数量は、「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)による。
 2 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。
 3 成人人口は、「人口推計年報(平成23年10月1日現在)」(総務省統計局)による。
 4 沖縄分は含まない。

14 酒類等製造免許場数の推移

(単位:場)

| 品目 年度 | 清酒 | 合成 清酒 | 連続式蒸留 しょうちゆう | 単式蒸留 しょうちゆう | みりん | ビール | 果実酒 | 甘味 果実酒 | ウイスキー | ブレンダー | 発泡酒 | リキュール | スピリッツ等 | その他の 醸造酒等 | 合計 | 酒母 | もろみ |
|----------|------|----------|-----------------|----------------|-------|-------|-------|-----------|-------|-------|---------|---------|---------|--------------|----------|-----|-----|
| 昭和 45 | 外 25 | 外 92 | 外 87 | 外 482 | 外 163 | 外 - | 外 102 | 外 115 | 外 58 | 外 74 | 外 4 | 外 104 | 外 218 | 外 12 | 外 1,536 | 375 | 218 |
| 外 30 | 外 84 | 外 86 | 外 424 | 外 160 | 外 - | 外 28 | 外 109 | 外 123 | 外 56 | 外 82 | 外 4 | 外 133 | 外 243 | 外 17 | 外 4,434 | 383 | 243 |
| 外 36 | 外 81 | 外 86 | 外 429 | 外 149 | 外 - | 外 32 | 外 208 | 外 133 | 外 24 | 外 89 | 外 5 | 外 146 | 外 243 | 外 30 | 外 1,551 | 374 | 271 |
| 外 64 | 外 81 | 外 76 | 外 508 | 外 379 | 外 38 | 外 35 | 外 218 | 外 162 | 外 18 | 外 108 | 外 10 | 外 215 | 外 262 | 外 50 | 外 3,817 | 376 | 334 |
| 外 56 | 外 77 | 外 82 | 外 517 | 外 389 | 外 30 | 外 38 | 外 214 | 外 168 | 外 17 | 外 110 | 外 12 | 外 260 | 外 266 | 外 56 | 外 1,890 | 377 | 353 |
| 外 55 | 外 77 | 外 77 | 外 514 | 外 359 | 外 30 | 外 39 | 外 225 | 外 168 | 外 23 | 外 111 | 外 12 | 外 275 | 外 270 | 外 59 | 外 1,901 | 373 | 359 |
| 外 60 | 外 78 | 外 78 | 外 515 | 外 359 | 外 31 | 外 41 | 外 231 | 外 169 | 外 22 | 外 108 | 外 12 | 外 278 | 外 267 | 外 64 | 外 1,913 | 376 | 362 |
| 外 55 | 外 78 | 外 74 | 外 517 | 外 357 | 外 33 | 外 41 | 外 231 | 外 168 | 外 20 | 外 109 | 外 13 | 外 279 | 外 270 | 外 75 | 外 1,926 | 377 | 362 |
| 外 61 | 外 76 | 外 73 | 外 514 | 外 355 | 外 33 | 外 42 | 外 233 | 外 167 | 外 14 | 外 108 | 外 13 | 外 280 | 外 272 | 外 72 | 外 1,967 | 384 | 359 |
| 外 64 | 外 78 | 外 75 | 外 511 | 外 352 | 外 30 | 外 49 | 外 234 | 外 171 | 外 11 | 外 109 | 外 32 | 外 283 | 外 272 | 外 72 | 外 2,003 | 389 | 354 |
| 外 63 | 外 79 | 外 82 | 外 506 | 外 345 | 外 29 | 外 68 | 外 233 | 外 176 | 外 8 | 外 108 | 外 4 | 外 301 | 外 270 | 外 80 | 外 2,033 | 388 | 354 |
| 外 68 | 外 79 | 外 80 | 外 504 | 外 336 | 外 32 | 外 143 | 外 234 | 外 177 | 外 10 | 外 110 | 外 5 | 外 310 | 外 275 | 外 80 | 外 2,077 | 393 | 356 |
| 外 78 | 外 80 | 外 79 | 外 494 | 外 327 | 外 30 | 外 274 | 外 237 | 外 170 | 外 10 | 外 109 | 外 103 | 外 325 | 外 275 | 外 87 | 外 2,138 | 394 | 356 |
| 外 82 | 外 79 | 外 82 | 外 485 | 外 327 | 外 60 | 外 45 | 外 236 | 外 170 | 外 65 | 外 106 | 外 123 | 外 335 | 外 266 | 外 88 | 外 2,139 | 390 | 354 |
| 外 86 | 外 78 | 外 87 | 外 478 | 外 327 | 外 38 | 外 51 | 外 236 | 外 169 | 外 13 | 外 108 | 外 128 | 外 371 | 外 268 | 外 92 | 外 2,210 | 349 | 352 |
| 外 92 | 外 79 | 外 87 | 外 476 | 外 327 | 外 36 | 外 272 | 外 235 | 外 172 | 外 11 | 外 106 | 外 48 | 外 386 | 外 270 | 外 103 | 外 2,261 | 352 | 348 |
| 外 98 | 外 76 | 外 82 | 外 476 | 外 328 | 外 71 | 外 55 | 外 229 | 外 173 | 外 67 | 外 110 | 外 54 | 外 411 | 外 278 | 外 58 | 外 2,340 | 337 | 345 |
| 外 102 | 外 75 | 外 80 | 外 487 | 外 330 | 外 70 | 外 95 | 外 233 | 外 175 | 外 69 | 外 113 | 外 432 | 外 528 | 外 389 | 外 57 | 外 3,216 | 336 | 357 |
| 外 114 | 外 76 | 外 81 | 外 493 | 外 347 | 外 74 | 外 81 | 外 233 | 外 171 | 外 70 | 外 110 | 外 385 | 外 498 | 外 346 | 外 64 | 外 3,165 | 331 | 374 |
| 外 118 | 外 73 | 外 79 | 外 490 | 外 347 | 外 74 | 外 77 | 外 234 | 外 171 | 外 68 | 外 110 | 外 389 | 外 554 | 外 336 | 外 91 | 外 3,146 | 280 | 388 |
| 外 129 | 外 66 | 外 85 | 外 497 | 外 358 | 外 73 | 外 228 | 外 237 | 外 171 | 外 9 | 外 109 | 外 42 | 外 108 | 外 300 | 外 118 | 外 3,139 | 264 | 399 |
| 外 138 | 外 65 | 外 81 | 外 503 | 外 365 | 外 74 | 外 221 | 外 242 | 外 171 | 外 65 | 外 112 | 外 2,209 | 外 114 | 外 3,001 | 外 149 | 外 14,058 | 254 | 405 |
| 外 137 | 外 64 | 外 79 | 外 508 | 外 374 | 外 72 | 外 80 | 外 190 | 外 384 | 外 65 | 外 117 | 外 2,138 | 外 2,230 | 外 2,779 | 外 4,451 | 外 13,290 | 251 | 400 |
| 外 145 | 外 71 | 外 82 | 外 506 | 外 374 | 外 78 | 外 83 | 外 184 | 外 365 | 外 66 | 外 120 | 外 2,067 | 外 2,160 | 外 2,672 | 外 4,263 | 外 12,837 | 252 | 407 |
| 外 150 | 外 73 | 外 82 | 外 506 | 外 379 | 外 89 | 外 90 | 外 182 | 外 354 | 外 68 | 外 120 | 外 1,989 | 外 2,080 | 外 2,559 | 外 4,069 | 外 12,373 | 275 | 400 |
| 外 154 | 外 71 | 外 79 | 外 507 | 外 375 | 外 81 | 外 89 | 外 179 | 外 344 | 外 67 | 外 120 | 外 1,877 | 外 2,017 | 外 2,443 | 外 3,864 | 外 11,887 | 255 | 404 |
| 外 154 | 外 71 | 外 77 | 外 499 | 外 374 | 外 81 | 外 90 | 外 179 | 外 332 | 外 66 | 外 120 | 外 1,715 | 外 1,905 | 外 2,260 | 外 3,533 | 外 11,082 | 255 | 404 |
| 外 1709 | | 外 71 | 外 499 | 外 374 | 外 81 | 外 90 | 外 179 | 外 332 | 外 66 | 外 120 | 外 46 | 外 1,709 | 外 2,260 | 外 3,533 | 外 11,082 | 255 | 404 |

(注) 1 本数は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)による。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目による。

3 平成17年度以前の品目別製造免許場数は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の製造免許場数である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

5 一の製造場で複数の酒類の製造免許を有しているものについて、主たる酒類を本書とし、その他の外番として掲げた。

6 平成18年度以降の酒類の製造免許場数は、平成18年度の酒税法改正に伴い酒税法附則第66条第2項の規定により製造免許を受けたものとみなされたものを含んでいる。

付表 1 地ビール製造場(者)数の推移

| 年 度 | 平成6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|------|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 製造場数 | 6 | 24 | 103 | 209 | 251 | 264 | 262 | 239 | 230 | 263 | 244 | 234 | 223 | 211 | 206 | 201 | 194 | 190 |
| 製造者数 | 6 | 24 | 95 | 194 | 231 | 242 | 240 | 228 | 220 | 251 | 232 | 223 | 213 | 200 | 196 | 191 | 184 | 183 |

(注) 1 製造場(者)数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 平成6年4月1日以降ビールの製造免許を取得した製造場(者)で、大手ビールメーカー(5社)及び試験製造免許に係る製造場(者)を除いたものを掲げた。

※ 酒税法の一部改正(平成6年3月31日法律第24号)により、ビールの製造免許に係る最低製造数量基準が2,000klから60klに引き下げられた。

付表 2 果実酒製造場(者)数の推移(特定酒類(果実酒))

| 年 度 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|-------|----|----|----|----|
| 製造場数 | 0 | 1 | 4 | 4 |
| 製造者数 | 0 | 1 | 4 | 4 |
| 認定計画数 | 8 | 12 | 16 | 19 |

(注) 1 製造場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年12月18日法律第189号)に規定する酒税法の特例により果実酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第28条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域計画数である。

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表3 濁酒製造場(者)数の推移(特定酒類(その他醸造酒))

| 年 度 | 平成15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|-------|------|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 製造場数 | 4 | 29 | 54 | 85 | 119 | 139 | 144 | 156 | 167 |
| 製造者数 | 4 | 28 | 53 | 84 | 118 | 138 | 143 | 155 | 166 |
| 認定計画数 | 11 | 38 | 58 | 74 | 85 | 93 | 108 | 115 | 121 |

(注)1 製造場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年12月18日法律第189号)に規定する酒税法の特例により濁酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第28条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造するその他の醸造酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域計画数である。

付表4 果実酒製造場(者)数の推移(特産酒類(果実酒))

| 年 度 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|-------|----|----|----|----|
| 製造場数 | 0 | 0 | 6 | 7 |
| 製造者数 | 0 | 0 | 6 | 7 |
| 認定計画数 | 13 | 16 | 20 | 26 |

(注)1 製造場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年12月18日法律第189号)に規定する酒税法の特例により果実酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第28条の2(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は2klに緩和された。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域計画数である。

付表5 リキュール製造場(者)数の推移 (特産酒類(リキュール))

| 年 度 | 20 | 21 | 22 | 23 |
|-------|----|----|----|----|
| 製造場数 | 0 | 8 | 14 | 17 |
| 製造者数 | 0 | 8 | 14 | 17 |
| 認定計画数 | 11 | 19 | 24 | 32 |

(注)1 製造場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年12月18日法律第189号)に規定する酒税法の特例によりリキュールの製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第28条の2(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造するリキュールの製造免許に係る最低製造数量基準は1klに緩和された。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域計画数である。

15 酒類販売業免許場数の推移

(単位:場)

| 年月日 | 卸 | | 業 | | 小 | | 業 | | 合 計 | 備 考 |
|-----------------|--------|---------|---------|--------|---------|--------|---------|---------|--|-----|
| | 全 | 其 他 | 全 | 其 他 | 全 | 其 他 | 全 | 其 他 | | |
| 昭和 46. 3. 31 現在 | - | 外 1,316 | 外 1,316 | 4,352 | 外 1,198 | 外 147 | 外 1,345 | 147,399 | 133 酒類販売業免許制度発足 | |
| 51. 3. 31 | 1,965 | 2,387 | - | 16,489 | - | 20,756 | 143,047 | 167,301 | | |
| 56. 3. 31 | 13,738 | 2,731 | - | 15,371 | 129,976 | 20,856 | 150,832 | 172,122 | | |
| 61. 3. 31 | 12,761 | 2,610 | - | 14,656 | 135,457 | 21,294 | 156,751 | 174,544 | 13.12 「規制緩和推進要綱」(酒類小売業免許の免許要件に係る運用基準の簡素化・明確化等)の閣議決定 | |
| 平成 2. 3. 31 | 11,980 | 2,676 | - | 15,027 | 138,056 | 21,832 | 159,888 | 176,550 | 元 6 人口基準、抽選制の導入 | |
| 3. 3. 31 | 11,540 | 3,487 | - | 18,510 | 139,396 | 22,127 | 161,523 | 176,953 | | |
| 4. 3. 31 | 11,389 | 7,121 | - | 18,308 | 136,384 | 22,059 | 158,443 | 176,944 | | |
| 5. 3. 31 | 11,006 | 7,302 | - | 18,221 | 136,545 | 22,091 | 158,636 | 177,521 | | |
| 6. 3. 31 | 10,896 | 7,325 | - | 18,014 | 137,138 | 22,162 | 159,300 | 178,126 | 10. 3 「規制緩和推進3か年計画」(酒類小売業免許に係る供給調整規制の廃止)の閣議決定 | |
| 7. 3. 31 | 10,682 | 7,332 | - | 17,818 | 137,777 | 22,335 | 160,112 | 179,156 | | |
| 8. 3. 31 | 10,487 | 7,331 | - | 17,474 | 138,568 | 22,770 | 161,338 | 179,880 | | |
| 9. 3. 31 | 10,200 | 7,274 | - | 17,117 | 139,403 | 23,003 | 162,406 | 184,000 | | |
| 10. 3. 31 | 9,980 | 7,137 | - | 16,847 | 140,180 | 26,703 | 166,883 | 188,695 | | |
| 11. 3. 31 | 9,757 | 7,090 | - | 16,627 | 140,836 | 31,012 | 171,848 | 191,722 | | |
| 12. 3. 31 | 9,546 | 7,081 | - | 16,489 | 143,718 | 31,377 | 175,095 | 193,971 | | |
| 13. 3. 31 | 9,436 | 7,053 | - | 16,250 | 145,841 | 31,641 | 177,482 | 193,123 | 13. 1 酒類小売業免許の距離基準の廃止 | |
| 14. 3. 31 | 9,365 | 6,885 | - | 15,983 | 145,053 | 31,820 | 176,873 | 198,005 | | |
| 15. 3. 31 | 9,210 | 6,773 | - | 15,756 | 151,343 | 30,679 | 182,022 | 200,355 | 15. 5 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」公布 15. 9 酒類小売業免許の人口基準の廃止 | |
| 16. 3. 31 | 9,070 | 6,686 | - | 15,099 | 154,759 | 29,840 | 184,599 | 208,325 | | |
| 17. 3. 31 | 8,630 | 6,469 | - | 14,417 | 165,915 | 27,311 | 193,226 | 211,828 | | |
| 18. 3. 31 | 8,011 | 6,406 | - | 13,982 | 171,674 | 25,737 | 197,411 | 210,452 | 17. 8 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の一部を改正する法律」公布 18. 8 「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」による緊急調整地域の指定発効 | |
| 19. 3. 31 | 7,608 | 6,384 | - | 13,633 | 170,975 | 25,485 | 196,460 | 214,905 | | |
| 20. 3. 31 | 7,303 | 6,330 | - | 13,373 | 178,124 | 23,148 | 201,272 | 215,247 | | |
| 21. 3. 31 | 7,111 | 6,262 | - | 12,945 | 179,624 | 22,250 | 201,874 | 212,311 | | |
| 22. 3. 31 | 6,855 | 6,090 | - | 12,488 | 178,016 | 21,350 | 199,366 | 196,570 | | |
| 23. 3. 31 | 6,589 | 5,909 | - | 12,062 | 176,773 | 7,299 | 184,072 | 193,751 | 23. 4 「規制・制度改革に係る方針」(酒類販売業免許の要件緩和)の閣議決定 | |
| 24. 3. 31 | 6,212 | 5,850 | - | 11,685 | 175,132 | 6,557 | 181,689 | 192,466 | 24. 9 酒類販売業免許の要件緩和等の適用を開始 | |
| | 5,899 | 5,786 | - | - | 174,544 | 6,237 | 180,781 | | | |

(注) 1 本表は、主として「国統計統計年報書」(4月～翌年3月)による。
 2 昭和46. 3. 31現在の外書きは、卸小売業者の従たる販売業免許場数を、昭和51. 3. 31現在以降の外書きは、卸売業者のうちで小売もできる販売業免許場数を掲げた。
 3 「卸売業」及び「小売業」の「その他」の欄は、販売できる酒類の範囲について条件の付いている販売業免許場数を掲げた。

16 酒類販売業者の概況

1 酒類小売業者（酒類小売業者の概況より）

(1) 酒類小売業者の概況（一販売場平均）

| 区 分 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-------------|----------|----------|
| 酒類小売数量 (kl) | 51.9 | 51.3 |
| 酒類売場面積 (㎡) | 38.0 | 37.1 |
| 平均営業時間 (時間) | 14.7 | 14.8 |

(2) 一般酒販店の経営概況（一企業平均）

（単位：万円、％）

| 区 分 | 金額・割合 | |
|-------------|----------|----------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
| 総売上高 | 7,449 | 6,989 |
| うち酒類小売売上高 | 1,863 | 1,872 |
| 総売上高に占める割合 | 25.0 | 26.8 |
| 売上総利益 | 1,454 | 1,547 |
| うち酒類小売売上総利益 | 339 | 320 |
| 税引前利益 | 81 | 95 |
| 総売上高に占める割合 | 1.1 | 1.4 |

(3) 業態別の販売場数

（単位：場、％）

| 区 分 | 平成 21 年度 | | 平成 22 年度 | |
|-----------------|----------|-------|----------|-------|
| | | 構成比 | | 構成比 |
| 一 般 酒 販 店 | 61,768 | 38.3 | 59,284 | 36.6 |
| コンビニエンスストア | 47,175 | 29.3 | 47,853 | 29.6 |
| スーパーマーケット | 19,998 | 12.4 | 20,218 | 12.5 |
| 百 貨 店 | 462 | 0.3 | 447 | 0.3 |
| 量 販 店 | 3,428 | 2.1 | 3,479 | 2.1 |
| 業 務 用 | 2,218 | 1.4 | 2,452 | 1.5 |
| ホームセンター・ドラッグストア | 7,689 | 4.8 | 8,467 | 5.2 |
| そ の 他 | 18,511 | 11.5 | 19,677 | 12.2 |
| 合 計 | 161,249 | 100.0 | 161,877 | 100.0 |

（注）構成比については、小数点2位以下を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合がある。

(4) 業態別の販売数量

(単位：kl、%)

| 区 分 | 平成 21 年度 | | 平成 22 年度 | |
|-----------------|-----------|-------|-----------|-------|
| | | 構成比 | | 構成比 |
| 一 般 酒 販 店 | 1,597,643 | 19.1 | 1,468,810 | 17.7 |
| コンビニエンスストア | 925,499 | 11.1 | 915,042 | 11.0 |
| スーパーマーケット | 2,917,475 | 34.9 | 2,967,415 | 35.7 |
| 百 貨 店 | 69,860 | 0.8 | 62,026 | 0.7 |
| 量 販 店 | 1,230,820 | 14.7 | 1,210,395 | 14.6 |
| 業 務 用 | 729,815 | 8.7 | 748,912 | 9.0 |
| ホームセンター・ドラッグストア | 481,347 | 5.8 | 522,544 | 6.3 |
| そ の 他 | 411,141 | 4.9 | 405,621 | 4.9 |
| 合 計 | 8,363,599 | 100.0 | 8,300,766 | 100.0 |

(注) 構成比については、小数点2位以下を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合がある。

(5) 経営組織別企業数

(単位：者、%)

| 区 分 | 平成 21 年度 | | 平成 22 年度 | |
|-------------|----------|-------|----------|-------|
| | | 構成比 | | 構成比 |
| 個 人 | 65,265 | 58.7 | 62,645 | 58.0 |
| 法 人 ・ そ の 他 | 45,954 | 41.3 | 45,366 | 42.0 |
| 合 計 | 111,219 | 100.0 | 108,011 | 100.0 |

(6) 一般酒販店の売上規模別企業数

(単位：者、%)

| 区 分 | 平成 21 年度 | | 平成 22 年度 | |
|----------------------|----------|-------|----------|-------|
| | | 構成比 | | 構成比 |
| 300 万円以下 | 3,839 | 10.1 | 4,869 | 13.0 |
| 300 万円超 500 万円以下 | 2,984 | 7.9 | 3,300 | 8.8 |
| 500 万円超 700 万円以下 | 2,927 | 7.7 | 2,956 | 7.9 |
| 700 万円超 1,000 万円以下 | 3,925 | 10.4 | 3,927 | 10.4 |
| 1,000 万円超 1,500 万円以下 | 4,622 | 12.2 | 4,583 | 12.2 |
| 1,500 万円超 2,000 万円以下 | 3,505 | 9.3 | 3,323 | 8.8 |
| 2,000 万円超 2,500 万円以下 | 2,723 | 7.2 | 2,454 | 6.5 |
| 2,500 万円超 3,000 万円以下 | 2,123 | 5.6 | 1,955 | 5.2 |
| 3,000 万円超 4,000 万円以下 | 2,914 | 7.7 | 2,669 | 7.1 |
| 4,000 万円超 5,000 万円以下 | 1,849 | 4.9 | 1,642 | 4.4 |
| 5,000 万円超 1 億円以下 | 3,822 | 10.1 | 3,430 | 9.1 |
| 1 億円超 | 2,645 | 7.0 | 2,476 | 6.6 |
| 合 計 | 37,878 | 100.0 | 37,584 | 100.0 |

(注) 構成比については、小数点2位以下を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合がある。

酒類小売業者の概況については、国税庁ホームページに掲載している。
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/shiori-gaikyo/kori/04.htm>

2 酒類卸売業者（酒類卸売業者の経営実態調査結果より）

(1) 酒類卸売業者の概況

| 区 分 | 平成 20 年度 | | 平成 21 年度 | | 平成 22 年度 | |
|-------------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
| | | 1企業平均 | | 1企業平均 | | 1企業平均 |
| 事業者数（者） | 643 | — | 622 | — | 598 | — |
| 酒類販売量（kl） | 9,978,770 | 15,519 | 9,929,322 | 15,964 | 9,841,626 | 16,458 |
| 総売上高（百万円） | 9,843,911 | 15,309 | 9,625,733 | 15,475 | 9,723,969 | 16,261 |
| うち酒類卸売上高 | 4,334,786 | 6,742 | 4,207,219 | 6,764 | 4,246,861 | 7,102 |
| 売上総利益（百万円） | 462,242 | 719 | 457,304 | 735 | 501,604 | 839 |
| 税引前純利益（百万円） | 52,239 | 81 | 57,724 | 93 | 50,275 | 84 |
| 総従事者数（人） | 41,062 | 64 | 40,394 | 65 | 39,478 | 66 |
| うち酒卸売部門 | 15,252 | 24 | 13,978 | 22 | 14,048 | 23 |

(2) 酒類卸売業者の企業規模

（単位：者、％）

| 区 分 | 平成 20 年度 | | 平成 21 年度 | | 平成 22 年度 | | | |
|-----------------|----------|----------------|----------|-------|----------|-------|-----|------|
| | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 | | |
| 協 同 組 合 | 5 | 0.8 | 5 | 0.8 | 5 | 0.8 | | |
| 1 億円超・100 人超の会社 | 35 | 5.4 | 34 | 5.5 | 34 | 5.7 | | |
| 中 小 企 業 | 会 社 | 1 億円超・100 人以下 | 12 | 1.9 | 11 | 1.8 | 11 | 1.8 |
| | | 1 億円以下・100 人超 | 38 | 5.9 | 34 | 5.5 | 34 | 5.7 |
| | | 1 億円以下・100 人以下 | 539 | 83.8 | 527 | 84.7 | 507 | 84.8 |
| | 個 人 | 14 | 2.2 | 11 | 1.8 | 7 | 1.2 | |
| 中 小 企 業 計 | 603 | 93.8 | 583 | 93.7 | 559 | 93.5 | | |
| 企 業 数 合 計 | 643 | 100.0 | 622 | 100.0 | 598 | 100.0 | | |

（注） 1 企業規模（区分欄）の金額は資本金を、人数は従業員数を表す。

2 構成比については、小数点 2 位以下を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合がある。

(3) 税引前純利益金額別企業数

（単位：者、％）

| 区 分 | 平成 20 年度 | | 平成 21 年度 | | 平成 22 年度 | |
|-------------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|
| | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 |
| 欠損 | 225 | 35.0 | 220 | 35.4 | 230 | 38.5 |
| ～50 万円未満 | 53 | 8.2 | 48 | 7.7 | 51 | 8.5 |
| ～500 万円未満 | 134 | 20.8 | 132 | 21.2 | 116 | 19.4 |
| ～3,000 万円未満 | 118 | 18.4 | 106 | 17.0 | 110 | 18.4 |
| ～1 億円未満 | 59 | 9.2 | 63 | 10.1 | 40 | 6.7 |
| 1 億円以上 | 54 | 8.4 | 53 | 8.5 | 51 | 8.5 |
| 合 計 | 643 | 100.0 | 622 | 100.0 | 598 | 100.0 |

（注） 構成比については、小数点 2 位以下を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合がある。

(4) 販売先別販売数量

(単位:kl、%)

| 区 分 | 平成 20 年度 | | 平成 21 年度 | | 平成 22 年度 | |
|---------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
| | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 |
| 卸 売 業 者 | 1,714,520 | 17.2 | 1,656,990 | 16.7 | 1,655,142 | 16.8 |
| 小 売 業 者 | 8,078,786 | 81.0 | 8,089,996 | 81.5 | 8,007,542 | 81.4 |
| 消 費 者 | 185,464 | 1.9 | 182,336 | 1.8 | 178,942 | 1.8 |
| 合 計 | 9,978,770 | 100.0 | 9,929,322 | 100.0 | 9,841,626 | 100.0 |

(注) 構成比については、小数点2位以下を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合がある。

(5) 品目別販売数量

(単位:kl、%)

| 区 分 | 平成 20 年度 | | 平成 21 年度 | | 平成 22 年度 | |
|-------------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
| | | 構成比 | | 構成比 | | 構成比 |
| 清 酒 | 666,308 | 6.7 | 653,433 | 6.6 | 630,855 | 6.4 |
| しょうちゅう | 1,186,473 | 11.9 | 1,185,363 | 11.9 | 1,131,596 | 11.5 |
| ビ ー ル | 3,545,061 | 35.5 | 3,409,433 | 34.3 | 3,307,273 | 33.6 |
| 発 泡 酒 | 1,562,484 | 15.7 | 1,291,446 | 13.0 | 1,105,309 | 11.2 |
| その他の醸造酒 | 924,713 | 9.3 | 899,330 | 9.1 | 881,494 | 9.0 |
| スピリッツ・リキュール | 1,641,316 | 16.4 | 2,029,423 | 20.4 | 2,310,028 | 23.5 |
| そ の 他 | 452,415 | 4.5 | 460,894 | 4.6 | 475,071 | 4.8 |
| 合 計 | 9,978,770 | 100.0 | 9,929,322 | 100.0 | 9,841,626 | 100.0 |

(注) 構成比については、小数点2位以下を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合がある。

- 1 「平成21年度酒類卸売業者の概況」、「酒類卸売業者の概況（平成22年度調査分）」及び「酒類卸売業者の概況（平成23年度調査分）」による（年度はいずれも調査対象年度で表している。）。
- 2 各年度の酒類卸売業者実態調査の結果（「酒類卸売業者の概況」）については、国税庁ホームページに掲載している。
(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/shiori-gaikyo/oroshiuri/03.htm>)
- 3 調査表回収率は、平成20年度96.7%、平成21年度97.2%、平成22年度96.5%である。

17 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づく表示義務事項一覧表

| 種類 (酒類の分類) | 該当する酒類(品目) | 表示義務事項 | | | | | |
|---------------------|---|------------------------|-------|----|--------|----------|--------|
| | | 製造者の氏名又は名称、製造場の所在地(※1) | 容量の容量 | 品目 | アルコール分 | 発泡性を有する旨 | 税率適用区分 |
| 発泡性酒類 | ビール | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 発泡酒 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 醸造酒類(その他の発泡性酒類を除く。) | その他の発泡性酒類(※2) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 清酒(日本酒) | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 果実酒 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | その他の醸造酒(※濁酒) | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 連続式蒸留しようちゆう(ホワイトリカー①又はしようちゆう甲類) | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 単式蒸留しようちゆう(ホワイトリカー②、しようちゆう乙類、※本格しようちゆう、※泡盛) | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 蒸留酒類(その他の発泡性酒類を除く。) | ウイスキー | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | (※水割りウイスキー) | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | ブランデー | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | (※水割りブランデー) | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 原料用アルコール | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | スピリッツ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 合成清酒 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | みりりん(本みりん) | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 甘味果実酒 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | (※薬剤甘味果実酒、※薬用甘味果実酒) | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 混成酒類(その他の発泡性酒類を除く。) | リキュール(※薬味酒、※薬用酒、※白酒) | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 粉末酒 | ○ | ○(重量) | ○ | ○ | | |
| | 雑酒 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

(※1) 酒類販売業者が保税地域から引き取る酒類の容器又は包装には、酒類販売業者の住所及び氏名又は名称、引取先の所在地を記載。酒類販売業者が詰め替えて販売場から搬出する酒類の容器又は包装には、酒類販売業者の住所及び氏名又は名称、詰替場所の所在地を記載。

(※2) 「その他の発泡性酒類」は、ビール及び発泡酒以外の酒類のうち、アルコール分が10度未満で発泡性を有するものをいう。例えば、清酒で、アルコール分10度未満で発泡性を有するものは、上記「その他の発泡性酒類」欄の表示義務事項が適用される。なお、この場合の品目は、「清酒」となる。

(※3) 品目のかっこ書きの名称は、品目の例外表示(酒類業組合法施行規則第11条の5)として認められる。ただし※印がある名称については製造方法等の要件を満たす必要がある。

18 単式蒸留しょうちゅうの例外表示

1 単式蒸留しょうちゅうの例外表示の要件

| 例外表示 | 要件 |
|--------------------|---|
| ホワイトリカー②又はしょうちゅう乙類 | 単式蒸留しょうちゅうに属するすべてのもの |
| 本格しょうちゅう | 次に掲げる原料等を使用したもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 穀類又はいも類、これらのこうじ及び水 ・ 穀類のこうじ及び水 ・ 清酒かす及び水若しくは清酒かす、米、米こうじ及び水 ・ 酒税法施行令第4条の2に規定する砂糖、米こうじ及び水 ・ 穀類又はいも類、これらのこうじ、水及び国税庁長官の指定する物品（その原料中国税庁長官の指定する物品の重量の合計が穀類又はいも類及びこれらのこうじの重量を超えないものに限る。） |
| 泡盛 | 米こうじ（黒こうじ菌を用いたものに限る。）及び水を原料等として使用したもの |

※ 「ホワイトリカー」の例外表示については、「②」の記号が明瞭に判別できる方法により行う。

2 「酒税法施行規則第三条の二に規定する国税庁長官が指定する物品を定める件」 （平成18年4月国税庁告示第10号）

| 国税庁長官の指定する物品 |
|---|
| あしたば、あずき、あまちゃづる、アロエ、ウーロン茶、梅の種、えのきたけ、おたねにんじん、かぼちゃ、牛乳、ぎんなん、くず粉、くまざさ、くり、グリーンピース、こならの実、ごま、こんぶ、サフラン、サボテン、しいたけ、しそ、大根、脱脂粉乳、たまねぎ、つのまた、つるつる、とちのきの実、トマト、なつめやしの実、にんじん、ねぎ、のり、ピーマン、ひしの実、ひまわりの種、ふきのとう、べにばな、ホエイパウダー、ほていあおい、またたび、抹茶、まてばしいの実、ゆりね、よもぎ、落花生、緑茶、れんこん、わかめ |

19 清酒の製法品質表示基準

「清酒の製法品質表示基準」（平成元年国税庁告示第8号）が制定された平成元年当時、清酒については、酒造技術の発達や消費の多様化に伴い、吟醸酒、純米酒、本醸造酒といった製法や品質の異なるさまざまなタイプの清酒が酒屋さんの店頭で見られるようになりましたが、それらの表示には法的なルールがなかったため、消費者の方からどのような品質のものであるかよく分からないという声が高まっていました。

そこで中央酒類審議会（現：国税審議会）の答申を受け、平成元年11月に「清酒の製法品質表示基準」が定められ、平成2年4月から適用されています。この表示基準では、①吟醸酒、純米酒、本醸造酒といった特定名称を表示する場合の基準を定めるとともに、すべての清酒について、②清酒の容器等に表示しなければならない事項の基準、③清酒の容器等に任意に表示できる事項の基準、④清酒の容器等に表示してはならない事項の基準が定められ、消費者の方の商品選択の大きなよりどころとなっています。

清酒の製法品質表示基準（概要）

1 特定名称の清酒の表示

特定名称の清酒とは、吟醸酒、純米酒、本醸造酒をいい、それぞれ所定の要件に該当するものにその名称を表示することができます。

なお、特定名称は、原料、製造方法等の違いによって8種類に分類されます。

| 特定名称 | 使用原料 | 精米歩合 | こうじ米の使用割合 | 香味等の要件 |
|--------|----------------|-----------------------|-----------|--------------------|
| 吟醸酒 | 米、米こうじ、醸造アルコール | 60%以下 | 15%以上 | 吟醸造り、固有の香味、色沢が良好 |
| 大吟醸酒 | 米、米こうじ、醸造アルコール | 50%以下 | 15%以上 | 吟醸造り、固有の香味、色沢が特に良好 |
| 純米酒 | 米、米こうじ | — | 15%以上 | 香味、色沢が良好 |
| 純米吟醸酒 | 米、米こうじ | 60%以下 | 15%以上 | 吟醸造り、固有の香味、色沢が良好 |
| 純米大吟醸酒 | 米、米こうじ | 50%以下 | 15%以上 | 吟醸造り、固有の香味、色沢が特に良好 |
| 特別純米酒 | 米、米こうじ | 60%以下又は特別な製造方法（要説明表示） | 15%以上 | 香味、色沢が特に良好 |
| 本醸造酒 | 米、米こうじ、醸造アルコール | 70%以下 | 15%以上 | 香味、色沢が良好 |
| 特別本醸造酒 | 米、米こうじ、醸造アルコール | 60%以下又は特別な製造方法（要説明表示） | 15%以上 | 香味、色沢が特に良好 |

精米歩合とは

精米歩合とは、白米のその玄米に対する重量の割合をいいます。精米歩合60%というときには、玄米の表層部を40%削り取ることをいいます。

米の胚芽や表層部には、たんぱく質、脂肪、灰分、ビタミンなどが多く含まれ、これらの成分は、清酒の製造に必要な成分ですが、多過ぎると清酒の香りや味を悪くしますので、米を清酒の原料として使うときは、精米によってこれらの成分を少なくした白米を使います。ちなみに、一般家庭で食べている米は、精米歩合

92%程度の白米（玄米の表層部を8%程度削り取ります。）ですが、清酒の原料とする米は、精米歩合75%以下の白米が多く用いられています。特に、特定名称の清酒に使用する白米は、農産物検査法に基づく農産物規格規程によって、3等以上に格付けされた玄米又はこれに相当する玄米を精米したものに限られています。

こうじ米とは

こうじ米とは、米こうじ（白米にこうじ菌を繁殖させたもので、白米のでんぷんを糖化させることができるもの）の製造に使用する白米をいいます。

なお、特定名称の清酒は、こうじ米の使用割合（白米の重量に対するこうじ米の重量の割合をいいます。）が、15%以上のものに限られています。

醸造アルコールとは

醸造アルコールとは、でんぷん質物や含糖質物を原料として発酵させて蒸留したアルコールをいいます。

もろみにアルコールを適量添加すると、香りが高く、「スッキリした味」となります。さらに、アルコールの添加には、清酒の香味を劣化させる乳酸菌（火落菌）の増殖を防止するという効果もあります。

吟醸酒や本醸造酒に使用できる醸造アルコールの重量（アルコール分95度換算の重量によります。）は、白米の重量の10%以下に制限されています。

吟醸造りとは

吟醸造りとは、吟味して醸造することをいい、伝統的に、よりよく精米した白米を低温でゆっくり発酵させ、かすの割合を高くして、特有な芳香（吟香）を有するように醸造することをいいます。

吟醸酒は、吟醸造り専用の優良酵母、原料米の処理、発酵の管理からびん詰・出荷に至るまでの高度に完成された吟醸造り技術の開発普及により商品化が可能となったものです。

2 必要記載事項の表示

清酒には、次の事項を、原則として8ポイントの活字以上の大きさの日本文字で表示することになっています。

(1) 原材料名

使用した原材料を使用量の多い順に記載します。

なお、特定名称を表示する清酒については、原材料名の表示の近接する場所に精米歩合を併せて表示します。

例えば、本醸造酒であれば次のように記載します。

| | |
|------|----------------|
| 原材料名 | 米、米こうじ、醸造アルコール |
| 精米歩合 | 68% |

(2) 製造時期

次のいずれかの方法で記載します。

| | |
|------|----------|
| 製造年月 | 平成15年10月 |
|------|----------|

| | |
|------|--------|
| 製造年月 | 15. 10 |
|------|--------|

| | |
|------|----------|
| 製造年月 | 2003. 10 |
|------|----------|

| | |
|------|--------|
| 製造年月 | 03. 10 |
|------|--------|

なお、保税地域から引き取る清酒で製造時期が不明なものについては、製造時期に代えて輸入年月を「輸入年月」の文字の後に表示してもよいことになっています。

また、容器の容量が300ml以下の場合には、「年月」の文字を省略してもよいことになっています。

(3) 保存又は飲用上の注意事項

生酒のように製成後一切加熱処理をしないで出荷する清酒には、保存若しくは飲用上の注意事項を記載します。

(参考)

生酒、生貯蔵酒以外の清酒は、通常、製成後、貯蔵する前と出荷する前の2回加熱処理をしています。

(4) 原産国名

輸入品の場合に記載します。

(5) 外国産清酒を使用したものの表示

国内において、国内産清酒と外国産清酒の両方を使用して製造した清酒については、その外国産清酒の原産国名及び使用割合を記載します。

なお、使用割合については、10%の幅をもって記載してもよいことになっています。

以上のほか、次の事項も必ず表示するよう清酒製造者に表示義務が課されています。

- 製造者の氏名又は名称
- 製造場の所在地（記号で表示してもよいことになっています。）
- 容器の容量
- 清酒（「日本酒」と表示してもよいことになっています。）
- アルコール分

3 任意記載事項の表示

次に掲げる事項は、それぞれの要件に該当する場合に表示することができます。

(1) 原料米の品種名

表示しようとする原料米の使用割合が50%を超えている場合に、使用割合と併せて、例えば、山田錦100%と表示できます。

(2) 清酒の産地名

その清酒の全部がその産地で醸造されたものである場合に表示できます。したがって、産地が異なるものをブレンドした清酒には産地名を表示できません。

(3) 貯蔵年数

1年以上貯蔵した清酒に、1年未満の端数を切り捨てた年数を表示できます。

(4) 原酒

製成後、水を加えてアルコール分などを調整しない清酒に表示できます。

なお、仕込みごとに若干異なるアルコール分を調整するため、アルコール分1%未満の範囲内で加水調整することは、差し支えないことになっています。

(5) 生酒

製成後、一切加熱処理をしない清酒に表示できます。

(6) 生貯蔵酒

製成後、加熱処理をしないで貯蔵し、出荷の際に加熱処理した清酒に表示できます。

(7) 生一本

ひとつの製造場だけで醸造した純米酒に表示できます。

(8) 樽酒

木製の樽で貯蔵し、木香のついた清酒に表示できます。

なお、販売する時点で、木製の容器に収容されているかは問いません。

(9) 「極上」、「優良」、「高級」等品質が優れている印象を与える用語

自社に同一の種別又は銘柄の清酒が複数ある場合に、品質が優れているものに表示できます（使用原材料等から客観的に説明できる場合に限りです。）。

なお、これらの用語は、自社の清酒のランク付けとして使用できるもので、他社の清酒と比較するために使用することはできません。

(10) 受賞の記述

国、地方公共団体等公的機関から受賞した場合に、その清酒に表示できます。

上記以外の事項については、事実に基づき別途説明表示する場合に限り表示しても差し支えないことになっています。

4 表示禁止事項

次に掲げる事項は、これを清酒の容器又は包装に表示してはいけません。

(1) 清酒の製法、品質等が業界において「最高」、「第一」、「代表」等最上級を意味する用語

(2) 官公庁御用達又はこれに類似する用語

(3) 特定名称酒以外の清酒について特定名称に類似する用語

※ ただし、特定名称に類似する用語の表示の近接する場所に、原則として8ポイントの活字以上の大きさで、特定名称の清酒に該当しないことが明確に分かる説明表示がされている場合には、表示することとして差し支えありません。

なお、この説明表示は、消費者の商品選択に資するために設けられたもので、8ポイントの活字以上の大きさで表示してあればそれでよいということではなく、特定名称に類似する用語の表示とバランスのとれた大きさの文字とするなど、消費者の方が特定名称の清酒に該当しないと明確に分かる大きさの文字とする必要があります。

例えば、純米酒の製法品質の要件に該当しない清酒に、純米酒に類似する用語（例：「米だけの酒」）を表示する場合には、次のように純米酒に該当しないことが明確に分かる説明表示をしなければなりません。

純米酒ではありません
米だけの酒

20 未成年者の飲酒防止に関する表示基準

「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」（平成元年国税庁告示第9号）は、アルコール飲料としての酒類の特性に鑑み、未成年者の飲酒防止のための対応が必要とされたため、中央酒類審議会の答申を受け、平成元年11月に定められ、平成2年4月から適用されました。

平成元年の制定時においては、酒類の自動販売機に対する表示について定められたものですが、平成6年10月の中央酒類審議会報告「アルコール飲料としての酒類の販売等の在り方について（中間報告）」等において、個々の事業者の判断により自主的に行われてきた酒類容器への未成年者飲酒防止の注意表示を全酒類に拡大すべきとの提言があったことから、中央酒類審議会の答申を受け、平成9年2月に基準の一部が改正（平成9年国税庁告示第3号）されました（平成9年7月から適用）。

酒類小売業免許に係る規制緩和の進展に伴い、多様な業種・業態の者の参入が進み、酒類と他の商品を同じ販売場内で販売するケースが増えるなど、酒類へのアクセス機会が増加してきており、酒類小売業者に対する酒類の適正な販売管理に対する社会的な要請が高まっていることを踏まえ、未成年者飲酒防止をはじめとする酒類の適正な販売管理の確保を図るため、平成15年6月に基準の一部が改正（平成15年国税庁告示第4号）され、平成15年9月1日から適用されました。

酒類の陳列場所の表示については、未成年者の酒類へのアクセスを未然に防止するため、より説得力・実効性のある表示とする表示基準の改正（平成17年国税庁告示第22号）が行われ、平成17年10月1日から適用されました。

未成年者の飲酒防止に関する表示基準（概要）

1 酒類の容器等に対する表示

- (1) 酒類の容器又は包装には、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示しなければなりません。
- (2) (1)の表示は、容器等の見やすい所に、6ポイントの活字以上（容量360ml以下の場合は5.5ポイント以上）の大きさの統一のとれた日本語で、明瞭に表示しなければなりません。

なお、①専ら酒場、料理店等に対する引渡しに用いられるもの、②内容量が50ml以下のもの、③調味料として用いられること又は薬用であることが明らかな酒類の容器等については、当該表示を省略することができます。

2 酒類の陳列場所における表示

- (1) 酒類小売販売場においては、酒類の陳列場所の見やすい箇所に、「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示しなければなりません。
- (2) (1)の表示は、酒類の陳列場所に、100ポイントの活字以上の大きさの日本語で明瞭に表示しなければなりません。

3 酒類の自動販売機に対する表示

酒類の自動販売機には、次の事項を自動販売機の前面の見やすい所に、統一のとれた日本語で夜間でも判読できるよう明瞭に表示しなければなりません。

- (1) 未成年者の飲酒は法律で禁止されている旨（57ポイントの活字以上の大きさのゴシック体）
- (2) 免許者の氏名又は名称、酒類販売管理者の氏名、並びに連絡先の所在地及び電話番号（20ポイントの活字以上の大きさ）
- (3) 販売停止時間（42ポイントの活字以上の大きさのゴシック体）
「午後11時から翌日午前5時まで販売を停止している」旨

4 酒類の通信販売における表示

酒類小売販売場において酒類の通信販売を行う場合には、次の事項を10ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた日本語で表示しなければなりません。

- (1) 酒類に関する広告又はカタログ等（インターネット等によるものを含みます。）
「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」又は「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨
- (2) 酒類の購入申込者が記載する申込書等の書類（インターネット等により申込みを受ける場合には申込みに関する画面）
申込者の年齢記載欄を設けた上で、その近接する場所に「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」又は「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨
- (3) 酒類の購入者に交付する納品書等の書類（インターネット等による通知を含みます。）
「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨

21 地理的表示に関する表示基準

1 制定の経緯等

WTO（世界貿易機関）協定の附属書であるTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）においては、ぶどう酒又は蒸留酒の地理的表示について、当該表示によって表示されている場所を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒に使用されることを防止するための、利害関係を有する者に対する法的手段の確保、又は行政上の措置による実施の確保が義務付けられています。

我が国においては、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」の規定に基づき「地理的表示に関する表示基準」（平成6年国税庁告示第4号）を平成6年12月に定め、平成7年7月から適用されています。

また、清酒については、地域の自然条件等を活かした伝統的な製法を受け継いだ特色ある地酒が数多く存在することから、既に地域ブランド化しているものやこれから地域ブランド化していこうとする状況を踏まえて、消費者の視点に立った適切な商品情報の提供及び清酒の地域ブランド確立に向けた体制の整備を図るため、平成17年9月に表示基準の一部が改正され平成17年10月1日から適用されています。

2 表示基準の概要

地理的表示とは

その酒類に与えられた品質、評判等が本質的に地理的原産地に起因するものと考えられる場合において、その酒類が世界貿易機関の加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいいます。

我が国においては、国税庁長官が国内で保護する単式蒸留しょうちゅう又は清酒の産地について、平成7年6月、壱岐焼酎の産地である「壱岐」、球磨焼酎の産地である「球磨」、琉球泡盛の産地である「琉球」を指定し、さらに平成17年12月には、薩摩焼酎の産地である「薩摩」、白山清酒の産地である「白山」を指定したところです。これらの産地を表示する地理的表示は、当該産地について定められた方法で製造された単式蒸留しょうちゅうや清酒以外については使用することはできません。

| 産地を指定する酒類 | 指定産地名 | 産地の地域 |
|---|-------|--------------------|
| 単式蒸留しょうちゅう（酒税法第三条第十号に規定するしょうちゅうをいう。以下同じ。） | 壱岐 | 長崎県 壱岐市 |
| 単式蒸留しょうちゅう | 球磨 | 熊本県 球磨郡 人吉市 |
| 単式蒸留しょうちゅう | 琉球 | 沖縄県 |
| 単式蒸留しょうちゅう | 薩摩 | 鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。） |
| 清酒（酒税法第三条第七号に規定する清酒をいう。） | 白山 | 石川県 白山市 |

地理的表示の保護の内容

ぶどう酒、蒸留酒及び清酒の地理的表示の保護は、次のとおりです。

- イ 日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する地理的表示のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用することが禁止されている地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用することはできません。
- ロ 清酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とする清酒について使用することはできません。
- ハ ぶどう酒、蒸留酒及び清酒については、当該酒類の真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合においても使用することはできません。
 - ※ 例えば、長崎県壱岐市以外で製造されたしょうちゅうに「壱岐焼酎（〇〇産）」（〇〇は真正の原産地）、「壱岐風」などと表示することはできません。

使用とは

酒類製造業者又は酒類販売業者が行う行為で、次に掲げる行為をいいます。

- イ 酒類の容器又は酒類の包装に地理的表示を付する行為
- ロ 酒類の容器又は酒類の包装に地理的表示を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為
- ハ 酒類に関する広告、定価表又は取引書類に地理的表示を付して展示し、又は頒布する行為

適用除外

次に掲げる場合には、地理的表示の保護の規定が適用されません。

- イ ぶどう酒又は蒸留酒を特定する世界貿易機関の他の加盟国の特定の地理的表示を平成6年4月15日以前の少なくとも10年間又は同日前に善意で、当該加盟国の領域内においてぶどう酒又は蒸留酒について継続して使用してきた場合
- ロ 原産国において保護されていない若しくは保護が終了した地理的表示又は当該原産国において使用されなくなった地理的表示である場合

22 酒類における有機等の表示基準

「酒類における有機等の表示基準」（平成12年国税庁告示第7号。以下「表示基準」といいます。）には、有機農産物、有機加工食品、有機畜産物、有機農畜産物加工酒類及び有機加工食品として格付けされた食品添加物（以下「有機農畜産物等」といいます。）を原料として製造した酒類における「有機」又は「オーガニック」（以下「有機等」といいます。）の表示基準及び遺伝子組換え農産物等を原料として製造した酒類における遺伝子組換えに関する表示基準が定められています。

この表示基準は、有機米使用清酒、オーガニックビール等といった「有機等」の表示を行っている酒類が市場に流通していること、また、遺伝子組換え農産物が商品化されるようになり、酒類の原料としても、使用される可能性もあること等から、消費者の適切な商品選択に資するため、中央酒類審議会の答申を受け、平成12年12月に定められ、平成13年4月から適用されています。

有機等の表示基準については、「有機加工食品の日本農林規格（JAS規格）」（平成17年10月農林水産省告示第1606号）の基準等に準拠して策定しており、また、遺伝子組換えに関する表示基準については、「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準」（平成12年農林水産省告示第517号。以下「農林水産大臣の定める基準」といいます。）の加工食品の規定を準用しております。

酒類における有機等の表示基準（概要）

1 有機農畜産物加工酒類における有機等の表示

次の基準をすべて満たす酒類（有機農畜産物加工酒類）については、酒類の容器又は包装に「有機」又は「オーガニック」の表示をすることができます。

(1) 原材料及び使用割合

- ・ 「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」（昭和25年法律第175号）に基づく格付けをされた有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物であること。
- ・ 有機農畜産物等の使用割合が95%以上であること。
- ・ 食品添加物は、製造に必要な最小限度の量であること。

(2) 製造その他の工程に係る管理

製造の方法は、物理的又は生物の機能を利用した方法による等の一定の条件を満たしていること。

(3) 品目の表示

- ・ 酒類の品目の表示に合わせて「（有機農畜産物加工酒類）」又は「（有機農産物加工酒類）」（有機畜産物を原材料として使用していないものに限り、）と表示されていること。
- ・ 「（有機農畜産物加工酒類）」又は「（有機農産物加工酒類）」の表示の文字の書体及び大きさは、酒類の品目の表示の文字と同じであること。

なお、我が国のJAS法に規定する格付制度と同等の制度を有する諸外国から輸入される酒類については、一定の要件の下に、上記(1)及び(2)の基準を満たすものとして取り扱います。

2 有機農畜産物等を原材料に使用した酒類における有機農畜産物等の使用表示

有機農畜産物等を原材料に使用した有機農畜産物加工酒類以外の酒類については、次の要件を全て満たしている場合に、有機農畜産物等を原材料に使用していることの表示をすることができます。

- (1) 酒類の品目の表示に合わせて「（有機農畜産物〇%使用）」と表示されていること。
- (2) 有機農畜産物等の使用表示は、酒類の一般的な名称又は商品名と一体的でないこと。

(3) 有機農畜産物等の使用表示に使用する文字は、次によること。

イ 有機農畜産物等の使用割合が50%以上のものは、商品名の文字の活字のポイントよりも小さいものであること。

ロ 有機農畜産物等の使用割合が50%未満のものは、未成年者飲酒防止に関する表示等の文字の活字のポイントを超えないものであること。

3 酒類における遺伝子組換えに関する表示

次に掲げる酒類については、「農林水産大臣の定める基準」の加工食品の規定を準用して、当該酒類の容器又は包装に遺伝子組換えに関する表示をしなければならないことになっています。

(1) 対象農産物（組換えDNA技術を用いて生産された大豆（枝豆及び大豆もやしを含みます。））、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ）又はこれを原材料とする加工食品を原材料とするものであって組み換えられたDNA又はこれによって生じたたん白質が残存する酒類

(2) 特定遺伝子組換え農産物（対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物をいいます。）であって高オレイン酸の形質を有する大豆又は高リシンの形質を有するとうもろこし（これを原材料とする加工食品を含みます。）を原材料とするもののうち大豆又はとうもろこしを主な原材料（原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいいます。）とする酒類又はこの酒類を主な原材料とする酒類

なお、遺伝子組換え農産物が存在しない農産物及び当該農産物を原材料とする加工食品を原材料とする酒類に、遺伝子組換えでないことを表す用語を使用してはならないこととなっています。

遺伝子組換えに関する表示方法を例示すると次のとおりとなります。

- 分別生産流通管理が行われている遺伝子組換え大豆を原料としている場合【義務表示】
 - ・原材料名 大豆（遺伝子組換え）、○○、△△
- 分別生産流通管理が行われていない遺伝子組換え大豆又は非遺伝子組換え大豆を原料としている場合【義務表示】
 - ・原材料名 大豆（遺伝子組換え不分別）、○○、△△
- 分別生産流通管理が行われている非遺伝子組換え大豆を原料としている場合【任意表示】
 - ・原材料名 大豆（遺伝子組換えでない）、○○、△△ 又は 大豆、○○、△△
- 特定分別生産流通管理が行われている特定遺伝子組換え大豆（高オレイン酸大豆）を原料としている場合【義務表示】
 - ・原材料名 大豆（高オレイン酸遺伝子組換え）、○○、△△
- 遺伝子組換え農産物が存在しない農産物を原料としている場合【表示禁止事項】
 - ・遺伝子組換え○○を使用していません等（○○は遺伝子組換え農産物が存在しない農産物）

(注) 1 「分別生産流通管理」とは、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいいます。

2 「特定分別生産流通管理」とは、特定遺伝子組換え農産物等について、1と同様の管理の方法をいいます。

(参考) 酒類における有機等の表示例

1 有機農畜産物加工酒類の場合

| | | | |
|-----------------------|----------------|------------|------------------------|
| 〇〇県〇〇市一ノ一ノ一 | 有機米使用清酒 | 純米酒 | 清酒 (有機農畜産物加工酒類) |
| △△酒造株式会社 | | | |
| お酒は二十歳になってから | | | |
| アルコール分 15度以上 16度未満 | | | |
| 原材料名 米、米こうじ | | | |
| 精米歩合 64% | | | |
| 製造年月 平成21年2月 | | | |
| 1.8 L 詰 | | | |

《ポイント》

「(有機農畜産物加工酒類)」
と表示されています。

2 有機農畜産物等を原材料に使用している場合 (有機農畜産物等の使用表示)

(1) 有機農畜産物等の使用割合が50%以上の場合

| | | | |
|-----------------------|--------------|------------|--------------------------|
| 〇〇県〇〇市一ノ一ノ一 | 有機米使用 | 純米酒 | 清酒 (有機農畜産物 80%使用) |
| △△酒造株式会社 | | | |
| お酒は二十歳になってから | | | |
| アルコール分 15度以上 16度未満 | | | |
| 原材料名 米、米こうじ | | | |
| 精米歩合 64% | | | |
| 製造年月 平成21年2月 | | | |
| 1.8 L 詰 | | | |

《ポイント》

「(有機農畜産物 80%使用)」
と表示されています。

- ・「有機米使用」の文字が、酒類の一般的な名称又は商品名(ここでは「純米酒」と一体的に表示されていません。
- ・「有機米使用」の文字の活字のポイントが、酒類の一般的な名称又は商品名の表示に用いている文字の活字のポイントよりも小さくなっています。

(2) 有機農畜産物等の使用割合が50%未満の場合

| | | | |
|-----------------------|--------------|------------|--------------------------|
| 〇〇県〇〇市一ノ一ノ一 | 有機米使用 | 純米酒 | 清酒 (有機農畜産物 30%使用) |
| △△酒造株式会社 | | | |
| お酒は二十歳になってから | | | |
| アルコール分 15度以上 16度未満 | | | |
| 原材料名 米、米こうじ | | | |
| 精米歩合 64% | | | |
| 製造年月 平成21年2月 | | | |
| 1.8 L 詰 | | | |

《ポイント》

「(有機農畜産物 30%使用)」
と表示されています。

- ・「有機米使用」の文字が、酒類の一般的な名称又は商品名(ここでは「純米酒」と一体的に表示されていません。
- ・「有機米使用」の文字の活字のポイントが、未成年者飲酒防止に関する表示基準に規定する事項(ここでは「お酒は二十歳になってから」)の文字の活字のポイントを超えていません。

23 酒類の表示の基準における重要基準を定める件

酒類の表示の基準については、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（昭和28年法律第7号、以下「酒類業組合法」といいます。）第86条の6第1項及び同法施行令（昭和28年政令第28号）第8条の4の規定により、財務大臣は、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため酒類の表示の適正化を図る必要があると認めるときは、酒類の製法、品質その他これらに類する事項、未成年者の飲酒防止に関する事項及び酒類の消費と健康との関係に関する事項の表示について、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準を定めることができることとされており、現在、

「清酒の製法品質表示基準」（平成元年11月国税庁告示第8号）

「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」（平成元年11月国税庁告示第9号）

「地理的表示に関する表示基準」（平成6年12月国税庁告示第4号）

「酒類における有機等の表示基準」（平成12年12月国税庁告示第7号）

の4つの表示基準が定められています。

平成15年5月の酒類業組合法の改正により、財務大臣は、表示基準のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため、特に表示の適正化を図る必要があるものを重要基準として定めることができることとされました。この改正を受けて、平成15年12月に「酒類の表示の基準における重要基準を定める件」（平成15年国税庁告示第15号）を定めました。

※ 重要基準に違反していると認められるときは、酒類業組合法第86条の6第3項、第4項及び第86条の7の規定により、重要基準に違反している個々の酒類業者に対して、その基準を遵守すべきことを個別に指示した上で、指示に従わなかった場合に命令を行い、更に、命令に違反した場合に罰則を課すこととされています。

酒類の表示の基準における重要基準を定める件（概要）

- (1) 「清酒の製法品質表示基準」のうち、
 - ① 特定名称（吟醸酒など）を容器等に表示する場合の基準
 - ② 原材料名など容器等に表示しなければならない事項の基準
 - ③ 最上級を意味する用語など容器等に表示してはならない禁止事項の基準
- (2) 「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」のうち、
 - ① 酒類の容器又は包装に対する表示の基準
 - ② 酒類の陳列場所における表示の基準
 - ③ 酒類の自動販売機に対する表示の基準
 - ④ 酒類の通信販売における表示の基準
- (3) 「地理的表示に関する表示基準」のうち、

地理的表示の保護に関する事項の基準
- (4) 「酒類における有機等の表示基準」のうち、
 - ① 有機農畜産物加工酒類における有機等の表示の基準
 - ② 有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準
 - ③ 有機農畜産物加工酒類の名称等の表示の基準
 - ④ 有機農畜産物等を原材料に使用した酒類における有機農畜産物等の使用表示の基準
 - ⑤ 酒類における遺伝子組換えに関する表示の基準

24 酒類容器等の3R(スリーアール)の推進

近年、廃棄物の減量化、再資源化を通じて地球環境の保全を図ろうとする動きが世界的に高まりを見せており、我が国においても3Rの推進など環境保全に関する施策が強く求められています。

国税庁は、酒類業界の健全な発達を目的として、酒類業者が「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）等の環境関係法令に適切に対応するよう、消費者に対する啓発や酒類業者に対する指導啓発等を行っています。

また、酒類業界においては、経済システム、消費構造の変化を踏まえるとともに、環境の世紀といわれる21世紀をにらんで、3R、需要振興及び物流合理化といった様々な観点からどのような容器が酒類業界の発展に寄与するものかを検討するため、平成10年9月に生販三層の関係者で構成する「酒類容器等に関する協議会」を発足し、平成11年4月に「酒類業界における当面のリサイクル推進のため採りうる方策」を取りまとめ、次のとおり酒類容器等の3Rに取り組んでいます。

リターナブルびん利用促進への取組

◇ ビールびんや一升びん等のリユース

- ・ ビールびんや一升びん等は小売店等を通して回収され、リユースされています。これらの中には、自主回収率がおおむね90%に達するものとして容器包装リサイクル法に基づく自主回収の認定を受けている回収率の高いものもあります。

◇ 清酒用500ml及び300mlのリターナブル用規格統一びん（Rびん）の開発・導入

- ・ 日本酒造組合中央会が、平成4年に500mlのRびんを、平成14年に300mlのRびんを開発、導入しています。
- ・ 平成20年4月から、一部地域で清酒製造業者、販売店等が協力して、Rびんをはじめとした清酒びんのリユースシステムを構築する取組が行われています。

◇ 清酒用720mlのRびんの開発・導入

- ・ びん製造業者で作る団体が平成11年に720mlのRびんを開発し、一部の清酒製造業者が導入しています。

◇ プラスチックコンテナ（P箱）の開発・導入

- ・ 清酒製造業者と流通業界が協力し、昭和48年に一升びん輸送用のP箱を開発、導入しています。
- ・ 一部のしょうちゅう製造業者において、平成4年にしょうちゅうの一升びん用のP箱を開発、導入しています。

◇ しょうちゅう用900mlのRびんのリユースシステム構築事業への参画

- ・ 一部のしょうちゅう製造業者がびん製造業者等とともに、900mlのRびんのリユースシステムを構築する取組へ参画しています。

○ 3R（「さんアール」や「スリーアール」といわれます。）

Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字のRのことで、循環型社会形成推進基本法においては、この順番が優先順位とされています。

資源の回収、有効利用への取組

◇ 店頭回収、回収業者への引渡し等の活動

- ・ 一部の小売酒販組合において、地域住民等と協力するなどにより、空びんや段ボール等の回収活動を行っています。
- ・ 一部の小売店において、リターナブルびん、アルミ缶などの回収量に応じて買い物に使用できるポイントを付与するなどにより、資源回収の促進に取り組んでいます。

◇ 酒パックの回収活動

- ・ 一部の小売店において、リサイクルに取り組む市民団体による酒パックの店頭回収活動に参加・協力しています。
- ・ 一部の酒類製造業者と酒パック製造業者において、酒パックのリサイクルシステムを構築する取組が行われています。

◇ 材質表示の取組

- ・ 資源有効利用促進法では容器包装に1か所以上の材質表示が義務付けられています（国産のビール系飲料等、一部の酒類の缶には2か所に表示されています。）。



各製造業者にみられる様々な3Rの取組

◇ ガラスびんの軽量化（ビール製造業者）

- ・ 大手ビール製造業者が、ビールびん（大びん）を605gから475gへ軽量化しています。

◇ アルミ缶の軽量化（ビール製造業者）

- ・ 大手ビール製造業者が、アルミ缶を軽量化しています。

◇ ペットボトルの軽量化（しょうちゅう製造業者）

- ・ 大手しょうちゅう製造業者が、しょうちゅう用のペットボトルを軽量化しています。

◇ 果実酒用びんなどのリユース（清酒製造業者）

- ・ 一部の清酒製造業者が、果実酒用びんなどのリユースを目的として、自社の清酒を果実酒用びんなどに詰めて販売しています。

◇ ペットボトルのリユース（しょうちゅう製造業者）

- ・ 一部のしょうちゅう製造業者が、しょうちゅう用のペットボトル（主に料飲店向け製品）のリユースに取り組んでいます。

◇ 色の混在するカレットを利用したエコボトルの採用（洋酒製造業者）

- ・ 大手洋酒製造業者が、「込みカレット」（色が混在したガラスくず）を原料とした果実酒用びんを使用しています。

◇ 無色びんへの切り替え（洋酒製造業者）

- ・ 一部の酒類製造業者及び酒類輸入業者（複数業者）が、果実酒用びんをリサイクルの用途が多様な無色びんへ切り換えています。

25 未成年者の飲酒防止等に関する取組等

国税庁においては、アルコール飲料としての酒類の特性に鑑み、より良い飲酒環境を形成して、消費者利益と酒類業の健全な発達を期する観点から、従来から、酒類業界に対し未成年者飲酒防止に配慮した販売や広告、宣伝を行うよう要請するなど所要の措置を講じてきています。

また、酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会（内閣府、警察庁、総務省、公正取引委員会、国税庁、文部科学省及び厚生労働省）において、平成 12 年 8 月に決定された「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、その施策の実施を図っています。

平成 15 年 5 月に酒類業組合法が改正され、同年 9 月からは、酒類小売販売場における適正な販売管理の確保を図るため、酒類小売業者に対し、販売場ごとに酒類販売管理者の選任を義務付け、従業員が酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守して業務を実施するために必要な助言・指導を行わせるとともに、当該販売管理者に酒類販売管理研修を受講させるよう努めなければならないこととしました。

《自動販売機》

- 1 自動販売機のみ酒類小売業免許は付与しないよう措置（昭和 48 年～）
- 2 自動販売機による酒類の深夜販売（23 時 00 分～翌日 5 時 00 分）の自粛を指導（昭和 52 年～）
- 3 酒類自動販売機に次の事項を表示することを義務付け（平成元年～）
 - (1) 未成年者の飲酒は法律で禁止されている旨
 - (2) 管理責任者の氏名、連絡先の住所及び電話番号（平成 15 年 9 月以降は、免許者の氏名又は名称、酒類販売管理者の氏名並びに連絡先の所在地及び電話番号を表示するよう改正）
 - (3) 販売停止時間
- 4 平成 6 年 10 月の中央酒類審議会の中間報告「アルコール飲料としての酒類の販売等の在り方について」等を踏まえて、全国小売酒販組合中央会が現行の酒類自動販売機を平成 12 年 5 月までに撤廃することを決議（平成 7 年 5 月）したことを受け、「酒類自動販売機に係る取扱指針」を制定し、現行の酒類自動販売機の平成 12 年 5 月を目途とした撤去及び新たに設置する場合には改良型自動販売機以外は設置しないよう指導（平成 7 年～）
- 5 新たに酒類小売業免許を付与する場合には、酒類自動販売機を設置しないよう指導（平成 11 年度～）
- 6 現行の酒類自動販売機の撤廃について改めて指導するとともに（平成 12 年 5 月）、酒類自動販売機の撤廃状況を調査し、その結果を毎年公表（平成 12 年 9 月～）
- 7 平成 13 年 12 月の未成年者飲酒禁止法の一部改正を受けて、関係省庁（警察庁及び厚生労働省）と共同して、酒類小売業界に対して、「未成年者のアクセスを防止するよう改良された酒類自動販売機以外の酒類自動販売機の撤廃及び設置した改良型酒類自動販売機の適切な管理」をはじめとする 7 項目の取組を指導（平成 13 年 12 月）
- 8 未成年者飲酒禁止法が改正された平成 13 年当時に比して同法違反の検挙件数が増加し、高水準で推移していることに鑑み、関係省庁（警察庁及び厚生労働省）と共同して、酒類小売業界等に対して「酒類自動販売機の適正な管理」をはじめとする 4 項目の取組を要請（平成 22 年 7 月）

《対面販売》

- 1 対面販売の励行などに関し必要な助言と指導を実施（平成 9 年 3 月～）
- 2 未成年者が酒類を清涼飲料と誤認して酒類を購入しないよう、酒類と清涼飲料との分離陳列の実施を指導（平成 9 年 3 月～）
- 3 未成年者への販売を防止するため、酒類を販売する場合には未成年者と思われる者に対して年齢確認を実施するよう必要な助言と指導を実施（平成 10 年 4 月～）
- 4 未成年者が夜間に酒類を購入することを防止するため、未成年者の酒類の購入を責任を持って防

止できる者を配置し、夜間における酒類の販売体制を整備するよう必要な助言と指導を実施（平成10年4月～）

- 5 年齢確認の実施をはじめとする取組を推進していくためには、酒類販売に従事する者が酒類の特性を理解することが必要であることから、小売酒販組合等に対して、傘下組合員等を対象とした「酒類の販売方法等に関する研修」の実施について必要な助言と指導を実施（平成10年4月～）
- 6 警察庁及び厚生労働省と共同で、各業界団体に対し、未成年者飲酒防止のための取組を推進するよう要請（平成12年12月～）
- 7 販売責任者が「未成年者飲酒防止に係る誓約書」を酒類販売場の所轄税務署長に提出するよう指導（平成13年4月～）（平成15年9月以降は、酒類小売業者は酒類販売管理者を選任し、所轄税務署長に「酒類販売管理者選任届出書」を提出するよう改正）

《容器等への注意表示》

- 1 酒類に対する適正な表示などを実施するため、次の事項を指導（昭和59年～）
 - (1) 容器には酒類であることが明瞭に判読することができる方法で表示
 - (2) 酒類を店頭及び自動販売機に陳列する際には、酒類である旨の表示を前面にするよう配慮
 - (3) 自動販売機による販売に当たっては、酒類と清涼飲料とを混在しないよう配慮
- 2 酒類の容器に「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示を義務付け（平成9年7月～）
- 3 日本洋酒酒造組合において、低アルコール度リキュール等と清涼飲料、果実飲料等の酒類以外の飲料との誤認を防止するため、容器又は包装の表示に「酒マーク」を表示することや、色彩、絵柄等に配慮すること等の自主基準を制定（平成12年6月～）
- 4 酒類の陳列場所に「酒類の売場である」旨及び「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示を義務付け（平成15年9月～）
- 5 酒類の陳列場所における表示について、より確実に未成年者の酒類の購入を防止するため、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示を「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示に改正（平成17年10月～）
- 6 酒類業界（飲酒に関する連絡協議会）において、清涼飲料、果実飲料等の酒類以外の飲料との誤認を防止するため、容器又は包装の表示の色彩、絵柄等に配慮することや、アルコール度10度未満の酒類の容器に、「酒マーク」を表示することについての自主基準を制定（平成23年6月～）
- 7 酒類業界（飲酒に関する連絡協議会）において、ノンアルコール飲料（アルコール度数0.00%で、味わいが酒類に類似しており、満20歳以上の成人の飲用を想定・推奨しているもの）の容器について、20歳以上を対象としている旨を表示し、既存のアルコール飲料と同一のブランド名及び誤認を招くような類似する意匠を使用しないこととし、自主基準を改正（平成24年11月～）

【参考】酒マークのイメージ図（一例）
350ml 未満（20ポイント活字）

(1) 円形



(2) 楕円形



《啓発活動》

- 1 警察庁と協力して、未成年者の飲酒が禁止されている旨のステッカーを全国の酒販店の店頭貼付するなど指導（平成4年3月～）
- 2 社団法人アルコール健康医学協会、厚生労働省、内閣府、警察庁、文部科学省及び総務省と共同で未成年者飲酒禁止啓発ポスターを作成し、酒販店の店頭のほか、公共施設等に掲示（平成8年9月～）
- 3 平成14年以降毎年4月が「未成年者飲酒防止強調月間」とされたことを受け、関係省庁及び各業界団体と協力して、酒販店の店頭のほか、中学校、高校、保健所、警察署及び税務署等に広報ポスターを掲示するなどの広報活動を推進（平成14年4月～）
- 4 平成16年以降「未成年がお酒を飲んではいけない5つの理由」「お酒について知っておきたいこと」を作成し、教育機関等に配付（平成16年2月～）

- 5 ビール酒造組合において、未成年者飲酒防止ポスター、スローガン、学校賞募集キャンペーンを実施（平成 14 年～）
- 6 全国小売酒販組合中央会において、「未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」を毎年 4 月に開催（平成 21 年 4 月～）
- 7 全国小売酒販青年協議会において、小売酒販店向け「年齢確認ハンドブック」を作成（平成 16 年～）

《広告宣伝》

- 1 酒類業界（飲酒に関する連絡協議会）において、酒類の広告宣伝に関して次のような自主基準を設定（昭和 63 年 12 月制定）
 - (1) 新聞、雑誌、ポスター、テレビ、ラジオ、インターネット、消費者向けチラシ（パンフレット類を含む。）を媒体とする広告宣伝に関し、「お酒は二十歳になってから」などの注意表示を行う。
 - (2) 未成年者の飲酒を推奨、連想、誘引する表現は行わない。
 - (3) 未成年者を対象としたテレビ番組、ラジオ番組、新聞、雑誌、インターネット、チラシには広告を行わない。
 - (4) 未成年者や主として未成年者にアピールするキャラクター、タレントを広告のモデルに使用しない。
 - (5) 酒類を清涼飲料と誤認させる表現は行わない。
 - (6) 未成年者を対象としたキャンペーンは行わない。
 - (7) 公共交通機関には、車体広告、車内独占広告等の広告は行わない。
 - (8) 小学校、中学校、高等学校の周辺 100m 以内に、屋外の張替式大型商品広告板は設置しない。
 - (9) 過度な飲酒、「イッキ飲み」等飲酒の無理強いにつながる表現、スポーツ時や入浴時の飲酒を推奨誘発する表現を使用しない。
 - (10) 次の時間帯にはテレビ広告を行わない。
5 時 00 分～18 時 00 分まで
- 2 酒類業界（飲酒に関する連絡協議会）において、ノンアルコール飲料の広告宣伝に関して次のような取り扱いを盛り込み、自主基準を改正（最終改正：平成 24 年 11 月）。
 - (1) 未成年者や主として未成年者にアピールするキャラクター、タレントを広告のモデルに使用しない。
 - (2) 未成年者の飲用を推奨、連想、誘引する表現は行わない。
 - (3) 未成年者を対象としたテレビ番組、ラジオ番組、新聞、雑誌、インターネット、チラシには広告を行わない。
 - (4) 酒類と誤認させる表現は行わない。
 - (5) 未成年者を対象としたキャンペーンは行わない。
 - (6) テレビ及びラジオのスポンサーは、視聴者の 70% 以上が成人であるという企画のもとに製作されたことが確認できた提供番組において、広告を行うよう配慮する。
 - (7) 小学校、中学校、高等学校の周辺 100m 以内に、屋外の張替式大型商品広告板は設置しない。

未成年者飲酒防止啓発ポスターや酒類自動販売機の設置状況などについては国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/miseinen/mokuji.htm>)に掲載している。

26 未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱

未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱

〔平成12年8月30日
酒類に係る社会的規制等
関係省庁等連絡協議会決定〕

酒類販売に係る需給調整規制の廃止に伴い、未成年者の飲酒防止等のための社会的規制及び酒類販売の公正な取引環境の整備が強く要請されていることにかんがみ、関係省庁においては、既に着手している施策の徹底を図るとともに、下記のとおり、新たな施策に速やかに取り組み、その徹底を図ることとする。

記

1 未成年者の飲酒防止等対策

(1) 販売体制、販売方法等

- ① 未成年者飲酒防止に関する関係業界の取組状況等についてフォローアップ調査を実施する。
- ② 酒販店等に対し、未成年者飲酒防止について、関係省庁が連携して指導を行う。
- ③ 酒販店等に対し、酒類販売業免許の付与後においても、定期的（1年ごと）に販売責任者を把握し、適切に酒類の販売を行うよう指導する。
なお、酒類小売業免許の審査に当たり、申請者が実質的経営者であるかどうかの点を含め、その資格要件についての審査の徹底を図るものとする。
- ④ 酒類の深夜販売の体制の改善・整備について関係業界に検討を要請する。
これに関連し、深夜における年齢確認の励行等の徹底方策の充実についても関係業界に検討を要請し、かつ、関係省庁による積極的な指導を行う。
- ⑤ 酒販店等の経営者、従業員等に対する新たな研修システムについて関係業界に検討を要請する。
- ⑥ 平成7年5月の全国小売酒販組合中央会の酒類自動販売機の撤廃決議が遵守されるよう、同中央会を指導するとともに、酒類自動販売機の撤廃状況等について実態調査を行い、結果を公表する。
- ⑦ 平成10年4月に国税庁が要請した年齢確認の徹底などの具体的な取組に関し、国税局及び税務署を通じて積極的な指導を行う。
- ⑧ 酒類と清涼飲料の明確な分離陳列の徹底を図ることとし、特に清涼飲料的な酒類については、関係業界に対し特段の配慮を要請する。
- ⑨ 酒類と清涼飲料との誤認を防止する観点から、関係業界に対し表示の適正化を要請する。
- ⑩ 広告宣伝に関する自主規制のフォローアップと内容強化の検討を関係業界に対し要請する。

(2) 取締りの強化等

- ① 未成年者飲酒禁止法（大正11年法律第20号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）及び青少年保護育成条例に基づき厳正な取締りを行う。
- ② 警察、教師、少年補導委員、少年警察ボランティア等による補導体制の強化を図る。
- ③ 地域のボランティア活動等における効果的な飲酒防止活動のための活動プログラムを策定する。
- ④ 飲食店営業者団体等に対し、法令遵守の徹底を要請する。

(3) 意識啓発の推進

- ① 平成12年度からの学習指導要領の移行措置期間においても、小学校の体育科で、新たに、低年齢からの飲酒は特に害が大きいことや、未成年の飲酒は法律によって禁止されていることなどを盛り込み、飲酒防止に関する内容が指導されるよう教育委員会等に要請する。

- ② 各学校に対し児童生徒に対する飲酒防止に関する指導の強化を要請する。
- ③ 各学校におけるアルコールと健康についての教材用ビデオの活用を推進する。
- ④ 喫煙、飲酒及び薬物乱用防止に関する指導用ビデオを作成し、全国の小学校、中学校及び高等学校に配付する。
- ⑤ 飲酒防止に関する指導について、教師と保護者の懇談の場を通じて保護者への働きかけを行う。
- ⑥ 児童生徒の喫煙、飲酒及び薬物に対する意識調査並びに喫煙、飲酒及び薬物乱用防止に関する指導状況調査を実施する。
- ⑦ 未成年者飲酒防止に関する知識の啓発を図る観点から、未成年者飲酒禁止啓発ポスターを作成配付する。
- ⑧ アルコールと健康に関する正しい知識の普及を図るため、ポスター及びパンフレットの作成・配付を行うとともに、インターネット（厚生労働省ホームページ等）を用いた情報提供を行う。
- ⑨ アルコールがもたらす未成年者への健康影響について、正しい知識を普及啓発し、未成年者飲酒の防止を呼びかけるためのシンポジウムを開催する。
- ⑩ 未成年者飲酒防止強調月間を設け、全国的な広報啓発活動を行う。
- ⑪ 公民館等において地域住民を対象とする定期的な講習会等を実施する。
- ⑫ 未成年者飲酒防止に関し、青少年対策推進会議を通じた取組を強化する。

(4) 地域レベルでの総合的な取組

- ① 未成年者の飲酒防止に向け、地域レベルの関係機関（税務署、警察署、保健所、教育委員会・学校、自治体等）における組織的な取組体制を確立する。また、飲酒等不良行為に対処するため、特に、家庭、学校及び警察を軸とする連携を強化する。
- ② 上記の取組体制の下に、補導委員、相談委員、保護司、地元有志等による地域連絡網を編成し、相互に連携を図りながら未成年者保護育成活動を行う。

(5) 医学的及び精神保健的取組の強化

- ① 保健所及び精神保健福祉センターにおいて、青少年の心の問題として、相談者の匿名性及び利便性に配慮しながら、未成年者の飲酒に関する相談を行う等相談サービスを充実する。
- ② 未成年者を含む飲酒実態及び飲酒による健康影響についての調査研究を行い、その予防のための方策を検討する。

2 酒類販売の公正な取引環境の整備

(1) ガイドライン等の基準の明確化等

- ① 公正かつ自由な取引を確保する観点から、酒類の取引実態調査の充実強化を図り、酒類の取引実態に即して中小事業者等に不当な不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に関する考え方の一層の明確化を図る。これに伴うガイドライン等の基準の明確化に関しては（編注：平成12年）9月中にこれを実現する。
- ② 合理的な価格の設定、取引先等の公正な取扱、公正な取引条件の設定、透明かつ合理的なリベート類のルールを規定する、平成10年4月の「公正な競争による健全な酒類産業の発展のための指針（国税庁長官通達）」による取組を更に徹底・促進し、合理的とは認められない取引の改善に向けて積極的な指導を行う。
- ③ 酒類販売の公正な取引のガイドライン等の基準について酒類業団体に対する説明会を実施する。

(2) 取締りの強化等

- ① 小売業における不当廉売は、周辺の中小事業者等に対する影響が大きいことから、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく報告に対しては、「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方（昭和59年11月20日公正取引委員会事務局）」に基づいて、その審査の充実強化を図り、問題があると認められた場合には厳正に対処する。

② 現在、発出の都度行われている警告の内容公表について、引き続きこれを励行するとともに、注意の公表内容について、更に具体性を高める。

(3) 民事的救済制度の整備

不公正な取引方法を用いた事業者等に対する差止請求を行うことができる制度の導入等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反行為に対する民事的救済制度について、その周知徹底を図る。

(4) 酒類の取引実態調査の充実

酒類の取引実態調査について、調査結果を公表し、改善に向けた業界の取組を促すとともに、その調査件数を増加させ、取引の改善を指導した業者に対してはフォローアップ調査を行う。

(5) 関係行政機関の連携強化等

① 酒類に係る不当廉売事案などの不公正な取引方法への対応の強化に資するため、国税庁から公正取引委員会へ職員を派遣する。

② 酒類市場における流通・取引慣行等の問題点について、国税庁と公正取引委員会との間で、一層の連携強化を図る。

3 与党において未成年者飲酒禁止法及び酒税法の一部改正案の国会提出が検討されている状況を受けて、同一部改正案が国会に提出され、その成立をみた上は、同改正法の的確な施行に取り組むものとする。

4 フォローアップ

以上の新たな施策については、1年後に実施状況のフォローアップを行い、公表する。

「未成年者飲酒防止強調月間」の決定について

〔平成13年10月5日
酒類に係る社会的規制等
関係省庁連絡協議会幹事会決定〕

「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」（平成12年8月30日酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会決定）記の1(3)⑩に基づき、下記のとおり未成年者飲酒防止強調月間を設ける。

記

- 1 平成14年以降毎年4月（4月1日から同月30日までの1か月間）を未成年者飲酒防止強調月間とする。
- 2 未成年者飲酒防止強調月間においては、関係省庁は全国的な広報啓発活動を行い、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図る。
- 3 同月間に併せ、関係省庁は「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」に盛り込まれた施策を始めとする未成年者の飲酒防止対策を集中的に実施する。

4月は未成年者飲酒防止強調月間です。

守ろう！自分のからだ。
社会のルール。

お酒は20歳になってから！



未成年者がお酒を飲んではいけない5つの理由

- ① 脳の機能を低下させるおそれがあります
- ② 肝臓をはじめとする臓器に障害を起こしやすくなります
- ③ 性ホルモンに異常が起きるおそれがあります
- ④ アルコール依存症になりやすくなります
- ⑤ 未成年者の飲酒を禁じる法律があります

未成年者の飲酒を防止するため、酒類小売店では年齢確認を実施しています。

国務庁、厚生労働省、内閣府、警察庁、文部科学省、
公益社団法人アルコール健康医学協会、全国小売酒販組合中央会、
日本チェーンストア協会、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、
一般社団法人日本ボランティアチェーン協会、
一般社団法人新日本スーパーマーケット協会

未成年者の飲酒は法律で禁じられています。



年齢確認 実施中

年齢確認の実施は
法律で定められて
います。

当店では20歳以上の年齢であることを確認
できない場合にはお酒を販売しません。

未成年者の飲酒は法律で禁じられています。

当店の酒類販売管理者は

です。

私は酒類販売管理研修を

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 に受講しています。

4月は未成年者飲酒防止強調月間です。

未成年者の飲酒を防止するため、酒類小売店では年齢確認を実施しています。

国税庁、厚生労働省、内閣府、警察庁、文部科学省、公益社団法人アルコール健康医学協会、全国小売酒販組合中央会、日本チェーンストア協会、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本ボランティアチェーン協会、一般社団法人新日本スーパーマーケット協会



国税庁ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/miseinen/mokuji.htm>)

27 酒類自動販売機の設置状況

1 調査の目的

未成年者の飲酒を防止するために、購入者の年齢を確認した上で酒類を販売することが求められています。

従来型の酒類自動販売機（以下「従来型機」といいます。）による販売には、購入者の年齢を識別できない等の点で問題があること等から、全国小売酒販組合中央会では、平成7年5月の総会で従来型の酒類の屋外自動販売機の撤廃を決議し、自主的な撤廃を進めてきました。

国税庁においても、平成12年8月30日に決定された「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」に基づき、従来型機の撤廃に向けた自主的な取組の推進を促すため、毎年4月1日現在の酒類自動販売機の設置状況等について、酒類小売業者に報告を求めています。

2 平成24年4月1日現在の酒類自動販売機の設置状況

平成24年4月1日現在の酒類自動販売機の設置状況は、別紙のとおりです。

全国小売酒販組合中央会の撤廃決議直後の平成8年3月31日現在の従来型機の設置台数185,829台に対し、平成24年4月1日現在の従来型機の設置台数は6,652台となっており、その残存率（平成8年3月31日現在の従来型の設置台数を100%とした場合）は3.6%となっています。

なお、従来型機を撤廃していない主な理由としては、「売上が減少する」、「撤廃費用又は改良型機への切替え費用の負担が難しい」、「周辺の酒販店が撤廃していない」などが挙げられています。

3 今後の取組

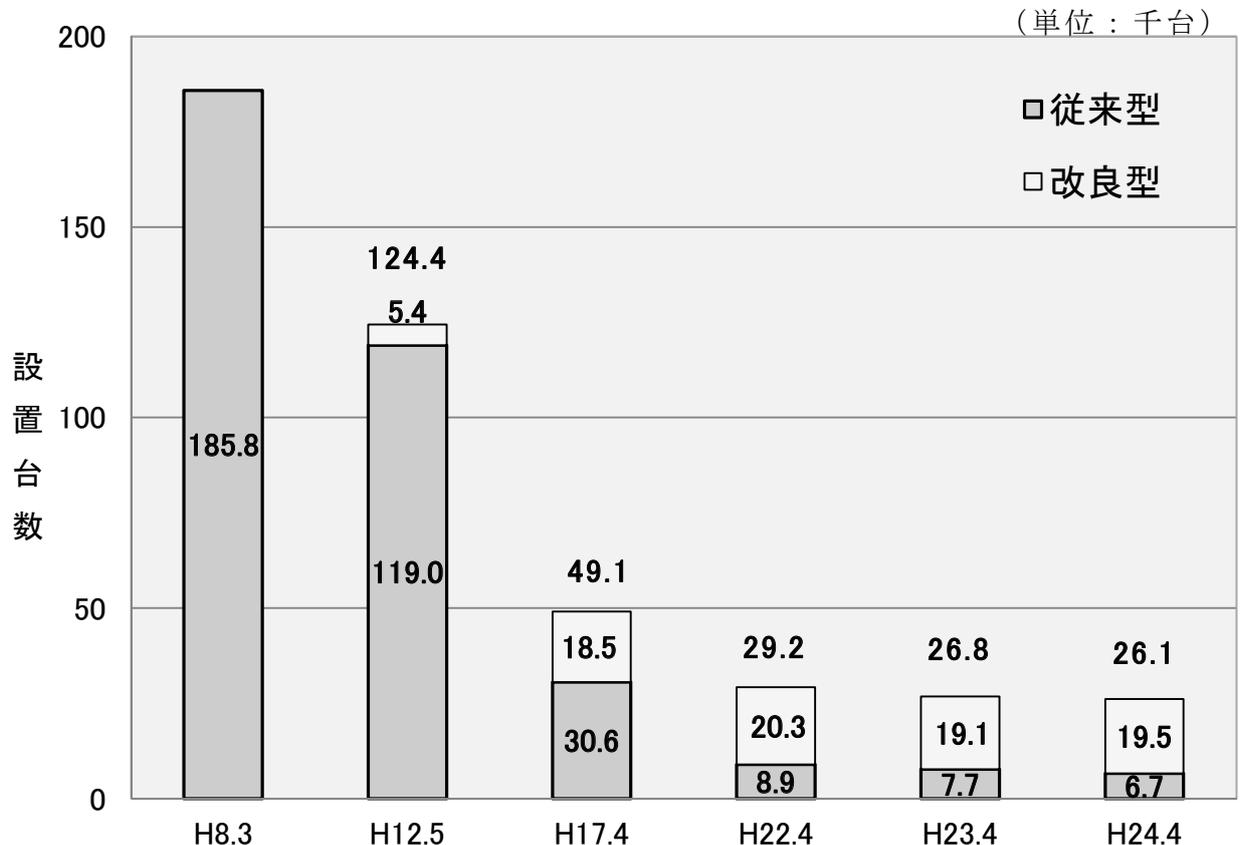
従来型機については、残存率3.6%まで撤廃が進んでおり、国税庁としては、引き続き全国小売酒販組合中央会等とも連携して、従来型機の撤廃及び改良型機への移行を促し、より長期的には、すべての酒類自動販売機の撤廃に向けた取組について検討を進めていくこととしています。

平成 24 年 4 月 1 日現在の酒類自動販売機の設置状況

| | 撤廃決議直後の設置台数 (H8.3.31現在) | 設置台数(従来型) | | | | | | 撤廃予定等の台数を勘案した場合の | | |
|-----------|----------------------------|-----------|-----|-------------------|---------|---------|------------|------------------|---------|---------|
| | | (A) | (B) | 残存率(C) (B)÷(A) | 撤廃予定の状況 | | | | 設置台数(H) | 残存率(I) |
| | | | | | 撤廃予定(D) | 改良予定(E) | 稼動していない(F) | 計(G) (D+E+F) | (B-G) | (H)÷(A) |
| | 台 | 台 | % | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | % | |
| 全 国 計 | 185,829 | 6,652 | 3.6 | 472 | 689 | 403 | 1,564 | 5,088 | 2.7 | |
| 札幌国税局管内 | 3,964 | 32 | 0.8 | 4 | 5 | - | 9 | 23 | 0.6 | |
| 仙台国税局管内 | 12,072 | 132 | 1.1 | 8 | 14 | 9 | 31 | 101 | 0.8 | |
| 関東信越国税局管内 | 23,057 | 852 | 3.7 | 69 | 95 | 43 | 207 | 645 | 2.8 | |
| 東京国税局管内 | 30,520 | 762 | 2.5 | 67 | 95 | 57 | 219 | 543 | 1.8 | |
| 金沢国税局管内 | 5,808 | 67 | 1.2 | 10 | 5 | 4 | 19 | 48 | 0.8 | |
| 名古屋国税局管内 | 19,707 | 785 | 4.0 | 69 | 60 | 46 | 175 | 610 | 3.1 | |
| 大阪国税局管内 | 41,021 | 2,194 | 5.3 | 129 | 282 | 105 | 516 | 1,678 | 4.1 | |
| 広島国税局管内 | 18,603 | 776 | 4.2 | 46 | 53 | 61 | 160 | 616 | 3.3 | |
| 高松国税局管内 | 10,640 | 406 | 3.8 | 23 | 27 | 38 | 88 | 318 | 3.0 | |
| 福岡国税局管内 | 11,455 | 385 | 3.4 | 31 | 27 | 24 | 82 | 303 | 2.6 | |
| 熊本国税局管内 | 8,787 | 261 | 3.0 | 16 | 26 | 16 | 58 | 203 | 2.3 | |
| 沖縄国税事務所管内 | 195 | - | - | - | - | - | - | - | - | |

(注) 設置台数等は、平成24年5月31日までに提出された報告書を集計したものである。

酒類自動販売機の設置台数の推移



(注) H23.4の設置台数には、仙台国税局管内分は含まれていない。

『未成年者飲酒防止への取組』

7か条

酒類は、致酔性、依存性、慢性影響による臓器障害及び発育・発達段階にある未成年者の心身に対する悪影響等の特性を有しており、酒類を販売する際には、このような酒類の特性を理解している者が購入者を確認した上で販売を行うことが必要です。

酒類小売販売場の経営者及び酒類販売管理者のみなさまにおかれましては、未成年者飲酒防止のため、次の事項について積極的に取り組んでください。

1 未成年と思われるお客様には**年齢確認**を実施し、未成年者には酒類を販売しないようにしましょう。

2 夜間に酒類を販売する場合には、未成年者の酒類購入を責任をもって防止できる者を配置するなど**販売体制の整備**をしましょう。

3 未成年者が酒類を清涼飲料と誤認して購入しないよう、酒類(特に清涼飲料的な酒類)と清涼飲料との**分離陳列の実施**をしましょう。

4 未成年者のアクセスを防止するよう改良された酒類自動販売機(改良型酒類自動販売機)以外の**酒類自動販売機の撤廃**及び設置した**改良型酒類自動販売機の適切な管理**をしましょう。

5 カタログ販売やインターネット販売等の通信販売形態で酒類を取り扱う場合には、**未成年者飲酒防止の注意喚起**及び**申込者の年齢記載・年齢確認の徹底**をしましょう。

6 ポスター掲示などによる**未成年者飲酒防止の注意喚起**をしましょう。

7 アルコール飲料としての酒類の特性、特に未成年者の心身に対する悪影響及び未成年者と思われる者に対する**年齢確認の実施方法などの従業員研修を実施**しましょう。

29 酒類販売管理者制度

酒類は、致酔性などの特性を有する飲料であることから、酒類小売業者に対しては、未成年者飲酒防止をはじめとした酒類の販売管理に対する社会的要請が高まっています。こうしたことを背景として、平成 15 年 5 月に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部が改正され、平成 15 年 9 月から適用されています。

1 酒類販売管理者の選任・届出書の提出

酒類小売業者は、酒類の小売販売場（以下「販売場」といいます。）における酒類の適正な販売管理の確保を図るため、販売場ごとに、酒類小売業者については酒類の販売業免許を受けた後遅滞なく、酒類の製造業者又は酒類卸売業者であって酒類の小売販売を行う者については酒類の販売を開始するときまでに酒類販売管理者を選任しなければなりません。

なお、酒類販売管理者を選任したときは、2 週間以内に「酒類販売管理者選任届出書」を所轄の税務署に提出しなければなりません。

2 酒類販売管理者の役割

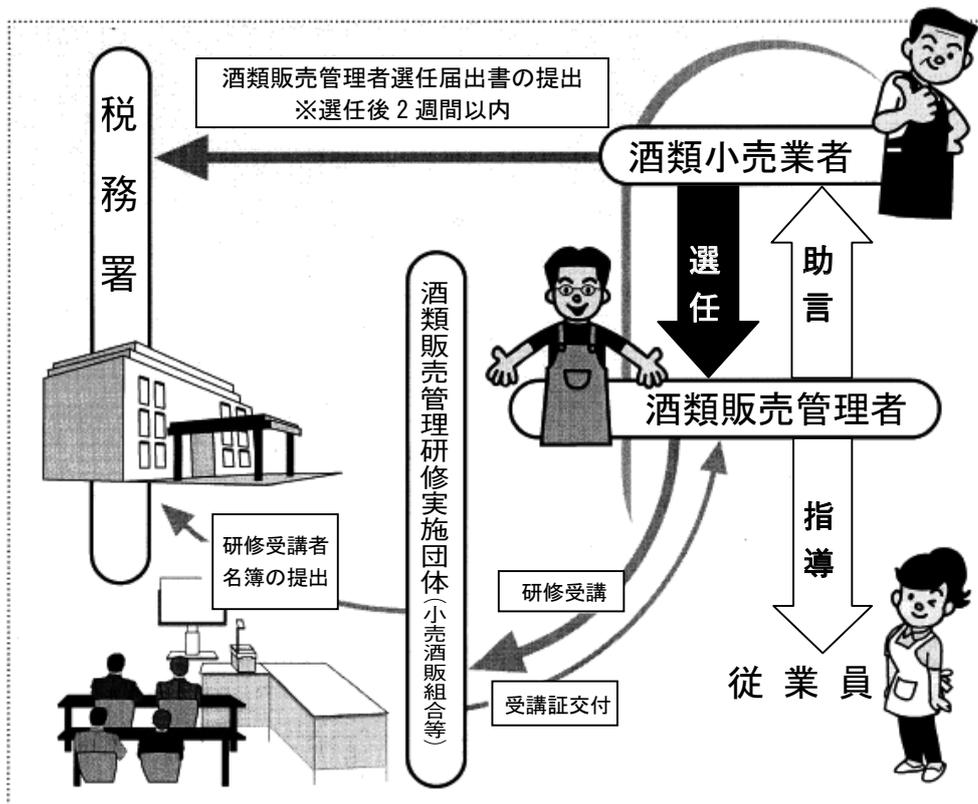
酒類販売管理者は、その選任された販売場において酒類の販売業務に関し法令を遵守した業務が行われるよう酒類小売業者に助言し、あるいは酒類の販売業務に従事する従業員等に対して指導を行います。

3 酒類販売管理研修の受講

酒類小売業者は、酒類販売管理者を選任したときは、3 ヶ月以内に酒類販売管理研修を受講させるよう努めなければなりません。

(注) 酒類販売管理研修は、致酔性などを有する酒類の特性や酒類小売業者が遵守すべき関係法令の知識の向上を図ることにより、酒類販売管理者の資質を高め、販売場における酒類の適正な販売管理の確保についてより実効性を高めることを目的として実施されるものです。

(参考) 酒類販売管理者制度のスキーム図



30 酒類に関する公正な取引のための指針

酒類に関する公正な取引のための指針

平成 18 年 8 月 31 日

国 税 庁

(はじめに)

近年の酒類市場は、人口減少社会の到来、販売業免許基準の緩和、ビール等の新取引制度など経営環境に大きな変化が見られる。酒類小売業の業態は、消費者の購買行動の変化を踏まえ、一般酒販店のほかコンビニエンスストア、スーパーマーケット、ドラッグストア等と多様化しており、業務用市場においては全国にチェーン展開する料理飲食店が出現し、事業者間で取扱数量や取引価格に格差も生じてきている。

このような中、今後、酒類全体では数量ベースでの国内市場の拡大を期待することは難しく、酒類業が健全に発達していくためには、「量から質への転換」を図っていく必要がある。製造業者は的確な経営戦略に基づき高品質・高付加価値の酒類を適正規模で製造し、卸売業者は小売業者へそうした酒類を適正に供給し、小売業者は個性ある品揃えなどの多様なサービスの提供等によって差別化を図りつつ未成年者飲酒防止などの社会的要請に対応するため販売管理に取り組んでいくことが求められる。料理飲食店では、未成年者飲酒防止に配慮することはもちろん、品質を損なうことなく酒類を提供していくことが期待されている。他方、単に酒類業界が高利益な酒類の提供等により高いマージンを確保することや販売管理に伴う過剰な負担を安易に消費者へ求めることも適切ではない。常に「消費者の視点」を意識し、酒類の供給者（業界）と実需者（消費者）の利益が最大化するようにすべきである。

国税庁は、酒類業組合の会合などあらゆる機会を通じて、「公正な競争による健全な酒類産業の発展のための指針（平成 10 年 4 月）」（以下「旧指針」という。）及び公正取引委員会の「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について（平成 12 年 11 月）」等の周知・啓発を図ってきた。更に、公正取引委員会との連携の下、取引状況の実態調査を実施し、旧指針のルールに則していない取引が認められた場合には、その不合理さを指摘して合理的な取引が行われるよう改善指導し、公正取引についての自主的な取組を促してきた。しかしながら、旧指針のルールに則していない不合理な取引が見受けられる状況は現在も継続している。また、公正取引委員会においては、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正取引方法（平成 17 年 5 月公正取引委員会告示）」を制定するなど「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）上の不正取引方法の規制についての新たな取組も行っている。

こうしたことから、国税庁は、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（昭和 28 年法律第 7 号。以下「酒類業組合法」という。）第 84 条《酒税保全のための勧告又は命令》の適用の可能性を踏まえつつ、酒類業界の実情に即した酒類に関する公正な取引の在り方を提示する。また、併せて、公正取引委員会との連携方法等を明らかにすることにより、一層、公正取引の確保に向けた自主的な取組を促進し、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図ることとする。このことは、酒類業の健全な発達にも資するものである。

第 1 酒類に関する公正な取引の在り方

国税庁は、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図るため、すべての酒類業者が自主的に尊重すべき酒類に関する公正な取引の在り方を以下のとおり提示する。

（注）本取引の在り方に抵触すると思料される個々の行為は、必ずしも独占禁止法第 2 条《定義》第 9 項に規定する不正取引方法に該当するというものではなく、不正取引方法に該当するか否かは、個別具体的な事案において、行為の意図・目的、取引価格、取引条件、取引形態、市場における競争秩序に与える影響等を総合的に勘案し、公正取引委員会において判断されるものである。

1 合理的な価格の設定

- ① 酒類の価格は、一般的には仕入価格（製造原価）、販売費及び一般管理費等の費用に利潤を加えたものになるはずであり、そうした価格設定が短期的にも中長期的にも合理的である。

一般に商品価格は、市場における事業者の公正かつ自由な競争を通じて形成されるものであるが、酒類は重要な財政物資であり、また、アルコール飲料として社会的配慮を必要とし、更には代表的な嗜好品として国民生活に深い関わりを持っていることから、酒類の価格については、こうした酒類の特殊性から生じる多様な要請に答え得る合理的かつ妥当なものであることが必要である。

- ② 酒類は国の重要な財政物資であること、致酔性・依存性を有する社会的に配慮を要する財であること等その特殊性に鑑みれば、顧客誘引のための「おとり商品」として使用することは不適正な取引慣行であり改善していくべきである。

また、多種類の商品を取り扱っている小売業者が、酒類の供給に要する費用を下回る価格、言い換えれば他の商品の販売による利益その他の資金を投入しなければ困難な低価格を継続的に設定することによって競争事業者の顧客を獲得するという手段は、酒類販売による直接的な損失があっても来店客数、店舗全体の売上高の増加によって全体の利益を回すことのできる販売方法であるが、上記のような酒類の特殊性に鑑みても、他の商品と比べてそのような販売方法での弊害が大きいと考えられ、そのような不公正な取引慣行については改善していくべきである。

- ③ 今後、酒類全体における数量ベースでの国内市場の拡大が困難であることから、全事業者が独自の判断の下、的確な需給見通しに基づき、適正生産を行うことが必要である。酒類の著しい供給過剰は、取引の安定を阻害するおそれがある。

酒類業者が経営基盤の安定を図りつつ消費者ニーズに応じた酒類を的確に供給していくためには、企業努力による物流等の業務効率化を反映した競争をしつつ、個別の取引において適正な利潤を確保していくことが望まれる。

2 取引先等の公正な取扱い

酒類の価格は、取引数量の多寡、決済条件、配送条件等の相違を反映して差が設けられることもあるが、その差は、取引数量の相違等正当なコスト差に基づく合理的なものであるべきである。同様に、合理的な理由がないにもかかわらず取引先又は販売地域によって取引条件に差異を設けることは、公正な取扱いとはならない。

取引価格やその他の取引条件について、合理的な理由なく差別的な取扱いをすることは、酒類の価格形成を歪める大きな一因となる。

3 公正な取引条件の設定

- ① 百貨店、スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア等大きな販売力を持つ者（コンビニエンスストア本部等のフランチャイズチェーンの形態をとる事業者を含む。）が、その購買力を背景に取引上優越した地位にある場合に、自己の都合による返品、商品購入後における納入価格の値引き、特売用商品の著しい低価納入、プライベート・ブランド商品の受領拒否、中元・歳暮などの押し付け販売、従業員等の派遣、協賛金や過大なセンターフィー等の負担、多頻度小口配送等の要求を一方的に行う場合、又はこれらの要求に応じないことを理由として不利益な取扱いをする場合には、公正な取引条件の設定が妨げられる。例えば、一方的な都合による返品や従業員等の派遣を強要した場合には、納入業者に経済上の不利益を及ぼすことになり、更に、納入業者の経営を悪化させたときには、製造業者の代金回収にも影響を及ぼし酒税の保全上の問題が生じるおそれもある。

- ② 製造業者等が市場調査、販売促進、宣伝等の市場活動等を通じて経済上の利益を供与する又は経済上の不利益を課すことにより、流通業者の取引条件等に不当に関与し影響を及ぼす場合には、流通業者の事業活動を制限することになるばかりでなく、消費者利益を損なうこともある。例えば、流通業者の販売価格、取扱商品、販売地域、取引先などに不当な影響を及ぼす場合には、流通業者間の競争を減少させ、流通業者の自由な事業活動を妨げ、消費者の商品選択を狭めることにもつながる。

4 透明かつ合理的なリベート類

リベート類は、仕切価格の修正としての性格を持つもの、販売促進を目的としたもの、業務効率化への寄与度等に応じて支払われるもの等その態様は様々であるが、いかなる形態であれ透明性及び合理性が必要である。リベート類の透明性が確保されているとは、その支払基準及び支払時期等が明確にされているとともに、それらが取引先に事前に開示されていることをいう。合理性が確保されているとは、支払基準が取引数量に基づく場合には輸送コストの逓減効果によって決められるなど合理的に説明し得ることをいう。

透明性及び合理性を欠くリベート類は、廃止していく必要がある。

第2 取引状況等実態調査の実施及び公正取引委員会との連携等

国税庁は、酒類取引の実態把握に努め、公正取引委員会と連携して酒類の公正な取引が図られるよう以下のとおり対応することとする。

1 効果的な取引状況等実態調査の実施等

(1) 市場への影響の大きな酒類業者に対する重点的な取引状況等実態調査の実施

取引状況等実態調査は、市場に大きな影響を与える取引を行っていると思われる酒類業者に対して重点的に実施する。

なお、関連する事業場が広範にある酒類業者に対する調査は、関係国税局が連携して実施する。また、調査の結果、改善すべき事項が調査を受けた酒類業者の全部又は大部分の事業場に及ぶ場合は、本店に対して総括的な指導を行い、公正取引に向けた全社的な取組を促す。

(注) 取引状況等実態調査の実施に当たっては、事前通知を行い、調査の趣旨について「酒類業組合法第 84 条に基づく酒税保全措置が必要な事態が生じていないかどうかを判断するために同法第 91 条の質問検査権を行使して実施するものである。」旨を説明する。

(2) フォローアップ調査の実施

個別に改善指導を行った酒類業者については、フォローアップ調査を実施する。相当期間経過後においても改善が認められない場合は、必要に応じ調査対象者への酒類納入業者に対し臨場するなど、更に深度ある調査を実施して、改善できなかった理由の解明等を行い、改善に向けた更なる指導等必要な措置を講ずる。

(3) 取引状況等実態調査の実施状況の公表

取引状況等実態調査によって把握した問題取引とその指導事績については、可能な限り具体的に公表し、他の酒類業者において同様の取引が行われないよう啓発する。

2 酒税保全措置

酒類業組合法第 84 条《酒税保全のための勧告又は命令》第 1 項に規定する「酒類の販売の競争が正常の程度をこえて行なわれている」事態があるかどうかについては、第 1 の「酒類に関する公正な取引の在り方」（以下「酒類取引の在り方」という。）を参考とし、酒類取引の在り方からの逸脱の程度等により判定する。当該事態により、酒類の取引の円滑な運行が阻害され、更に、酒類製造業又は酒類販売業の経営が不健全となっている事態が現に生じており、又は将来生じるおそれがあり、その結果、酒税の滞納若しくは脱税が行われている事態が現に生じており又は生じるおそれがあるときは、これらの事態又はそのおそれを解消するために必要最小限の措置を講じるものとする。

3 独占禁止法違反等への対応

(1) 国税局長による公正取引委員会への報告

国税局長（沖縄国税事務所長を含む。）は、取引状況等実態調査の実施等により、酒類業者の取引に関し、独占禁止法の規定に違反する事実があると思料したときは、公正取引委員会（地方事務所等を含む。）に対し、同法第 45 条《違反事実の報告・探知》第 1 項の規定に基づき、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求める。

(2) 酒類業者、業界団体、消費者団体等からの通報への対応

イ 酒類の取引に関し、酒類業者、業界団体、消費者団体等から、酒類取引の在り方に則していない疑いのある事例について通報があった場合は、取引状況等実態調査を実施するなど適切に対応する。

ロ 酒類業者、業界団体、消費者団体等から、独占禁止法に違反する疑いのある事例について、例えば、「独占禁止法の不当廉売に該当するのではないか。」と相談があった場合は、必要に応じ、同法第 45 条に基づく公正取引委員会への報告手続について説明する。

(注) 独占禁止法に違反する疑いのある事例に係る相談のうち、独占禁止法違反被疑事実に係る事業者には雇用されている労働者（当該事業者を派遣先とする派遣労働者を含む。）からのものである場合は、必要に応じ、公正取引委員会の公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）の通報受付窓口を教示する。

(3) 排除措置命令等を受けた者への対応

排除措置命令又は警告など酒類業者に係る独占禁止法違反等の事実が公正取引委員会から公表された場合において、その違反等の行為が酒類取引の在り方に則していないと認められるときは、必要に応じ酒税保全の観点から関係酒類業者に対し酒類取引の在り方に則した取引を行うよう的確に行政指導する。

4 公正取引委員会との連携等

国税庁は、公正取引委員会と定期的に意見交換の機会を設け、酒類市場における流通上・取引慣行上の諸問題について協議する。

また、国税局（沖縄国税事務所を含む。）と公正取引委員会地方事務所等においては、それぞれ連絡担当者を設けて相互の連絡体制を確保し、緊密な連携を図る。この場合、国税局においては、酒類市場における流通上・取引慣行上の諸問題についての情報を一元的に管理する「公正取引担当者」を配置するものとし、公正取引委員会地方事務所等との連携強化及び取引状況等実態調査の充実に努める。

「酒類に関する公正な取引のための指針」

目的：酒税の確保及び酒類の取引の安定化(酒類業組合法1条)

指針に則した取引の実行⇒経営健全性と消費者利益の向上

酒類業の健全な発達

(はじめに)

- ① 近年の酒類市場 ⇒ 経営環境の変化(人口減少社会の到来など)……………> 酒類全体では数量ベースでの国内市場の拡大困難
 ・ 酒類小売業の多様化(コンビニ、スーパー、ドラッグストアなど)……………> 事業者間で取扱数量や取引価格に格差
- ② 酒類業の健全な発達に向けた課題 ⇒ 「量から質への転換」、「消費者の視点」、「販売管理」、「公正取引の確保」
- ③ 酒類業組合法第84条<<酒税保全のための勧告又は命令>>の適用の可能性を踏まえつつ、「酒類に関する公正な取引の在り方」、「公正取引委員会との連携方法等」を提示 ⇒ 公正取引の確保に向けた自主的な取組を促進

| 第2 取引状況等実態調査の実施及び公正取引委員会との連携等 (国税庁の対応) | |
|---|---|
| <p>第1 酒類に関する公正な取引の在り方 (酒税保全の観点から酒類取引の在り方を提示)</p> <p>1 合理的な価格の設定</p> <p>① 価格は「仕入価格+販管費+利潤」となる設定が合理的 また、酒類の特殊性から妥当なものであるべき。</p> <p>② 酒類の特殊性に鑑みれば、顧客誘引のための「おとり商品」として使用することは不適正な慣行であり改善していくべき。</p> <p>③ 的確な需給見通しに基づき、適正生産を行うべき。</p> <p>2 取引先等の公正な取扱い</p> <p>合理的な理由がなく取引先又は販売地域によって取引価格や取引条件について差別的な取扱いをすることは、価格形成を歪める一因</p> <p>3 公正な取引条件の設定</p> <p>スーパー等大きな販売力を持つ者が、自己都合返品、プライベートブランド商品の受領拒否、従業員等の派遣、協賛金や過大なセンターファイアの負担等の要求を一方的に行う場合、又はこれらの要求拒否を理由として不利益な取扱いをする場合は、納入業者の経営を悪化させ、製造業者の代金回収に影響し、酒税保全上の問題発生のおそれ。</p> <p>4 透明かつ合理的なリベート類</p> <p>透明性及び合理性を欠くリベート類は、廃止していくべき。</p> | <p>1 効果的な取引状況等実態調査の実施等</p> <p>① 市場への影響の大きな業者に対し重点的に調査を実施</p> <p>② 改善指導を行った業者についてはフォローアップ調査を実施</p> <p>③ 問題取引とその指導実績は可能な限り具体的に公表し、他の業者において同様の取引が行われないよう啓発</p> <p>2 酒税保全措置</p> <p>① 酒類業組合法第84条第1項に規定する過当競争の有無は、第1の「酒類に関する公正な取引の在り方」を参考に判定</p> <p>② 酒税保全措置が必要な事態があるときは、事態解消に必要な最小限の措置</p> <p>3 独占禁止法違反等への対応</p> <p>国税局長は、酒類業者の取引に関し独占禁止法に違反する事実があると判断したときは、公正取引委員会に対しその事実を報告</p> <p>4 公正取引委員会との連携等</p> <p>① 国税庁は公正取引委員会と流通上の諸問題について協議</p> <p>② 国税局に市場問題の情報を一元的に管理する担当者を配置</p> |

31 酒類の取引状況等実態調査実施状況

平成 23 事務年度分（平成 23 年 7 月～平成 24 年 6 月）

1 調査・指導の目的

国税庁では、酒類の公正な取引環境を整備するため、平成 4 事務年度（平成 4 年 7 月～平成 5 年 6 月）から酒類の取引状況等実態調査（以下「調査」といいます。）を実施しています。

この調査により、「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」といいます。）に則していない取引が認められた場合には合理的な価格設定や公正な取引条件の設定等を行うよう改善指導するなどして、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促しています。

（注）「指針」は国税庁ホームページ（以下のホームページアドレス）に掲載しています。

ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/koseitorihiki/jimu-unei060831/index.htm>

2 調査の概要

(1) 調査の実施状況

平成23事務年度（平成23年7月～平成24年6月）においては、約20万場の酒類販売場等のうち、チラシ広告などの情報から「指針」に則していない取引があると考えられた酒類販売場等に対して、取引等の実態を把握するための調査（以下「一般調査」といいます。）を1,563場に対して実施しました。

また、過去に一般調査により改善を指導した酒類販売場等のうち、特に再度改善状況を確認する必要があると考えられた酒類販売場等に対する調査（以下「フォローアップ調査」といいます。）を236場に対して実施しました。

なお、いずれの調査においても、市場に大きな影響を与える取引を行っていると思われる酒類業者を優先的に選定しました。

このほか、調査を実施した酒類販売場等のうち、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）の規定に違反する事実があると思料された取引等については、同法第45条第1項に基づき、公正取引委員会に対して報告を行いました。

調査の実実施場数等は表1及び表2のとおりです。

表1 平成23事務年度の実実施場数等

| | 一般調査 | フォローアップ調査 | 合計 | 報告件数 |
|------|---------|-----------|---------|------|
| 調査場数 | 1,563 場 | 236 場 | 1,799 場 | 43 件 |

表2 一般調査実施場数の推移

(場)

| | 平成 19 事務年度 | 平成 20 事務年度 | 平成 21 事務年度 | 平成 22 事務年度 | 平成 23 事務年度 |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 調査場数 | 2,031 | 3,095 | 2,962 | 1,888 | 1,563 |

(2) 調査結果

イ 一般調査

一般調査の結果、「指針」に示された公正なルールに則していない取引が多数認められました。

取引上の主な問題は、総販売原価（仕入価格（又は製造原価）に販売費・一般管理費等を加味した価格）を下回る価格で販売するなど「合理的な価格の設定をしていないと認められたもの」であり、1,563場中1,527場において認められました。

その他、特定の取引先に対して合理的な理由のないリベートを支払うなど「取引先等の公正な取扱いが行われていないと認められたもの」が137場、取引上優位にある者が取引先に対して一方的な要求を行うなど「公正な取引条件の設定がなされていないと認められたもの」が4場、支払基準が不明確なりベートを支払うなど「リベート類の提供が透明かつ合理的でない」と認められたもの」が170場認められました。

これら「指針」のルールに則していない取引を行っていた酒類業者に対しては、「指針」の趣旨を説明し、「指針」のルールに則した取引を行うよう改善指導を行いました。

一般調査の実施状況は表3のとおりです。

表3 一般調査の実施状況

| 調査対象者の業態等 | 調査場数 | 「指針のルール1～4」に則していない取引が認められた場数 (注1) (注2) | 「ルール1」 合理的な価格の設定をしていないと認められたもの | | 「ルール2」 取引先等の公正な取扱いが行われていないと認められたもの | 「ルール3」 公正な取引条件の設定がなされていないと認められたもの | 「ルール4」 リベート類の提供が透明かつ合理的でない」と認められたもの |
|-----------|-------|--|-----------------------------------|------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|--|
| | | | 総販売原価を下回る価格での販売が認められたもの (注3) | 仕入価格（製造原価）を下回る価格での販売が認められたもの | | | |
| 小売業者 | 1,310 | 1,305 | 1,305 | 405 | 9 | 4 | 27 |
| 卸売業者 | 146 | 142 | 138 | 60 | 47 | 0 | 50 |
| 製造業者 | 107 | 103 | 84 | 24 | 81 | 0 | 93 |
| 合計 | 1,563 | 1,550 | 1,527 | 489 | 137 | 4 | 170 |

(注1) 調査した取引の中に、1取引でも総販売原価を下回る価格での販売等が認められた場合について1場と数えている。

(注2) 複数の「指針のルール」に則していない取引が認められた場合には、それぞれの項目に1場として数えているため、「『指針のルール1～4』に則していない取引が認められた場数」と各項目の合計は一致しない。

(注3) 総販売原価とは、仕入価格（製造原価）に販売費・一般管理費等を加えたものをいう。

なお、「指針」に示された公正なルールに則していない主な事例は、別紙のとおりです。

ロ フォローアップ調査

フォローアップ調査の結果、改善を指導した問題取引については、236場のうち207場において改善が認められました。

なお、依然として「指針」のルールに則していない取引が認められた酒類業者に対しては、「指針」のルールに則した取引を行うよう改めて改善指導を行いました。

フォローアップ調査の実施状況は表4のとおりです。

表4 フォローアップ調査の実施状況

| 調査対象者の業態等 | 調査(確認)場数 (a) | 指摘事項に改善が認められたもの | | 指摘事項に改善が認められなかったもの | |
|-----------|-----------------|-----------------|-------------|--------------------|-------------|
| | | (b) | 割合 (b/a) | (c) | 割合 (c/a) |
| 小売業者 | 189 場 | 166 場 | 87.8 % | 23 場 | 12.2 % |
| 卸売業者 | 26 | 20 | 76.9 | 6 | 23.1 |
| 製造業者 | 21 | 21 | 100.0 | 0 | 0.0 |
| 合計 | 236 | 207 | 87.7 | 29 | 12.3 |

「指針」に示された公正なルールに則していない主な事例

「指針」のルール1 合理的な価格の設定

酒類の価格は、一般的には仕入価格（製造原価）＋販売費・一般管理費等＋利潤になるはずであり、そうした価格設定が短期的にも中長期的にも合理的である。

国の重要な財政物資であること、致酔性・依存性を有すること等、酒類の特殊性に鑑みれば、顧客誘引を目的とした「おとり商品」としての使用は不適正な取引慣行であり、改善していくべきである。

また、他の商品の販売による利益やその他の資金を投入しなければ設定できないような低価格を継続することによって競争事業者の顧客を獲得するという手段は、他の商品に比べて弊害が大きいと考えられるため、そのような不公正な取引慣行については改善していくべきである。

今後、数量ベースでの国内市場の拡大は困難であり、著しい供給過剰は取引の安定を阻害するおそれがあることから、全事業者が適正生産を行うことが必要である。

経営基盤の安定を図りつつ消費者ニーズに応じた酒類を的確に供給していくためには、企業努力による業務効率化を反映した競争をしつつ、個別の取引において適正な利潤を確保していくことが望まれる。

【「指針」のルール1に則していない事例に対する指導事項等】

総販売原価^(注)を下回る価格で販売を継続する場合には、当該事業者において将来にわたって健全な経営を維持することが困難となるおそれがあることから、指針に沿った合理的な価格設定を行うよう改善指導した。

なお、下記の事例1、2、3及び5については、独占禁止法第45条第1項に基づき、公正取引委員会に報告を行っている。

(注) 総販売原価とは、仕入価格（製造原価）に販売費・一般管理費等を加えたものをいう。

(小売業者)

1 スーパーマーケットを営むA社とB社は、互いの店に対抗して販売価格を設定していたため、ビール系飲料及び清酒の一部商品について仕入価格を下回る価格で販売していた。

特に、新ジャンルの一部商品（1ケース（350ml×24本））については、A社では仕入価格を169円（仕入価格の7.2%）、B社では仕入価格を31円（仕入価格の1.4%）下回る価格で販売していた。

2 ホームセンターを営むA社は、本社バイヤーが競合店と同一の販売価格にするよう店舗に指示していたことなどにより、ビール系飲料の一部について仕入価格を下回る価格で販売していた。

特に、新ジャンルの一部商品については、1ケース（350ml×24本）当たり仕入価格を20円（仕入価格の0.7%）下回る価格で販売していた。

3 ドラッグストアを営むA社は、競合店の販売価格に対抗するため、複数の店舗において、ビール系飲料の一部商品について仕入価格を下回る価格で販売していた。

特に、ビールの一部商品については、1ケース（350ml×24本）当たり仕入価格を110円（仕入価格の2.6%）下回る価格で販売していた。

4 スーパーマーケットを営むA社は、商品の購入代金の一定割合のポイントを付与し、次回の購入代金からそのポイント分を減額（ポイントにより還元）することができることとしているが、一部の店舗では、通常よりポイントを多く付与するセールを実施するに当たり販売価格を変更しなかったため、ポイントによる還元額を考慮すると、ビール系飲料及び焼酎の一部商品について仕入価格を下回る価格での販売となっていた。

特に、新ジャンルの一部商品（350ml×6本）については、仕入価格を40円（仕入価格の7.3%）下回る価格での販売となっていた。

5 インターネット上で仮想店舗を運営しているA社は、ビール系飲料について仕入価格を下回る価格で販売していた。

特に、新ジャンルの一部商品については、1ケース（350ml×24本）当たり仕入価格を60円（仕入価格の2.4%）下回る価格で販売していた。

「指針」のルール2 取引先等の公正な取扱い

酒類の価格差は、取引数量の相違等正当なコスト差に基づく合理的なものであるべきであり、合理的な理由なく取引先又は販売地域によって差異を設けることは、公正な取扱いとはならない。

取引価格やその他の取引条件等について合理的な理由なく差別的な取扱いをすることは、価格形成を歪める大きな一因となる。

【「指針」のルール2に則していない事例に対する指導事項等】

取引先によって取引条件に差異を設ける場合には、合理的な理由に基づくものとするよう改善指導した。

(製造業者)

- 1 A社では、特定の製品を発注した取引先に奨励金を支払っていたが、全ての取引先に支払うと膨大な金額になってしまうため、一部の取引先に限定して支払っていた。更に、この奨励金は、A社の自社基準には規定されていないものであった。
- 2 A社は、取引先であるB社への売上増加を期待して、費用対効果を具体的に検討することなく、B社のチラシに対してのみ前年通りの多額の協賛金を支出していた。
- 3 A社は、競合する地元の製造業者に対抗し、自社製品の販売数量の拡大を図るため、一部の取引先のみに対して、製品1本当たり同製品1本を付ける現品付き販売を行っていた。

(卸売業者)

- 4 A社は、自社製品の販売数量の拡大を図るため、取引先であるB社に対してのみ、自社倉庫からB社が指定した目的地までの運賃を支払っていた。
また、取引先であるC社に対してのみ、自社製品の欠品に伴う利益補填として金銭を支出していた。

「指針」のルール3 公正な取引条件の設定

- (1) 百貨店、スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア等大きな販売力を持つ者が、その購買力を背景に取引上優越した地位にある場合に、自己の都合による返品、商品購入後における納入価格の値引き、特売用商品の著しい低価納入、プライベート・ブランド商品の受領拒否、中元・歳暮などの押し付け販売、従業員等の派遣、協賛金や過大なセンターフィー等の負担、多頻度小口配送等の要求を一方的に行う場合、又はこれらの要求に応じないことを理由として不利益な取扱いをする場合には、公正な取引条件の設定が妨げられる。
- (2) 製造業者等が市場調査、販売促進、宣伝等の市場活動等を通じて経済上の利益を供与する又は経済上の不利益を課すことにより、流通業者の取引条件等に不当に関与し影響を及ぼす場合には、流通業者間の競争を減少させ、流通業者の自由な事業活動を妨げることになるばかりでなく、消費者の商品選択を狭めるなど消費者利益を損なうこともある。

【「指針」のルール3に則していない事例に対する指導事項等】

優越的な地位にある者が、協賛金の要求を一行的に行うことは、公正な取引条件の設定が妨げられることから、是正するよう指導した。

なお、下記の事例については、独占禁止法第45条第1項に基づき、公正取引委員会に報告を行っている。

(小売業者)

- 1 スーパーマーケットを営むA社は、自己の経営する店舗においてセールを実施するに当たり、セールに参加した協賛企業に対して、算出根拠を明確にしないまま、値引きの原資やチラシ作成費等の経費負担と称して、実際に要する費用を大きく上回る金額の協賛金を要求していた。

「指針」のルール4 透明かつ合理的なリベート類

リベート類には、いかなる形態であれ透明性（支払基準・支払時期等の明確化、取引先への事前開示）及び合理性（支払基準が合理的に説明し得る）が必要である。

【「指針」のルール4に則していない事例に対する指導事項等】

リベート等の透明性・合理性を確保するよう改善指導した。

（製造業者）

- 1 A社B支社は、料飲店等に対する協賛について、自社基準を作成しているにもかかわらず、シェアの拡大を目的として、自社基準に反したルールを適用することにより自社製品の半額フェア等の協賛を実施していた。
- 2 A社は、自社の商品を取扱う飲食店について、その飲食店が負担すべき空瓶の廃棄費用を負担し、産業廃棄物処理業者に支払っていた。

（卸売業者）

- 3 A社B支社は、売上割戻しに関する明確な自社基準がなく、個々の取引先との商談の過程で売上割戻しによる概算利益を計算し、純利益率がマイナスになっていなければ売上割戻しを行っていた。
- 4 A社は、取引先であるB社に対して、帳合変更に伴う変更料として、自社基準に規定されていないリベート（販売価格の1.5%）を支出していた。

32 中小酒類業に対する活性化支援

- 酒類業組合等からの要請に基づき研修会を実施するなど、中小酒類業の活性化支援に取り組んでいます。

国税庁の支援策

活性化支援研修会等の開催

中小企業診断士などの専門家等を講師とした各種研修会を開催しています。

リーディング・ケースの紹介

酒類業者による活性化・経営革新の取組事例等をホームページで紹介しています。

中小企業支援施策等情報の提供

中小企業支援施策（融資制度、金利情報等）に関する様々な情報を随時提供しています。

経営革新計画等の作成支援

中小企業新事業活動促進法に定める経営革新計画、中小企業地域資源活用促進法に定める地域資源活用事業計画及び農商工等連携促進法に定める農商工等連携事業計画の作成に対して助言等を通じて支援しています（各計画の概要については次頁参照）。

33 経営革新計画等の制度の概要

- 中小企業を支援する各法律により、中小企業者による新商品等の開発等の取組に対して、低利融資等の各種支援措置が用意されています。
これらの支援措置を受けるためには、中小企業者が各法律に基づく計画を策定しその計画について国等の認定を受ける必要があります。

各計画の概要

経営革新計画 (中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(中小企業新事業活動促進法))

中小企業者等が単独又は共同して新商品や新役務の開発や提供等の新たな事業活動を通じて、相当程度の経営の改善を図る計画

例：独自に配合した酒粕を活用したオリジナル商品の開発及び販売事業の展開 (福島)
地元農産品を活用した新感覚の梅酒商品の開発及び販売 (静岡)

地域資源活用事業計画 (中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(中小企業地域資源活用促進法))

中小企業者が地域資源 (産地の技術・地域の農水産品・観光資源) を活用した新商品・新サービスの開発・市場化を図る計画

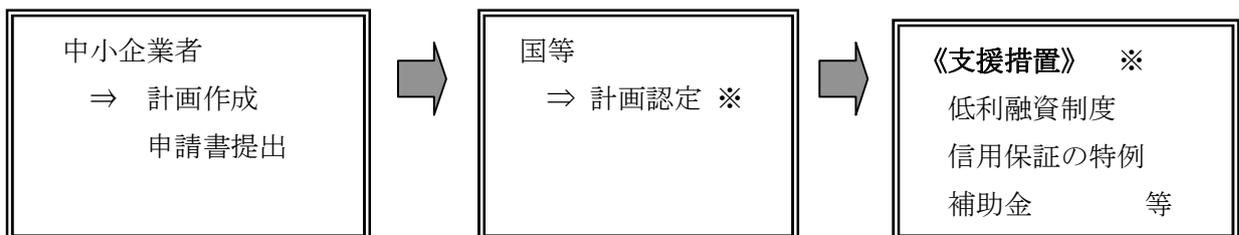
例：「小川酒蔵漬けの素」の開発と素を活用した小川町特産品開発販売プロジェクト (埼玉)
九州産を中心とした旬の果実のお酒ブランドの開発、販路開拓 (福岡)

農商工等連携事業計画 (中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(農商工等連携促進法))

中小企業者と農林漁業者が共同で新商品の開発等に取り組む計画

例：富山県産古代米を活用した日本酒の開発と海外への販路開拓事業 (富山)
ワイン残渣を用いたメタボリック症候群予防食品の開発等 (北海道)
銀杏を用いた焼酎の開発等 (栃木)

スキーム・支援措置



※ 利用する計画により、認定主体や支援措置の内容は異なります。

34 独立行政法人酒類総合研究所の概要

(名 称)

独立行政法人酒類総合研究所 (ホームページ : <http://www.nrib.go.jp/>)

(所在地)

広島事務所

〒739-0046

広島県東広島市鏡山3丁目7番1号

TEL 082-420-0800(代表)

東京事務所

〒114-0023

東京都北区滝野川2丁目6番30号

TEL 03-3910-6237(代表)

(目 的)

酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的としています。

(沿 革)

明治37年、酒類の製造技術を科学的に研究する国立研究機関「醸造試験所」として大蔵省内に設置され、昭和24年国税庁の開庁を契機に、国税庁の施設等機関である「国税庁醸造試験所」に改組されました。

平成7年には、「国の行政組織等の移転について」(昭和63年閣議決定)により、東京都北区から現在の広島県東広島市へ移転し、「国税庁醸造研究所」に名称を変更しました。

平成13年4月1日より独立行政法人に移行し、さらに平成18年4月1日からは非公務員型の独立行政法人となっています。

なお、第3期中期目標期間(平成23年4月～平成28年3月)からは、より税務行政に直結した分析及び鑑定業務への重点化、分析及び鑑定の理論的裏付けとなる研究や分析手法の開発への研究・調査業務の重点化などを図り、業務を運営しています。

(主な業務)

酒類総合研究所は、「酒税の適正かつ公平な賦課の実現」及び「酒類業の健全な発達」を図るという国税庁の任務のうち、高度に技術的な部分を分担し、国税庁との密接な連携の下で、効果的・効率的に業務を実施しています。

分析・鑑定

酒類の課税判定や品質及び安全性の確保等のための分析・鑑定及び分析手法の開発

研究・調査

分析・鑑定等の理論的な裏付けとなる研究・調査

品質評価

品質及び酒造技術の向上をサポートする鑑評会の開催

講 習

酒類製造者を対象とした醸造講習の開催

(平成25年1月現在)

○ 酒類総合研究所の主な業務実績

■ 分析・鑑定業務の例

麦芽比率の使用原料の分析【課税の適正化】

- ・ビール系酒類の多様化に伴う、原料の麦芽比率等の分析・鑑定の手法の開発
→麦芽比率により税率適用区分が異なるため、酒税調査に活用可能

酒類に使用された原材料の判別【表示の適正化】

- ・普通酒等と純米酒を判別するための分析・鑑定やその手法の開発
→純米酒へのアルコール添加事例など、不正な表示を解明

酒類等の放射性物質の分析等【酒類の安全性確保】

- ・放射性物質の分析と原料中の放射性物質が製品にどの程度残存するかの研究
→風評被害の防止、EUの輸入規制解除に貢献

■ 研究・調査業務の例

酒類の品目判定のための研究【課税の適正化】

- ・ビール系酒類の使用原料の判定について更なる研究を実施
→品目判定の精度の向上

酒類中の有害物質の低減法の開発【酒類の安全性の確保】

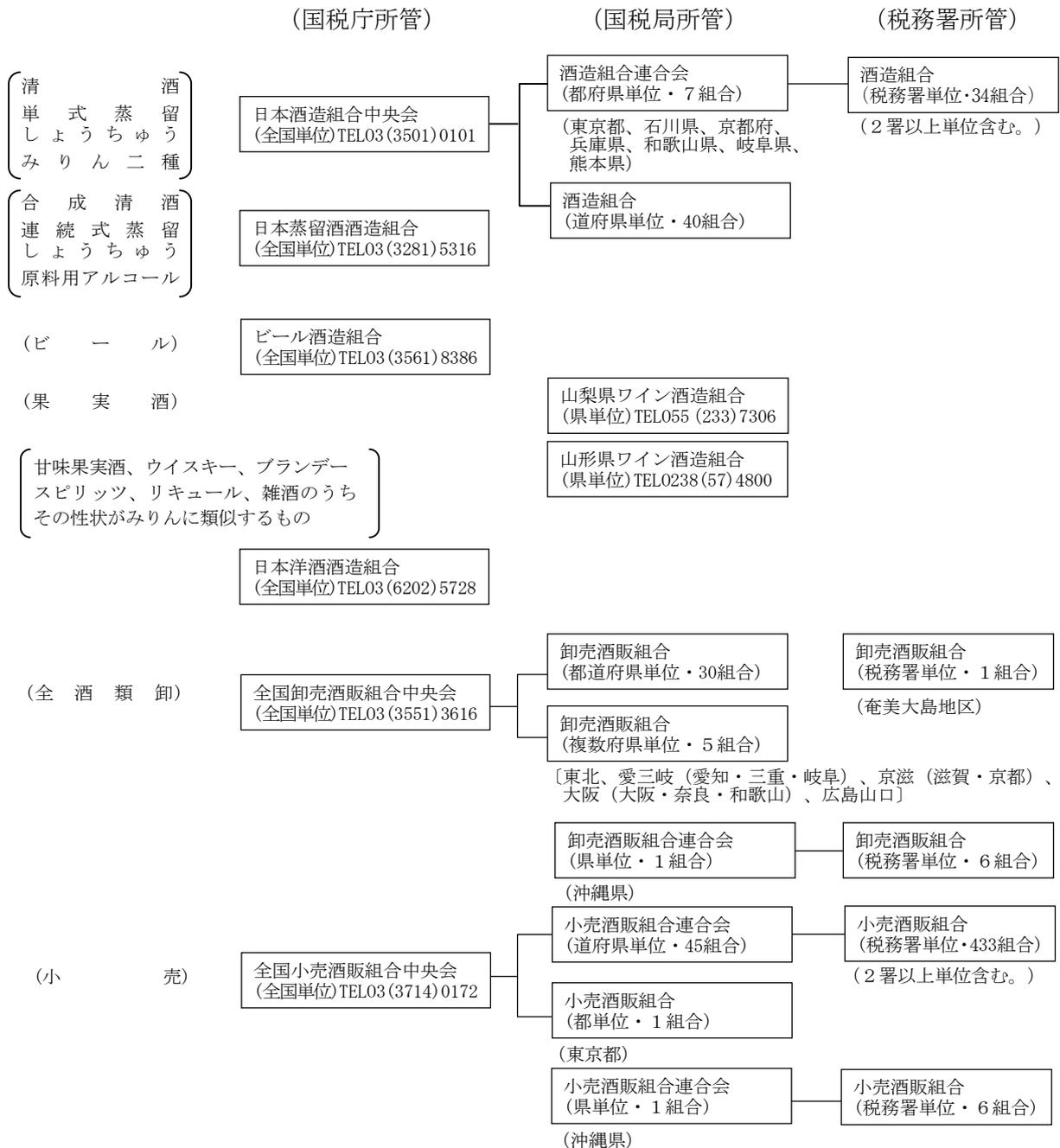
- ・焼酎に含まれるメタノールや酒類中に含まれるカルバミン酸エチルの低減方法の研究
→安全性の確保、メタノールの低減により台湾等の基準適合・輸出増

清酒酵母・麹菌のゲノム（遺伝子情報）解析【醸造に関する基礎的研究】

- ・大学等との共同研究により清酒酵母・麹菌のゲノムを解析
→酒類の安全性に関する研究等の基礎を解明

35 酒類業組合等構成図表

(1) 酒類業組合法に基づく組合



(2) 主な任意団体

| | | |
|---------|---------------------------------------|----------------------------------|
| (みりん一種) | 全国味醂協会 (全国単位)TEL03(3281)5316 | |
| (みりん二種) | 全国旧式みりん協議会 (全国単位)TEL052(451)8211 | |
| (ビール) | 全国地ビール醸造者協議会 (全国単位)TEL03(5909)8929 | |
| (果実酒) | 日本ワイナリー協会 (全国単位)TEL03(6202)5728 | 道産ワイン懇談会 (県単位)TEL0134(34)2181 |
| (洋酒輸入) | 日本洋酒輸入協会 (全国単位)TEL03(3503)6505 | 長野県ワイン協会 (県単位)TEL0263(52)0174 |
| (業務用小売) | 全国酒類業務用卸連合会 (全国単位)TEL03(3661)3055 | |

36 日本産酒類の輸出環境の整備

(平成24年12月末現在)

【国際交渉による輸出障壁の解消】

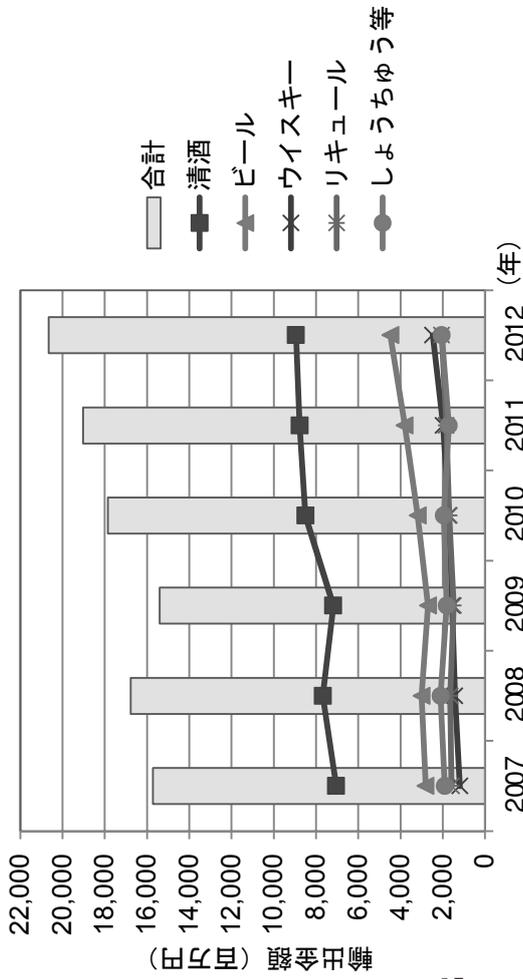
- EPA交渉による関税の撤廃(例:メキシコ、チリ、フィリピン、スイス、ベトナム、ペルーなどにおいて清酒の関税撤廃)
 - 二国間交渉による非関税障壁の撤廃・緩和
(例:福島第一原子力発電所の事故を踏まえた各国の輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけ(EUにおける酒類の規制解除、ブラジルにおける規制緩和))
- ### 【輸出支援のための制度の整備】
- 福島第一原子力発電所の事故を受け、輸食用酒類に関する証明書(生産日、産地、放射能分析)の発行体制を整備(平成24年12月末までに4,991件発行)
 - 酒類の輸出に必要な体制の整備
 - ◆ ブラジルへ輸出する酒類に添付する原産地証明書の発行体制の整備(平成24年2月)
 - ◆ EUへ輸出する果実酒に原料ぶどう品種名を表示するための、外国機関へのぶどう品種名登録体制の整備(平成22年4月から独立行政法人酒類総合研究所において実施)
 - ◆ 台湾、EUへ輸出する酒類に添付する成分等に関する証明書等の発行体制の整備(平成17年12月、平成19年11月から独立行政法人酒類総合研究所において実施)
 - 地域ブランドの確立の観点から、地理的表示制度を改正し、対象品目に「清酒」を追加(平成17年10月)
(現在指定されている地理的表示・・・単式蒸留しょうちゆう:「壹岐」、「琉球」及び「薩摩」 清酒:「白山」)

【その他の輸出環境整備】

- 国際会議のレセプション等各種政府行事等に日本産酒類を使用するよう働きかけ(例:ダボス会議・ジャパンナイト、在外公館における各種レセプション等)
 - 外務省主催の研修や日本産酒類セミナー等への国税庁職員の講師派遣(例:新任大使等に対する日本酒研修、ブラジルにおける日本産酒類普及事業)
 - 酒類に関する輸出統計資料、酒類の輸出免税等の手続についてのマニュアルをウェブページに公表
 - 清酒ラベルの用語辞典の英語、仏語、独語、中国語(繁体字・簡体字)、ハンガール語の各版の公表・配布(独立行政法人酒類総合研究所において実施)
 - 在外公館や海外見本市における農産品輸出促進イベント等の情報提供
- ### 【上記活動を推進するための連携体制】
- 関係府省・機関等との連携(外務省、農林水産省、経済産業省、特許庁、中小企業庁、観光庁、日本貿易振興機構(ジェトロ)、地方公共団体など)

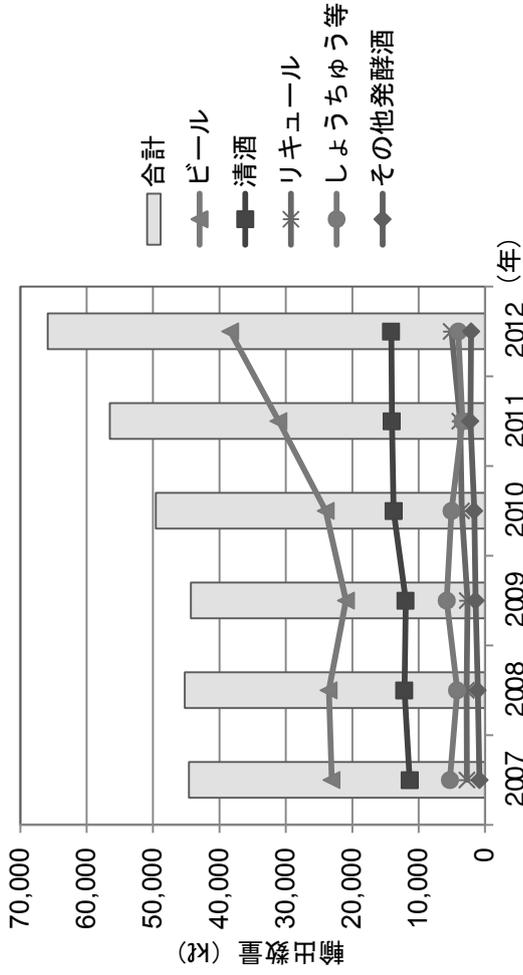
37 酒類の輸出金額・数量の推移

金額ベース



(出典：財務省貿易統計)

数量ベース



(出典：財務省貿易統計)

(百万円)

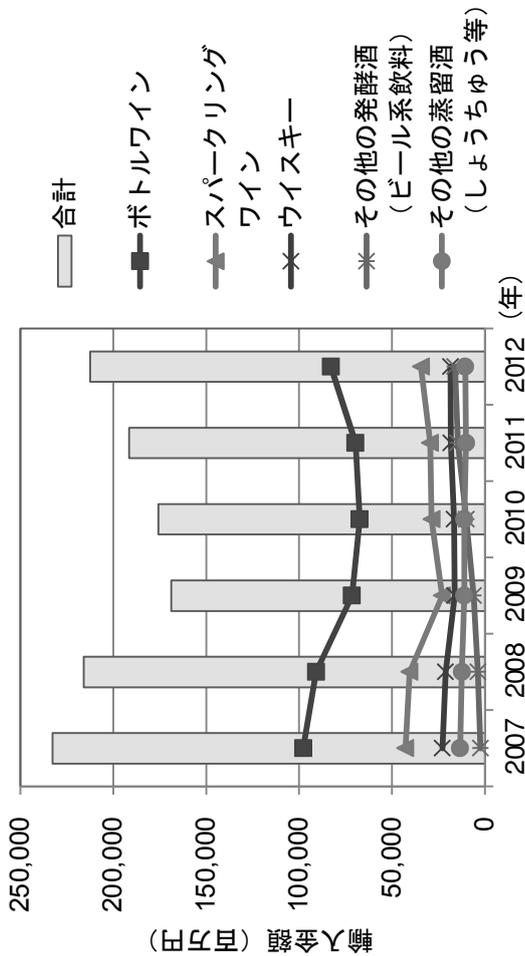
| (年) | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2007年比 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 清酒 | 7,048 | 7,676 | 7,184 | 8,500 | 8,776 | 8,946 | 126.9% |
| ビール | 2,813 | 2,998 | 2,699 | 3,182 | 3,799 | 4,475 | 159.1% |
| ウイスキー | 1,192 | 1,428 | 1,552 | 1,718 | 1,984 | 2,477 | 207.8% |
| リキュール | 1,586 | 1,650 | 1,485 | 1,692 | 1,839 | 2,053 | 129.4% |
| しょうちゆう等 | 1,903 | 2,106 | 1,815 | 1,952 | 1,714 | 2,049 | 107.7% |
| その他(ボトルワイン等) | 1,178 | 913 | 664 | 813 | 921 | 660 | 56.0% |
| 合計 | 15,720 | 16,771 | 15,399 | 17,857 | 19,033 | 20,660 | 131.4% |

(KL)

| (年) | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2007年比 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ビール | 23,099 | 23,526 | 20,925 | 23,978 | 31,078 | 38,380 | 166.2% |
| 清酒 | 11,334 | 12,151 | 11,949 | 13,770 | 14,022 | 14,131 | 124.7% |
| リキュール | 2,710 | 2,794 | 2,649 | 3,529 | 3,759 | 5,064 | 186.9% |
| しょうちゆう等 | 5,285 | 4,201 | 5,773 | 5,035 | 3,405 | 4,033 | 76.3% |
| その他発酵酒 | 829 | 1,088 | 1,399 | 1,630 | 2,216 | 2,078 | 250.7% |
| その他(ウイスキー等) | 1,350 | 1,456 | 1,595 | 1,649 | 2,017 | 2,182 | 161.6% |
| 合計 | 44,607 | 45,216 | 44,290 | 49,591 | 56,497 | 65,867 | 147.7% |

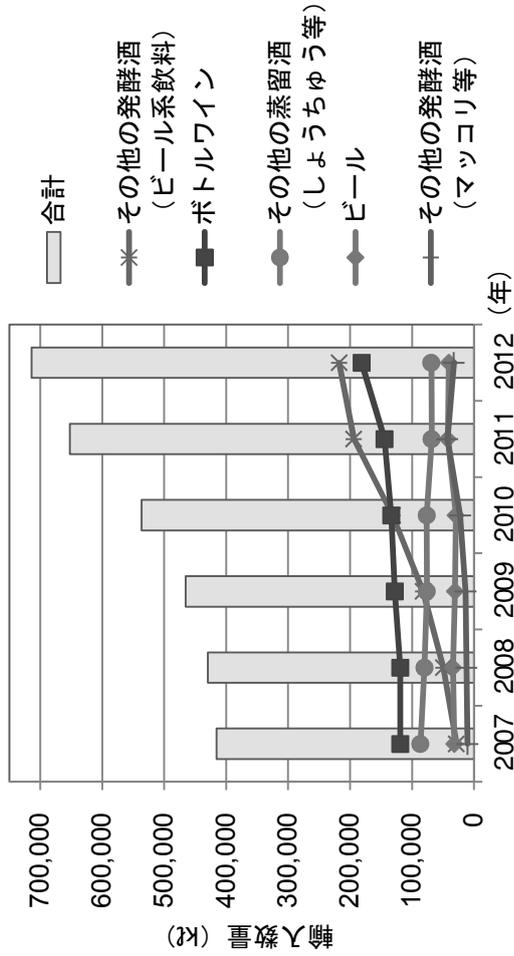
38 酒類の輸入金額・数量の推移

金額ベース



(出典：財務省貿易統計)

数量ベース



(出典：財務省貿易統計)

| 年 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2007年比 |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| ビール | 119,044 | 118,937 | 127,787 | 133,515 | 144,355 | 181,168 | 152.2% |
| その他の発酵酒 (ビール系飲料) | 86,465 | 80,075 | 76,076 | 76,314 | 68,249 | 68,810 | 79.6% |
| その他の発酵酒 (マッコリ等) | 10,482 | 12,248 | 13,633 | 22,326 | 43,014 | 32,540 | 310.4% |
| その他の発酵酒 (しょうちゆう等) | 139,427 | 135,159 | 135,028 | 143,334 | 160,043 | 173,223 | 124.2% |
| 合計 | 415,641 | 429,453 | 465,363 | 536,444 | 652,116 | 714,034 | 171.8% |

(百万円)

(KL)

(出典：財務省貿易統計)

39 清酒・しょうちゆうの主な輸出先(平成24年)

清酒

しょうちゆう

| | 国名 | 金額 (百万円) | 輸出全体 に占める 割合 (%) | 数量 (kL) | 輸出全体 に占める 割合 (%) |
|----|---------|-------------|------------------------|------------|------------------------|
| 1 | アメリカ合衆国 | 3,245 | 36.3 | 3,952 | 28.0 |
| 2 | 香港 | 1,495 | 16.7 | 1,492 | 10.6 |
| 3 | 大韓民国 | 1,204 | 13.5 | 2,904 | 20.6 |
| 4 | 台湾 | 513 | 5.7 | 1,603 | 11.3 |
| 5 | 中華人民共和国 | 412 | 4.6 | 666 | 4.7 |
| 6 | シンガポール | 375 | 4.2 | 399 | 2.8 |
| 7 | カナダ | 245 | 2.7 | 489 | 3.5 |
| 8 | オーストラリア | 214 | 2.4 | 281 | 2.0 |
| 9 | 英国 | 182 | 2.0 | 238 | 1.7 |
| 10 | タイ | 168 | 1.9 | 446 | 3.2 |
| | 合計 | 8,946 | 100.0 | 14,131 | 100.0 |

| | 国名 | 金額 (百万円) | 輸出全体 に占める 割合 (%) | 数量 (kL) | 輸出全体 に占める 割合 (%) |
|----|---------|-------------|------------------------|------------|------------------------|
| 1 | 中華人民共和国 | 556 | 32.1 | 1,035 | 37.2 |
| 2 | アメリカ合衆国 | 281 | 16.3 | 436 | 15.7 |
| 3 | 香港 | 267 | 15.4 | 359 | 12.9 |
| 4 | タイ | 118 | 6.8 | 158 | 5.7 |
| 5 | シンガポール | 94 | 5.5 | 130 | 4.7 |
| 6 | マレーシア | 90 | 5.2 | 126 | 4.5 |
| 7 | 大韓民国 | 82 | 4.7 | 204 | 7.3 |
| 8 | ベトナム | 66 | 3.8 | 82 | 2.9 |
| 9 | 台湾 | 64 | 3.7 | 95 | 3.4 |
| 10 | フィリピン | 24 | 1.4 | 41 | 1.5 |
| | 合計 | 1,731 | 100.0 | 2,781 | 100.0 |

※出典：財務省貿易統計

40 東日本大震災における酒類業者等に対する復興支援策

酒類の安全性確保

- 東日本 17 都県に所在する酒類製造場について、その場内にある出荷前の酒類及び醸造用水の放射性物質に関する調査を実施
- 全国市販酒類調査において、調査項目に放射性物質を追加
- 酒類製造者に対する放射能汚染防止のための技術情報の提供や技術相談への対応

輸出証明書の発行

- 我が国からの輸出用酒類について、証明書（製造日証明、製造地証明、放射能の検査証明）を発行

免許手続等の特例

- 特例として、以下の手続等について、弾力的取扱いを措置
 - ・被災した酒類製造場等に係る免許等の手続
 - ・被災酒類に係る酒税相当額の還付手続

酒税の軽減

- 東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた中小酒類製造者について、酒税の軽減割合を拡充（20%軽減 ⇒ 25%軽減）
 - 対象者：清酒等に係る酒税の税率の特例（租税特別措置法第87条）の適用を受けている中小酒類製造者のうち、酒類の製造場について甚大な被害を受けた者（前年度の課税移出数量が1,300kℓ以下）
 - ※ 甚大な被害を受けたことについて国税庁長官が確認
 - 対象酒類：清酒等に係る酒税の税率の特例の対象酒類
 - 適用範囲：当年度の課税移出数量の200kℓまで
 - 適用期限：平成23年4月1日～平成25年3月31日（6.25%）
（軽減税率）平成25年4月1日～平成28年3月31日（5%）

復興支援研修会の開催

- 中小企業診断士等の専門家を講師として、中小企業庁が実施している各種震災関連支援施策の紹介やその具体的な活用方法などをテーマとした、復興支援研修会を開催

中小企業向け施策の効果的活用に向けた支援

- 中小酒類業者が活用可能な各種中小企業施策（中小企業等復旧・復興支援補助、東日本大震災復興特別貸付等）に関する情報提供をきめ細かく実施
- 各種中小企業施策の活用に関する相談に対し、関係行政機関と協調して、復興事業計画の作成支援等を含め適切に対応

日本酒造組合中央会による復興支援事業

- 日本酒造組合中央会が、被災した清酒製造者に対する復興支援事業として清酒製造業近代化事業基金の運用益により利子補給や酒類の安心PR事業を実施

41 放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策について

(平成 24 年 8 月改訂)

国税庁

国税庁では、放射性物質に対する酒類の安全性確保のため、平成 23 年度に引き続き、本年度も独立行政法人酒類総合研究所と連携しながら、以下の施策を実施します。

酒類の原料となる農産物等については、地方公共団体において放射性物質に関する検査が実施されているものと承知しており、また酒類において基準値を超過する放射性物質はこれまで検出されておりませんが、食品の安全性に対する国民の皆様の強い関心を踏まえ、所掌事務の一つとして酒類の安全性の確保に関する事務を行っている国税庁として、酒類の安全性の確保に万全を期す必要があることから、施策を実施するものです。

- 1 東日本 17 都県^(注) に所在する酒類製造場について、その場内にある出荷前の酒類及び醸造用水の放射性物質に関する調査を実施し、酒類の安全性を確認します(酒類等安全確認調査)。

(注)「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(平成 24 年 7 月 12 日付原子力災害対策本部) II 2 「対象自治体」に示す以下の 17 都県をいいます。

福島県、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、青森県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県

(資料) 酒類等安全確認調査の実施について

- 2 例年実施している全国市販酒類調査において、調査対象を拡充するとともに、分析項目に放射性物質を追加します。

- 3 酒類製造者に対して、放射能汚染防止のため遵守すべき事項や、放射線に関する基礎知識など技術情報の提供に努めるとともに、安全な酒類製造を進める上での技術的疑問点などについては、所管の国税局鑑定官室(沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課鑑定官)において技術相談に応じます。

(参考情報)

独立行政法人酒類総合研究所では、酒類及び酒類製造に関する物品(原料、副製品、醸造用水等)について、放射性物質の受託分析を実施しています。

平成 24 年度酒類等安全確認調査の実施について

国税庁では、放射性物質に対する酒類の安全性確保のため、平成 24 年度においても、酒類製造場内にある出荷前の酒類及び醸造用水の放射性物質に関する調査を実施し、酒類の安全性を確認します。

1 確認方法

試料の放射能分析を行い、食品衛生法に定める基準値以下であることを確認します。

(参考) 食品衛生法に定める一般食品の基準値：放射性セシウムについて 100 Bq/kg
 なお、厚生労働省によりますと、酒類については食品衛生法の「基準値」のうち、一般食品の基準値が適用されます。

2 試料

国税局において対象製造場を選定し、酒類製造者の同意を得て、提供いただいたものを用います。

3 対象酒類

酒類の品目により製造される時期が異なることを考慮して、以下のとおり時期を分けて対象酒類を設定します。

| 時期 | 対象酒類 |
|-----------------------|-------------------|
| 第 1 期 (10 月) | 果実酒 |
| 第 2 期 (11 月) | 清酒 (2 期に分けて実施) |
| 第 3 期 (12 月～25 年 1 月) | |
| 第 4 期 (25 年 2 月) | 果実酒及び清酒以外の酒類 |

(このほか、必要に応じ対象を追加する場合があります。また、具体的な実施時期は、国税局により変更される場合があります。)

4 対象製造場の選定方法等

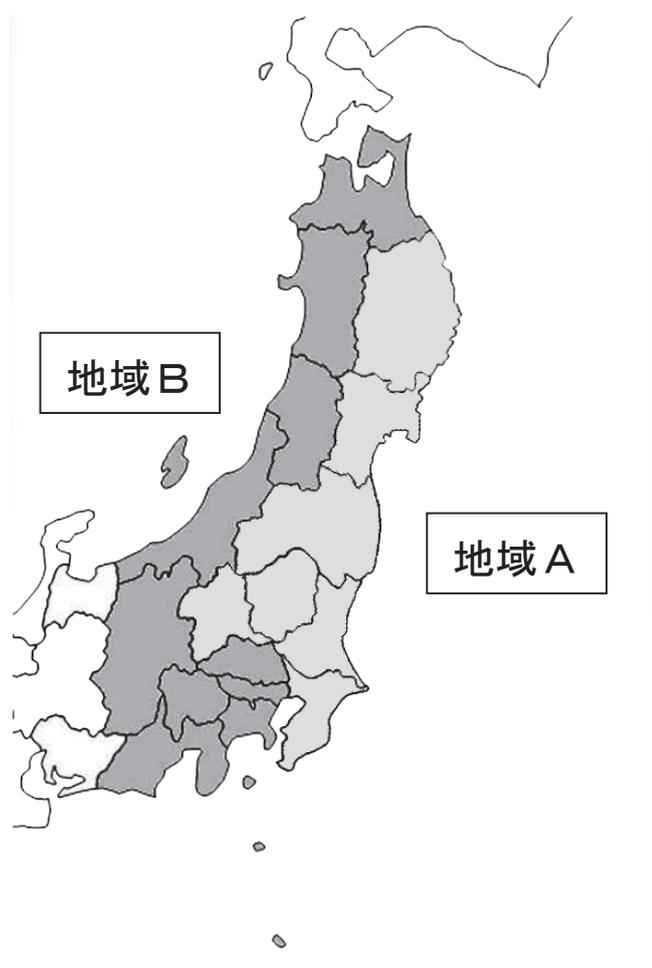
以下の基準により無作為抽出、あるいは地域内全製造場を対象として、対象酒類の製造免許を有する製造場の中から選定します。

なお、製造過程で醸造用水を使用する酒類については、試料のうち 1 点は醸造用水を提供していただきます。

| 地域 | 選定する製造場の割合 | 1 場あたり分析点数 |
|---|------------|------------|
| 地域 A (福島県、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県) | 全製造場 | 3 点 |
| 地域 B (青森県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県) | 概ね 4 割 | |

(注) 地域 A 及び地域 B はそれぞれ、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(平成 24 年 7 月 12 日付原子力災害対策本部)に定める「過去に複数品目で出荷制限指示の対象となった自治体」及び「過去に単一品目で出荷制限指示の対象となった自治体及び出荷制限指示対象自治体の隣接自治体」をいいます。

(参考) 地域区分図 (東日本を拡大)



5 結果の取扱い

個々の分析結果は、「酒類等の分析報告書」として試料を提供いただいた酒類製造者に連絡するほか、全ての結果は取りまとめた上、国税庁ホームページで公表します。

また、食品衛生法における国内流通食品の指導・監視機関である地方公共団体にも、提供します。

42 国税庁の使命

使命：納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

任 務

■ 上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第 19 条に定められた任務を、透明性と効率性に配慮しつつ、遂行する。

1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

(1) 納税環境の整備

- ① 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすくて確実に周知・広報を行う。
- ② 納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ確に対応する。
- ③ 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。

(2) 適正・公平な税務行政の推進

- ① 適正・公平な課税を実現するため、
 - イ 関係法令を適正に適用する。
 - ロ 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でない認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。
 - ハ 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。
- ② 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。

2 酒類業の健全な発達

- ① 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
- ② 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

行 動 規 範

■ 上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

1 任務遂行に当たっての行動規範

- ① 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
- ② 納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
- ③ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
- ④ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
- ⑤ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

2 職員の行動規範

- ① 納税者に対して誠実に対応する。
- ② 職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
- ③ 職務の遂行に必要なとされる専門知識の習得に努める。

今 後 の 取 組

■ 高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

43 平成23事務年度 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書(抄)

Ⅱ 平成23事務年度 実績の評価書

2 「実績の評価の目標」ごとの実績の評価書

○ 実績目標 1 : 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収

○ 業績目標 1-2-1 : 税務行政の執行に当たっては、法令を適正に適用し、納税者の理解が得られるよう努めます。

1. 業績目標に関する基本的考え方

適正・公平な課税を実現するため、税務行政の執行に当たっては、関係法令を適正に適用し、均一・均質な行政となるよう努めます。また、守秘義務を遵守するなど納税者の皆様の理解が得られるよう努めます。

2. 平成23事務年度の事務運営の報告

(3) 酒類の製造及び販売業免許の適正かつ迅速な処理

[平成23事務年度実施計画]

酒類の製造及び販売業免許は、酒税の円滑な確保を図るため設けられており、酒類の製造及び販売業を行うためには免許を受ける必要があります。

免許の申請等に対しては、親切かつ丁寧な説明を行うとともに、透明・公平かつ迅速な処理に努めます。

また、酒類業者の的確な実態把握を行い、長期休業場等については免許の取消しを行うなど適切な管理に努めます。

[施策の実施状況]

酒類の製造及び販売業免許の処理については、申請者に対して親切かつ丁寧な説明を行うとともに、免許の要件について適正・厳格な審査を行うなど透明・公平かつ迅速な処理に努めました。

また、酒類業者の的確な実態把握を行い、長期休業場等については免許の取消しを行うなど適切な免許管理に努めました。

○参考指標 1-42 : 酒類の製造及び販売業免許場数の推移

(単位：場)

| 会計年度 | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|---------------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 酒類製造 免許場数 | | 3,150 | 3,116 | 3,090 | 3,106 | 2,726 |
| 酒類販売業 免許場数 | 卸売業 | 内11,683 13,373 | 内11,346 12,945 | 内10,966 12,498 | 内10,487 12,062 | 内9,789 11,136 |
| | 小売業 | 179,624 | 178,016 | 176,773 | 175,132 | 158,608 |

(出所) 「国税庁統計年報書」(長官官房企画課)

(注1) 各会計年度末現在の状況です。

(注2) 一製造場で複数の酒類の免許を有しているものについては、1場として集計しています。

(注3) 酒類卸売業免許場数の内書は卸売業と小売業の兼業場です。

(注4) 酒類小売業免許場数は、販売できる酒類の範囲の条件が全酒類であるものです。

(注5) 平成23年度は暫定値です。

(新) ○参考指標 1-43：酒類の製造及び販売業免許の処理件数等 (単位：件、%)

| 会計年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 付与件数 | (100.0) 31,225 | (100.0) 31,907 | (100.0) 28,245 | (100.0) 27,769 | (100.0) 30,093 |
| 特区法に基づくもの | 36 | 21 | 16 | 28 | 18 |

(出所) 課税部酒税課調

(注1) 平成19年度の実績値は、事務年度にて集計。

(注2) 「付与件数」欄の()書きは、酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内(免許の酒類及び申請等の内容により異なりますが、原則として、申請書類が提出された日の翌日から起算して2か月以内)に処理した割合を示します。

(注3) 「特区法に基づくもの」は、構造改革特別区域法に基づく酒類製造免許付与件数を示します。

3. 平成22事務年度実績の評価結果の平成23事務年度施策等への反映状況

課税・徴収事案の処理に当たっては、事実認定と法令の解釈・適用を適切かつ迅速に行うことなどにより、適正・公平な課税の実現と迅速な処理に努め、また、地価動向を的確に反映した路線価等の評定のため、情報の的確な収集や標準地の適切な配置等を行いました。

酒類の製造及び販売業の免許については、適正かつ迅速な処理に努めた結果、標準処理期間内に処理することができました。また、休造中の酒類製造場や休業中の酒類販売場についての的確な実態把握を行い、長期休業場等については免許の取消しを行うなど、適切な免許管理に努めました。

加えて、税務行政に対する納税者の皆様の理解と信頼を得られるように守秘義務の遵守等に努めました。

4. 目標を巡る現状・外部要因等の動向

目標を巡る現状・外部要因等の動向については、「2. 平成23事務年度の事務運営の報告」において、業績指標・参考指標と併せて記述しています。

5. 今後の施策等に反映すべき事項

(1) 施策への反映に向けた提言

課税・徴収事案の処理に当たっては、引き続き、関係法令を適正に適用し、事実認定と法令の解釈・適用を適切かつ迅速に行うことにより、適正・公平な課税の実現を目指し、所得税還付申告書の処理等に当たっては、効率的かつ的確な事務処理に努めます。また、地価動向を的確に反映した路線価等の評定のため、情報の的確な収集や標準地の適切な配置等に努めます。

酒類の製造及び販売業の免許については、事務処理手順の一層の効率化を図り、適正かつ迅速な処理に努めます。また、休造中の酒類製造場や休業中の酒類販売場についての的確な実態把握を行い、長期休業場等については免許の取消しを行うなど、適切な免許管理に努めます。

加えて、税務行政に対する納税者の皆様の理解と信頼を得られるよう、引き続き、守秘義務の確実な遵守等に努めます。

(2) 平成25年度予算要求等への反映

法令を適正に適用し納税者の皆様の理解を得るために必要な経費の確保に努めます。

○ 実績目標 2：酒類業の健全な発達の促進

1. 実績目標に関する基本的考え方

国税庁においては、酒類業の業種所管庁として、酒税の保全及び酒類業の健全な発達に努めています。

そのため、酒類の公正な取引環境の整備を図るほか、人口減少社会の到来、国民の健康・安全性志向の高まりや生活様式の多様化などの社会経済情勢の変化に対応し、消費者、製造業、販売業全体を展望した総合的視点から必要な施策を行うとともに、未成年者飲酒防止や酒類容器のリサイクル等の社会的要請に的確に対応するよう努めます。

2. 重点的に進める施策

該当なし

3. 平成23事務年度の事務運営の報告

(1) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応策

[平成23事務年度実施計画]

「食の安心・安全」に対する消費者の関心は引き続き高いことから、生産から消費まですべての段階における安全性の確保と品質水準の向上を図り、消費者に安全で良質な酒類が提供できるよう以下の施策を行います。

イ 消費者が購入する段階である小売販売場から市販酒類を買い上げ、添加物などの安全性にかかる成分、品質等を調査し、その結果を酒類製造者及び消費者に対して情報提供します。

また、市販酒買上げ調査の結果等を踏まえて製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を実施し、製造工程の改善に関する相談については、満足度に関するアンケート調査の結果を踏まえながら内容の充実を図ります。

ロ 国内外において取り上げられている酒類の安全性にかかる成分について実態把握を行い、必要に応じて国際的な議論に参画するなどの適切な対応を取るとともに、関連情報の提供を行います。

(注) 食品の成分等に関する国際規格を定めているコーデックス委員会において、近年、酒類の安全性にかかる成分についての議論が続いています。

ハ 消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類業者に対して酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項の確認調査や市販酒買上げ調査で把握した表示等について、適正な表示がなされていない場合には、是正指導を行います。

ニ 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行に伴い、酒類業者に対して同法に基づく記帳義務や清酒等に係る原料米の産地情報伝達義務が適正に履行されるよう適切な指導を行います。

[施策の実施状況]

消費者に良質で安全な酒類が提供できるよう、生産・流通・消費のすべての段階における安全性の確保と品質水準の向上を図りました。

イ 市販酒類買上げ調査

市販されている酒類を買い上げて理化学分析や品質評価等を行い、酒類の安全性・品質の確認を行うとともに、アルコール分などの表示等の適正性の確認を行いました。

確認の結果、ごく一部の商品において、食品衛生法で使用基準がある食品添加物について問題のある酒類が把握されたことから、その酒類を製造した酒類製造者等に対して、問題が解決するよう指導等に努めました。

また、分析等の集計結果については、国税庁ホームページの「全国市販酒類調査の結果について」(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/shiori-gaikyo/seibun/2011/01.htm>)で公表しました。

ロ 酒類製造業者の製造工程の改善等に関する指導相談

市販酒類の買上げ調査の結果や業界全体の課題等を踏まえ、酒類製造業者に対し、独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒類総合研究所」といいます。）の研究成果を活用しつつ、酒類の安全性の確保と品質水準の向上のため、製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を実施しました。

技術相談については、平成23年度は、放射性物質に対する酒類の安全性確保を目的とし、安全な酒類製造を進める上での技術的疑問点などに関する技術相談に対応しました。この結果、指導相談件数については、2,516件と前年に比べ増加しました。

また、指導相談が適切に行われたかを確認するため、満足度に関するアンケート調査を実施した結果、実績値は86.7%となり、目標を達成しました。

○参考指標 2-1：市販酒類買上げ調査件数

(単位：件)

| 会計年度 | 平成19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 調査件数 | 3,520 | 3,260 | 3,406 | 3,273 | 3,266 |

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注1) 市販酒類の買上げ調査件数は、各県ごとに①課税移出数量が多くかつ全体的に営業活動がなされている酒類製造業者の製造する酒類、②酒類製造業者全体から一定割合で抽出した者の製造する酒類を買上げ、数年ですべての酒類製造業者から酒類を買上げることとしています。

(注2) 平成19年度の実績値は、事務年度にて集計。

○参考指標 2-2：酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談件数 (単位：件)

| 会計年度 | 平成19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指導相談件数 | 1,866 | 1,881 | 1,807 | 2,283 | 2,516 |

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注) 平成19年度の実績値は、事務年度にて集計。

◎業績指標 2-1：酒類製造業者の製造工程の改善に関する相談の満足度 (単位：%)

| 会計年度 | 平成19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | |
|--------|--------|--------|------|------|------|------|
| | | | | | 目標値 | 実績値 |
| 上位評価割合 | (97.9) | (97.2) | 78.9 | 86.1 | 85 | 86.7 |

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注1) 平成20年度までの数値は、技術指導・相談についてのアンケート調査において、「良かった」から「悪かった」までの5段階評価で「良かった」及び「概ね良かった」の上位評価を得た割合であり、括弧書きで記載しています。

アンケートは酒類製造業者を対象としており、酒類製造業者は高い水準の醸造技術が求められることから、平成21年度からは、アンケート調査を「極めて良かった」から「極めて悪かった」の7段階評価で行い、「極めて良かった」及び「良かった」の上位評価を得た割合に変更し、「概ね良かった」を上位評価に含めないこととします。なお、アンケート調査の概要についてはP141参照。

(注2) 平成19年度の実績値は、事務年度にて集計。

ハ 酒類の安全性にかかる成分の実態把握等

市販酒類買上げ調査において、食品衛生法で使用基準がある食品添加物や、含有量に規制のある汚染物質、さらには国内外で取り上げられている酒類の安全性にかかる成分について調査した上、その結果について国税庁ホームページの「酒類の品質及び安全性の確保」(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/anzen/index.htm>)で公表しました。

また、食品の成分等に関する国際規格を定めているコーデックス委員会において平成23年7月に、特定の果実を原料とした蒸留酒に生成するカルバミン酸エチル(汚染物質の一種)の低減策を取りまとめた実施規範が策定されたことから、国税庁ホームページに「酒類中のカルバミン酸エチルについて」(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/anzen/joho/joho01.htm>)を開設するなど、酒類製造業者に対する指導相談や情報提供を実施しました。

二 酒類の安全性確保

福島第一原子力発電所事故の発生を受け、食品の安全性に対する国民の強い関心を踏まえ、酒類の安全性の確保に万全を期す観点から、酒類総合研究所と連携し以下の施策を実施しました。

(イ) 国内全ての酒類製造業者に対して、放射能汚染防止のため遵守すべき事項や、放射線に関する基礎知識などの技術情報を提供しました。

(ロ) 酒類製造場内にある出荷前の酒類及び醸造用水の放射性物質に関する調査を実施し、酒類の安全性を確認しました。

(ハ) 安全な酒類製造を進める上での技術的疑問点などに関する技術相談に対応しました。

また、放射能分析の結果については、随時国税庁ホームページ「酒類等の放射能分析結果」(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/anzen/radioactivity.htm>)で公表しています。なお、平成24年5月末現在、全国約2,800点の酒類及び醸造用水について分析を行いました。食品衛生法上の新基準値(平成24年4月1日施行)を超過するものはありませんでした。

ホ 酒類製造業者に対する表示事項確認調査

消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を行うとともに、市販酒類買上げ調査の結果を踏まえ、適正な表示が確保されるよう指導等に努めました。

○参考指標 2-3：酒類製造業者に対する表示事項確認調査実施件数 (単位：件)

| 事務年度 | 平成19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|--------|--------|-------|-------|------|------|
| 調査実施件数 | 1,347 | 1,322 | 1,170 | 930 | 914 |

(出所) 課税部酒税課調

(2) 酒類の公正な取引環境の整備

[平成23事務年度実施計画]

酒税の確保及び酒類の取引の安定を図るため、酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、平成18年8月に公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」(以下「指針」といいます。)を引き続き周知するとともに、取引状況等実態調査を実施し、指針に則していない取引(合理的な価格の設定が行われていない等)が認められた場合には改善を指導し、必要に応じて公正取引委員会と連携して、酒類の公正な取引環境の整備に取り組みます。

なお、改善を指導した酒類業者に対して、改善状況を確認する必要がある場合には、フォローアップ調査を実施し、取引の改善を促します。

[施策の実施状況]

酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、指針について引き続き周知・啓発を行うとともに、これに基づき、市場に大きな影響を与える取引を行っていると思われる大規模事業者等に対し、複数の国税局が連携するなどして、深度ある取引状況等実態調査を実施しました。

調査の結果、指針に即していない取引が認められた場合には、文書等により改善指導を行うとともに、必要に応じて公正取引委員会と連携して対応しました。

なお、改善を指導した酒類業者に対して、改善状況を確認する必要がある場合には、フォローアップ調査を実施し、取引の改善を促しました。

その結果、業績指標に掲げた「酒類の取引状況等実態調査による指導事項の改善割合」については87.6%となり、目標を達成することができました。

○参考指標 2-4：酒類業者に対する酒類の取引状況等実態調査件数 (単位：件)

| 会計年度 | 平成19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 調査件数 | 2,160 | 3,257 | 3,259 | 2,225 | 1,797 |

(出所)「酒類の取引状況等実態調査実施状況の公表について 平成22事務年度分(平成22年7月～平成23年6月)」(平成23年12月 課税部酒税課) (<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/koseitorihiki/111222/pdf/01.pdf>)

◎業績指標 2-2：酒類の取引状況等実態調査による指導事項の改善割合 (単位：%)

| 事務年度 | 平成19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | |
|------|--------|------|------|------|------|------|
| | | | | | 目標値 | 実績値 |
| 改善割合 | 62.0 | 80.9 | 92.3 | 92.6 | 80 | 87.6 |

(出所)「酒類の取引状況等実態調査実施状況の公表について 平成22事務年度分(平成22年7月～平成23年6月)」(平成23年12月 課税部酒税課) (<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/koseitorihiki/111222/pdf/01.pdf>)

(注) 改善割合とは、フォローアップ調査を実施した場数のうち、改善指導を行った取引等のすべて又は一部が改善された場数の割合をいいます。

(3) 構造・経営戦略上の問題への対応策

イ 経営改善等に対する支援

[平成23事務年度実施計画]

酒類業の経営改善等に対しては、業界動向を客観的に把握・分析してその結果を情報提供することにより、酒類業者が経営上の問題点を認識して適切な企業経営を図れるよう支援します。

また、酒類業組合等の要請に基づき、経営指導の専門家等による研修の実施や国税庁ホームページなどによる成功事例、各種中小企業施策に関する情報提供を引き続き行うとともに、官民の役割分担

を踏まえ必要な支援をします。

[施策の実施状況]

酒類業の経営改善等に対しては、引き続き、①業界動向を客観的に把握・分析して、その結果を国税庁ホームページを活用して情報提供するとともに、②経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催し、中小酒類業者における経営革新等の取組事例の紹介や中小企業に対する各種施策の説明を行い、経営改善等に向けた自主的な取組を支援しました。

ロ 輸出環境の整備等

[平成23事務年度実施計画]

酒類業の活性化に向けた取組の一環として、官民の役割分担に配慮しつつ、日本産酒類の輸出環境の整備に取り組みます。

また、我が国が推進する経済連携協定等の締結交渉（EPA締結交渉等）については、国内酒類産業の実情を踏まえつつ適切に対処します。

[施策の実施状況]

福島第一原子力発電所の事故を受け、我が国から輸出される酒類については、一部の輸出先から政府等が発行する輸出証明書を求められているため、国税局において輸出酒類に係る輸出証明書を発行する体制を整備し、平成24年6月末時点の累計で3,617件発行しました。さらに、輸出先に対しては、規制の解除・緩和の働きかけを外務省を通じて行い、その結果、EUについては、酒類の一部品目（清酒、ウイスキー、しょうちゅう）が規制対象から除外されました。

また、国際会議のレセプションを始めとする政府行事等において日本産酒類を使用する旨の働きかけ、在外公館主催の日本産酒類セミナー等における講師派遣等を実施しました。

ペルーとの間では、酒類に係る関税の引下げ又は撤廃が盛り込まれた経済連携協定（EPA）が平成24年3月1日に発効しました。平成23事務年度に実施された経済連携協定（EPA）交渉においては、政府の方針の下で、国内酒類業界や将来的な他国との交渉に与える影響も考慮しつつ、輸出環境整備の観点から対応しました。

ハ 単式蒸留しょうちゅう製造業の近代化の促進

[平成23事務年度実施計画]

日本酒造組合中央会では、単式蒸留しょうちゅう製造業の近代化に資するため、「清酒製造業等の安定に関する特別措置法」（以下「清酒業等安定法」といいます。）に基づき、蒸留廃液（いわゆるしょうちゅう粕）処理設備の購入等に係る助成、構造改善や経営の近代化等に関する調査・研究、人材育成のための研修等の事業を行っています。

これらの事業は、中小企業が多数を占める単式蒸留しょうちゅう業界にあって、個々の企業の自助努力だけでは難しいことから、補助金等を交付し支援していきます。

（注1）単式蒸留しょうちゅう製造業の近代化促進のための支援については、清酒業等安定法に基づき、日本酒造組合中央会に基金（単式蒸留しょうちゅう業対策基金）を設け、その運用益等により実施してきたところですが、第3回行政刷新会議（平成21年11月）における基金の見直し方針に基づき、当該基金の原資となった補助金相当額を国に返納し、平成22年度から必要額を毎年度の予算措置（単式蒸留しょうちゅう製造業近代化事業費等補助金）に切り替えることとしています。

（注2）従来、蒸留廃液は海洋投入による廃棄処分が行われてきましたが、海洋汚染防止の観点から採択されたロンドン条約への対応のため、その全量を陸上処理に移行することとしています。

[施策の実施状況]

単式蒸留しょうちゅう製造業の近代化に資するため、日本酒造組合中央会に対し補助金（平成23年度執行額：271百万円）を交付し、日本酒造組合中央会が実施する事業の支援に努めました。

なお、日本酒造組合中央会においては、交付を受けた補助金により、蒸留廃液処理設備の購入等に係る助成、構造改善や経営の近代化等に関する調査・研究、人材育成のための研修等の事業を実施しました。

特に、重点事業として実施している蒸留廃液処理設備の購入等に係る助成事業について

は、処理設備の設置促進が図られてきた結果、平成22年度において陸上処理割合100%を達成しています。これを維持するため、平成23年度においても、引き続き必要な設備の更新、高度化処理等に係る助成事業を行いました。

日本酒造組合中央会では、今後も引き続き陸上処理割合100%が維持できるよう必要な事業を行っていくこととしています。

○参考指標 2-5：蒸留廃液の陸上処理割合 (単位：%)

| 会計年度 | 平成19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|--------|--------|------|------|-------|-------|
| 陸上処理割合 | 95.9 | 97.1 | 98.2 | 100.0 | 100.0 |

(出所) 日本酒造組合中央会調

(4) 独立行政法人酒類総合研究所との連携

[平成23事務年度実施計画]

酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応のほか、原料・製造方法等により、酒類の品目及び税率が定められている酒税の課税や適正表示に関する高度な分析などについて、独立行政法人酒類総合研究所と連携して行います。

[施策の実施状況]

酒類の放射能分析のほか、原料・製造方法等により、酒類の品目及び税率等が定められている酒税の課税や適正表示のため、使用原料を推定するといった高度な分析についても酒類総合研究所と連携して行いました。

また、コーデックス委員会において議論されている酒類の安全性に係る食品添加物や汚染物質について、酒類総合研究所と連携し、実態把握のための酒類の分析や汚染物質の低減方法の検討を行い、その結果等に基づいて、酒類製造業者に対し、指導相談や情報提供を行いました。

(5) 未成年者飲酒防止対策等の推進

[平成23事務年度実施計画]

未成年者飲酒防止等の社会的要請に対応するため、酒類販売管理研修実施団体に対して適切な酒類販売管理研修の実施について指導を行うほか、酒類販売業者の酒類販売管理者選任義務や未成年者の飲酒防止に関する表示基準の履行状況について、酒類の販売管理調査の適切な実施に努めるなど、酒類の適正な販売管理の確保に努めます。

さらに、関係各省庁と連携して全国的な広報啓発活動を行うほか、酒類業界が取り組んでいる未成年者飲酒防止キャンペーンや酒類自動販売機撤廃の取組等について支援するなど、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図ります。

[施策の実施状況]

酒類の適正な販売管理の確保を図るため、酒類販売管理研修実施団体に対して、酒類販売管理研修の適切な実施について指導しました。また、酒類販売管理者の選任義務や「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」に基づく表示義務の履行状況については、酒類販売管理協力員等を通じて17,543場の酒類小売販売場の情報収集を行うとともに、10,305場に臨場して酒類の販売管理調査を行い、問題が認められた販売場に対しては改善を指導しました。

また、毎年4月の「未成年者飲酒防止強調月間」において、関係省庁と連携した啓発活動を実施するなど、適正な販売管理体制の整備が図られるよう努めました。

なお、関係組合等が実施した「未成年者飲酒防止キャンペーン」や酒類自動販売機撤廃の自主的な取組を支援するとともに、年齢確認ができない従来型機の酒類自動販売機については、更なる減少に向けて引き続き撤去を指導しました。

○参考指標 2-6：酒類販売管理協力員による酒類販売場の確認場数 (単位：場)

| 会計年度 | 平成19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 確認場数 | 20,770 | 20,727 | 21,549 | 21,457 | 17,543 |

(出所) 課税部酒税課調

○参考指標 2-7：酒類販売管理調査場数 (単位：場)

| 事務年度 | 平成19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 確認場数 | 16,466 | 11,600 | 15,426 | 13,867 | 10,305 |

(出所) 課税部酒税課調

○参考指標 2-8：酒類自動販売機の設置状況 (単位：台)

| 会計年度 | 平成19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|------|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 設置台数 | 内12,784 33,763 | 内9,873 29,685 | 内8,943 29,246 | 内7,688 26,830 | 内6,652 26,128 |

(出所) 『酒類自動販売機の設置状況』(平成23年4月1日現在)の公表について(平成23年11月 課税部酒税課)
(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/miseinen/jihanki2011/02.htm>)

(注1) 翌年度4月1日現在の状況です。

(注2) 内書きは、未成年者のアクセスの防止が可能となるよう技術的改良がなされた酒類自動販売機以外の酒類自動販売機の設置台数を示します。

(注3) 22年度は、東日本大震災の影響のため、仙台局を除いた計数となっています。なお、21年度の仙台局を除いた設置台数の内書きは28,073台、内書きは8,693台となります。

(6) 酒類に係る資源の有効な利用の確保

[平成23事務年度実施計画]

酒類容器のリサイクルや酒類の製造過程において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業者の取組が促進されるよう、引き続き周知・啓発に努めます。

[施策の実施状況]

10月の「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」において、酒類業者や消費者における酒類容器のリサイクルへの取組が一層推進されるよう、酒類業団体等を通じて周知・啓発を行い、酒類に係る資源の有効な利用の確保に努めました。また、平成24年度から新たに一部の業種について食品廃棄物の発生抑制の暫定目標値が設定されることとなったことから、酒類業者に対して当該暫定目標値の周知を行うとともに、暫定目標値の設定対象外となった業種においても、食品廃棄物の発生抑制に努めるよう酒類業団体を通じて啓発を行いました。

○参考指標 2-9：酒類業組合等に対する行政施策の説明回数 (単位：回)

| 会計年度 | 平成19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 説明回数 | 12,218 | 10,425 | 9,376 | 8,279 | 8,617 |

(出所) 課税部酒税課調

(注1) 説明回数は、説明会等において複数の行政施策を説明した場合には、重複して集計しています。

なお、行政施策の説明は、税制改正や制度改正等の周知等を目的としており、各年度によって、開催回数に変動があります。

(注2) 平成19年度の実績値は、事務年度にて集計。

4. 平成22事務年度実績の評価結果の平成23事務年度施策等への反映状況

酒類の安全性の確保と品質水準向上への対応については、市販酒類の分析等や酒類の表示義務事項等の確認を行うほか、酒類総合研究所の研究結果を活用しつつ、製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を実施しました。

中小酒類業者の経営改善等については、酒類業組合等からの要請に基づき経営指導の専門家等を講師とした研修等を行うことにより、酒類業者の自主的な取組を支援したほか、輸出環境の整備については、酒類輸出に関する手続についての情報提供や経済連携協定(EPA)締結交渉への対応等を行いました。

酒類総合研究所との連携による技術面における取組等については、酒税の課税や適正表示に関する高度な分析や、コーデックス委員会で議論されている酒類の安全性に係る食品添加物や汚染物質への対応等を行いました。

酒類の公正な取引環境の整備については、酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、指針を周知するほか、取引状況等実態調査を実施し、合理的でない取引が認められた場合には改善

を指導するとともに、必要に応じて公正取引委員会と連携して、酒類の公正な取引環境の整備に取り組みました。

未成年者飲酒防止対策等の推進については、適正な販売管理体制の整備や、業界の自主的な取組への支援を行うとともに、酒類販売協力員を通じて収集した情報を活用するなどして、適切に酒類の販売管理調査を実施しました。

また、酒類に係る資源の有効な利用の確保については、酒類容器のリサイクルや酒類製造過程で生ずる食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業界の取組が促進されるよう、周知・啓発し、関係省庁と連携して法令に基づく適切な処理に努めました。

5. 目標を巡る現状・外部要因等の動向

「目標を巡る現状・外部要因等の動向」については、「3. 平成23事務年度の事務運営の報告」において、業績指標・参考指標と併せて記述しています。

6. 今後の施策等に反映すべき事項

(1) 施策への反映に向けた提言

酒類の安全性の確保と品質向上については、市販酒類の分析等や酒類の表示義務事項の確認を行うほか、福島第一原子力発電所の事故を受け、酒類等の放射性物質にかかる調査等必要な施策を行っていきます。また、酒類製造業者に対する指導相談の実施に当たっては、引き続き、酒類総合研究所の研究結果を活用しつつ、各製造場の状況に応じて具体的に対応するよう努めます。

中小酒類業者の経営改善等については、経営指導の専門家等を講師とした研修等を行うことにより、引き続き、酒類業者の自主的な取組を支援していきます。

輸出環境の整備については、酒類の輸出に関する手続きの情報提供や経済連携協定（EPA）の締結交渉等への対応等を行っていきます。

また、平成24年5月には国家戦略担当大臣が「ENJOY JAPANESE KOKUSHU（國酒を楽しもう）」プロジェクトを立ち上げており、酒類業所管官庁として引き続き同プロジェクトに協力していきます。

単式蒸留しょうちゅう製造業の近代化の促進については、中小企業が多数を占める業界にあって、個々の企業の自助努力だけでは難しいことから、引き続き補助金等の交付を行うことにより支援していきます。

酒類総合研究所との連携による技術面における取組等については、酒類の安全性、酒税の課税、適正表示などに関する高度な分析等を実施します。

酒類の公正な取引環境の整備については、引き続き、取引状況等実態調査の実施等を通じた指導に努めるとともに、必要に応じて公正取引委員会と連携して取り組みます。

なお、調査において改善を指導した酒類業者に対して、改善状況を確認する必要がある場合には、フォローアップ調査を実施し、取引の改善を促します。

なお、平成24事務年度実施計画においては、業績指標「酒類の取引状況等実態調査による指導事項の改善割合」について目標値を現行の80%から90%に引き上げました。

未成年者飲酒防止対策等の推進については、引き続き、適正な販売管理体制の整備や、業界の自主的な取組への支援を行うとともに、酒類販売協力員を通じて収集した情報を活用するなどして、適切な酒類の販売管理調査の実施に努めます。

また、酒類に係る資源の有効な利用の確保については、酒類容器のリサイクルや酒類製造過程で生ずる食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業界の取組が推進されるよう、引き続き周知・啓発に努めます。

(2) 平成25年度予算要求等への反映

消費者の立場に立ち酒類の安全性の確保等を図るとともに、未成年者飲酒防止等の社会的要請、酒類業界を取り巻く環境の変化に対応した酒類業の健全な発展に向けた諸施策について、コスト削減にも配慮しつつ、必要な経費の確保に努めます。

3 東日本大震災への対応

実績目標 1 関係（内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収）

7. 酒類業免許等・・・「業績目標 1-2-1」関係

[平成23事務年度実施計画]

被災した酒類製造場等に係る免許手続等について講じている弾力的措置について、被災状況等に応じて、引き続き、適切に対応します。

[施策の実施状況]

地震等により甚大な被害を受けた酒類業者及び酒類業組合等に対しては、その被害状況等を踏まえ、現行法令に基づき、免許等の手続や被災酒類に係る酒税相当額の還付手続について、酒類業者の事務負担の軽減などを図るため、前年度に措置した通達等に基づき、適切に対応しました。

また、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第119号）」が平成23年12月14日に施行され、東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた清酒等の製造者の皆様については、平成23年4月に遡って「被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例」が適用されることとなったことから、酒類製造者に対して制度の周知に努めたほか、甚大な被害を受けたことの確認や特例適用対象者に係る酒税の減額更正の処理を行いました。

実績目標 2 関係（酒類業の健全な発達の促進）

[平成23事務年度実施計画]

東北地方を中心として、地震等により甚大な被害を受けた酒類業者及び酒類業組合等が多数あることから、被災状況や酒類業組合等からの要望を踏まえて復旧・復興への必要な支援を行うよう努めます。

また、福島第一原子力発電所における事故を踏まえた、酒類についての安全性対策、風評被害対策、輸出酒類に係る安全証明書の発行等について、適切に対応します。

[施策の実施状況]

地震等により甚大な被害を受けた酒類業者等に対する免許等の手続や被災酒類に係る酒税相当額の還付などを適切に行った（実績目標 1 関係 7. 「酒類業免許等」に掲げる施策）ほか、復興支援研修会の開催や情報提供等の支援を行いました。

また、福島第一原子力発電所の事故に伴う輸出先の輸入規制については、国税局において輸出酒類に係る輸出証明書の発行を行うなど適切に対応するとともに、輸出先に対する規制の解除、緩和の働きかけを外務省を通じて行いました。

1 被災した中小酒類業者に対する復興支援研修会の開催

中小企業診断士等の専門家を講師として、中小企業庁が実施している各種震災関連支援施策の紹介やその具体的な活用方法などをテーマとした、復興支援研修会を開催しました。

2 中小企業向け施策の効果的活用に向けた支援

中小酒類業者が活用可能な各種中小企業施策（中小企業等復旧・復興支援補助、東日本大震災復興特別貸付等）に関する情報提供をきめ細かく実施したほか、各種中小企業施策の活用に関する相談に対し、関係行政機関と協調して、復興事業計画の作成支援等を含め適切に対応しました。

3 原発事故に伴う輸出先の輸入規制への対応

福島第一原子力発電所の事故を受け、我が国から輸出される酒類については、一部の輸出先から政府等が発行する輸出証明書を求められているため、国税局における輸出酒類に

係る輸出証明書を発行する体制を整備しました。さらに、輸出先に対しては、規制の解除・緩和の働きかけを外務省を通じて行い、その結果、E Uについては、酒類の一部品目（清酒、ウイスキー、しょうちゅう）が規制対象から除外されました。

【注：実績目標 2 3. (3)ロ「輸出環境の整備等」の再掲】

4 酒類の安全性確保

福島第一原子力発電所事故の発生を受け、食品の安全性に対する国民の強い関心を踏まえ、酒類の安全性の確保に万全を期するため、酒類総合研究所と連携し以下の施策を実施しました。

- (1) 国内全ての酒類製造業者に対して、放射能汚染防止のため遵守すべき事項や、放射線に関する基礎知識などの技術情報を提供しました。
- (2) 酒類製造場内にある出荷前の酒類及び醸造用水の放射性物質に関する調査を実施し、酒類の安全性を確認しました。
- (3) 安全な酒類製造を進める上での技術的疑問点などに関する技術相談に対応しました。
また、放射能分析の結果については、随時国税庁ホームページ「酒類等の放射能分析結果」(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/anzen/radioactivity.htm>)で公表しています。なお、平成24年5月末現在、全国約2,800点の酒類及び醸造用水について分析を行いました。食品衛生法上の新基準値（平成24年4月1日施行）を超過するものはありませんでした。

【注：実績目標 2 3. (1)二「酒類の安全性確保」の再掲】

○ 国税局及び酒類指導官設置署等一覧表(平成25年1月1日現在)

【国税局・国税事務所及び酒類業調整官派遣先税務署】

| 局・所名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 | 酒類業調整官 派遣先税務署 |
|---------|----------|-----------------------------------|--------------|-------------------------------|
| 札幌国税局 | 060-0042 | 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎 | 011-231-5011 | 札幌北、旭川中 |
| 仙台国税局 | 980-8430 | 仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎 | 022-263-1111 | 青森、盛岡、秋田南、 山形、福島 |
| 関東信越国税局 | 330-9719 | さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 | 048-600-3111 | 水戸、宇都宮、前橋、 熊谷、浦和、新潟、 長野 |
| 東京国税局 | 100-8102 | 千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎第3号館 | 03-3216-6811 | 千葉東、神田、豊島、 横浜中、甲府 |
| 金沢国税局 | 920-8586 | 金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎 | 076-231-2131 | 富山、金沢、福井 |
| 名古屋国税局 | 460-8520 | 名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎 | 052-951-3511 | 岐阜北、静岡、 名古屋中、津 |
| 大阪国税局 | 540-8541 | 大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館 | 06-6941-5331 | 大津、伏見、南、 西宮、奈良、和歌山 |
| 広島国税局 | 730-8521 | 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎1号館 | 082-221-9211 | 松江、岡山東、 広島東、山口 |
| 高松国税局 | 760-0018 | 高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎 | 087-831-3111 | 徳島、高松、松山、 高知 |
| 福岡国税局 | 812-8547 | 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎 | 092-411-0031 | 博多、佐賀、長崎 |
| 熊本国税局 | 860-8603 | 熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎1号館 | 096-354-6171 | 大分、宮崎、鹿児島 |
| 沖縄国税事務所 | 900-8554 | 那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎 | 098-867-3601 | — |

【酒類指導官設置税務署】

【札幌国税局管内】

| 設置税務署 | 管轄している税務署 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|-------|---|----------|-----------------------|--------------|
| 札幌北 | 札幌中、札幌南、札幌西、札幌東、小樽、室蘭、岩見沢、苫小牧、倶知安、余市、浦河 | 001-0031 | 札幌市北区北31条西7丁目3番1号 | 011-707-5111 |
| 函館 | 八雲、江差 | 040-0014 | 函館市中島町37番1号 | 0138-31-3171 |
| 旭川中 | 旭川東、留萌、稚内、名寄、滝川、深川、富良野 | 078-8504 | 旭川市宮前通東4155番31 旭川合同庁舎 | 0166-90-1451 |
| 帯広 | 釧路、根室、十勝池田 | 080-0015 | 帯広市西5条南6丁目1番地 | 0155-24-2161 |
| 北見 | 網走、紋別 | 090-0018 | 北見市青葉町3番1号 | 0157-23-7151 |

【仙台国税局管内】

| 設置税務署 | 管轄している税務署 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|-------|--------------------------|----------|-----------------------|--------------|
| 青森 | 弘前、八戸、黒石、五所川原、十和田、むつ | 030-0861 | 青森市長島1丁目3番5号 青森第二合同庁舎 | 017-776-4241 |
| 盛岡 | 宮古、大船渡、水沢、花巻、久慈、一関、釜石、二戸 | 020-8677 | 盛岡市本町通3丁目8番37号 | 019-622-6141 |
| 仙台北 | 仙台中、仙台南、石巻、塩釜、大河原 | 980-8402 | 仙台市青葉区上杉1丁目1番1号 | 022-222-8121 |
| 古川 | 気仙沼、築館、佐沼 | 989-6185 | 大崎市古川旭6丁目2番15号 | 0229-22-1711 |
| 秋田南 | 秋田北、能代、横手、大館、本荘、湯沢、大曲 | 010-8622 | 秋田市中通5丁目5番2号 | 018-832-4121 |
| 山形 | 米沢、新庄、寒河江、村山、長井 | 990-8606 | 山形市大手町1番23号 | 023-622-1611 |
| 鶴岡 | 酒田 | 997-0033 | 鶴岡市泉町5番70号 | 0235-22-1401 |
| 福島 | 相馬、二本松 | 960-8620 | 福島市森合町16番6号 | 024-534-3121 |
| 会津若松 | 喜多方、田島 | 965-8686 | 会津若松市城前1番82号 | 0242-27-4311 |
| 郡山 | いわき、白河、須賀川 | 963-8655 | 郡山市堂前町20番11号 | 024-932-2041 |

【関東信越国税局管内】

| 設置税務署 | 管轄している税務署 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|-------|---------------------------|----------|------------------------|--------------|
| 水戸 | 日立、土浦、古河、下館、竜ヶ崎、太田、潮来 | 310-8666 | 水戸市北見町1番17号 | 029-231-4211 |
| 宇都宮 | 足利、栃木、佐野、鹿沼、真岡、大田原、氏家 | 320-8655 | 宇都宮市昭和2丁目1番7号 | 028-621-2151 |
| 前橋 | 高崎、桐生、伊勢崎、沼田、館林、藤岡、富岡、中之条 | 371-8686 | 前橋市表町2丁目16番7号 | 027-224-4371 |
| 熊谷 | 川越、行田、秩父、所沢、本庄、東松山 | 360-8620 | 熊谷市仲町41番地 | 048-521-2905 |
| 浦和 | 川口、西川口、大宮、春日部、上尾、越谷、朝霞 | 330-9590 | さいたま市浦和区常盤4丁目11番19号 | 048-833-2651 |
| 新潟 | 新津、巻、新発田、村上、佐渡 | 951-8685 | 新潟市中央区営所通二番町692番地の5 | 025-229-2151 |
| 長岡 | 三条、柏崎、小千谷、十日町、糸魚川、高田 | 940-8654 | 長岡市千歳1丁目3番88号 長岡地方合同庁舎 | 0258-35-2070 |
| 長野 | 上田、信濃中野、佐久 | 380-8612 | 長野市西後町608番地の2 | 026-234-0111 |
| 松本 | 飯田、諏訪、伊那、大町、木曾 | 390-8710 | 松本市城西2丁目1番20号 | 0263-32-2790 |

【東京国税局管内】

| 設置税務署 | 管轄している税務署 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|-------|----------------------------------|----------|-----------------------------|--------------|
| 千葉東 | 千葉南、千葉西、館山、木更津、茂原 | 260-8577 | 千葉市中央区祐光1丁目1番1号 | 043-225-6811 |
| 松戸 | 市川、船橋、柏 | 271-8533 | 松戸市小根本53番地の3 | 047-363-1171 |
| 成田 | 銚子、佐原、東金 | 286-8501 | 成田市加良部1丁目15番地 | 0476-28-5151 |
| 神田 | 麹町、日本橋、京橋、芝、麻布、江東西、江東東、江戸川北、江戸川南 | 101-8464 | 千代田区神田錦町3丁目3番地 | 03-3294-4811 |
| 品川 | 荏原、目黒、大森、雪谷、蒲田、世田谷、北沢、玉川、渋谷 | 108-8622 | 港区高輪3丁目13番22号 | 03-3443-4171 |
| 東京上野 | 小石川、本郷、浅草、本所、向島、王子、荒川、足立、西新井、葛飾 | 110-8607 | 台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎 | 03-3821-9001 |
| 豊島 | 四谷、新宿、中野、杉並、荻窪、板橋、練馬東、練馬西 | 171-8521 | 豊島区西池袋3丁目33番22号 | 03-3984-2171 |
| 立川 | 八王子、武蔵野、青梅、武蔵府中、町田、日野、東村山 | 190-8565 | 立川市高松町2丁目26番12号 | 042-523-1181 |
| 横浜中 | 保土ヶ谷、横浜南、戸塚、横須賀、鎌倉 | 231-8550 | 横浜市中区山下町37番地9号 横浜地方合同庁舎 | 045-651-1321 |
| 川崎北 | 鶴見、神奈川、緑、川崎南、川崎西 | 213-8503 | 川崎市高津区久本2丁目4番3号 | 044-852-3221 |
| 厚木 | 平塚、藤沢、小田原、相模原、大和 | 243-8577 | 厚木市岡田3050 厚木アクストメインタワー6階 | 046-221-3261 |
| 甲府 | 山梨、大月、鵜沢 | 400-8584 | 甲府市丸の内1丁目1番18号 | 055-254-6105 |

【金沢国税局管内】

| 設置税務署 | 管轄している税務署 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|-------|----------------|----------|--------------------------|--------------|
| 富山 | 高岡、魚津、砺波 | 930-8530 | 富山市丸の内1丁目5番13号 富山丸の内合同庁舎 | 076-432-4191 |
| 金沢 | 七尾、小松、輪島、松任 | 920-8505 | 金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎 | 076-261-3221 |
| 福井 | 敦賀、武生、小浜、大野、三国 | 910-8566 | 福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎 | 0776-23-2690 |

【名古屋国税局管内】

| 設置税務署 | 管轄している税務署 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|-------|-------------------------|----------|-------------------------------|--------------|
| 岐阜北 | 岐阜南、大垣、高山、多治見、関、中津川 | 500-8711 | 岐阜市千石町1丁目4番地 | 058-262-6131 |
| 静岡 | 清水、沼津、熱海、三島、島田、富士、藤枝、下田 | 420-8606 | 静岡市葵区追手町10番88号 | 054-252-8111 |
| 浜松西 | 浜松東、磐田、掛川 | 430-8585 | 浜松市中区中央1丁目12番4号 浜松合同庁舎 | 053-555-7111 |
| 名古屋中村 | 名古屋西、中川、一宮、半田、津島 | 453-8686 | 名古屋市中村区太閤3丁目4番1号 | 052-451-1441 |
| 名古屋中 | 千種、名古屋東、名古屋北、昭和、尾張瀬戸、小牧 | 460-8522 | 名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎 | 052-962-3131 |
| 熱田 | 豊橋、岡崎、刈谷、豊田、西尾、新城 | 456-8711 | 名古屋市熱田区花表町7番17号 | 052-881-1541 |
| 津 | 四日市、伊勢、松阪、桑名、上野、鈴鹿、尾鷲 | 514-8545 | 津市桜橋2丁目99番地 | 059-228-3131 |

【大阪国税局管内】

| 設置税務署 | 管轄している税務署 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|-------|---------------------------------|----------|---------------------------------|--------------|
| 大津 | 彦根、長浜、近江八幡、草津、水口、今津 | 520-8510 | 大津市京町3丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎 | 077-524-1111 |
| 上京 | 左京、中京、東山、下京、右京、園部 | 602-8555 | 京都市上京区一条通西洞院東入元真如堂町358 | 075-441-9171 |
| 伏見 | 宇治 | 612-0084 | 京都市伏見区鑓屋町 | 075-641-5111 |
| 福知山 | 舞鶴、宮津、峰山、豊岡、和田山、柏原 | 620-0055 | 福知山市篠尾新町1丁目37番地 | 0773-22-3121 |
| 東 | 大阪福島、西淀川、東成、旭、城東、東淀川、北、大淀、枚方、門真 | 540-8557 | 大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館 | 06-6942-1101 |
| 南 | 西、港、天王寺、浪速、生野、阿倍野、住吉、東住吉、西成 | 542-8586 | 大阪市中央区谷町7丁目5番23号 | 06-6768-4881 |
| 堺 | 岸和田、泉大津、泉佐野 | 590-8550 | 堺市堺区南瓦町2番20号 | 072-238-5551 |
| 茨木 | 豊能、吹田 | 567-8565 | 茨木市上中条1丁目9番21号 | 072-623-1131 |
| 東大阪 | 八尾、富田林 | 577-8666 | 東大阪市永和2丁目3番8号 | 06-6724-0001 |
| 神戸 | 兵庫、長田、須磨、洲本 | 650-8511 | 神戸市中央区中山手通2丁目2番20号 | 078-391-7161 |
| 姫路 | 相生、龍野 | 670-8543 | 姫路市北条1丁目250番地 | 079-282-1135 |
| 明石 | 加古川、西脇、三木、社 | 673-8555 | 明石市田町1丁目12番1号 | 078-921-2261 |
| 西宮 | 灘、尼崎、芦屋、伊丹 | 662-8585 | 西宮市江上町3番35号 | 0798-34-3930 |
| 奈良 | 葛城、桜井、吉野 | 630-8567 | 奈良市登大路町81 奈良合同庁舎 | 0742-26-1201 |
| 和歌山 | 海南、御坊、田辺、新宮、粉河、湯浅 | 640-8520 | 和歌山市湊通丁北1丁目1 | 073-424-2131 |

【広島国税局管内】

| 設置税務署 | 管轄している税務署 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|-------|---------------------------------------|----------|-----------------------------|--------------|
| 鳥取 | 米子、倉吉 | 680-8541 | 鳥取市富安2丁目89番地4 鳥取第一地方合同庁舎 | 0857-22-2141 |
| 松江 | 浜田、出雲、益田、石見大田、大東、西郷 | 690-8505 | 松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎 | 0852-21-7711 |
| 岡山東 | 岡山西、西大寺、児島、倉敷、玉島、津山、玉野、笠岡、高梁、新見、瀬戸、久世 | 700-8655 | 岡山市北区天神町3番23号 | 086-225-3141 |
| 広島東 | 広島南、広島西、広島北、三原、尾道、福山、府中、三次、庄原、廿日市、吉田 | 730-0012 | 広島市中区上八丁堀3番19号 | 082-227-1155 |
| 西条 | 呉、竹原、海田 | 739-8615 | 東広島市西条昭和町16番8号 | 082-422-2191 |
| 山口 | 下関、宇部、萩、徳山、防府、岩国、光、長門、柳井、厚狭 | 753-8509 | 山口市河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館 | 083-922-1340 |

【高松国税局管内】

| 設置税務署 | 管轄している税務署 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|-------|-----------------------------|----------|--------------------------------|--------------|
| 徳島 | 鳴門、阿南、川島、脇町、池田 | 770-0847 | 徳島市幸町3丁目54番地 | 088-622-4131 |
| 高松 | 丸亀、坂出、観音寺、長尾、土庄 | 760-0018 | 高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎 | 087-861-4121 |
| 松山 | 今治、宇和島、八幡浜、新居浜、伊予西条、大洲、伊予三島 | 790-0808 | 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎 | 089-941-9121 |
| 高知 | 安芸、南国、須崎、中村、伊野 | 780-0061 | 高知市栄田町2丁目2番10号 高知よさこい咲都合同庁舎 | 088-822-1123 |

【福岡国税局管内】

| 設置税務署 | 管轄している税務署 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|-------|-----------------------------|----------|--------------------------|--------------|
| 小倉 | 門司、若松、八幡、行橋 | 803-8602 | 北九州市小倉北区大手町13番17号 | 093-583-1331 |
| 博多 | 香椎、福岡、西福岡、直方、飯塚、田川、筑紫、老岐、厳原 | 812-8706 | 福岡市東区馬出1丁目8番1号 | 092-641-8131 |
| 久留米 | 大牟田、甘木、八女、大川 | 830-8688 | 久留米市諏訪野町2401の10 | 0942-32-4461 |
| 佐賀 | 唐津、鳥栖、伊万里、武雄 | 840-8611 | 佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第二合同庁舎 | 0952-32-7511 |
| 長崎 | 佐世保、島原、諫早、福江、平戸 | 850-8678 | 長崎市松が枝町6番26号 | 095-822-4231 |

【熊本国税局管内】

| 設置税務署 | 管轄している税務署 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|-------|-------------------------------|----------|-----------------------|--------------|
| 熊本西 | 熊本東、八代、人吉、玉名、天草、山鹿、菊池、宇土、阿蘇 | 860-8624 | 熊本市中央区二の丸1番4号 | 096-355-1181 |
| 大分 | 別府、中津、日田、佐伯、臼杵、竹田、宇佐、三重 | 870-8616 | 大分市中島西1丁目1番32号 | 097-532-4171 |
| 宮崎 | 都城、延岡、日南、小林、高鍋 | 880-8666 | 宮崎市広島1丁目10番1号 | 0985-29-2151 |
| 鹿児島 | 川内、鹿屋、出水、指宿、種子島、知覧、伊集院、加治木、大隅 | 890-8691 | 鹿児島市荒田1丁目24番4号 | 099-255-8111 |
| 大島 | — | 894-8677 | 奄美市名瀬長浜町1番1号 名瀬地方合同庁舎 | 0997-52-4321 |

【沖縄国税事務所管内】

| 設置税務署 | 管轄している税務署 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|-------|------------------|----------|-------------------|--------------|
| 那覇 | 宮古島、石垣、北那覇、名護、沖縄 | 900-8543 | 那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎 | 098-867-3101 |

e-Taxを始めよう！ 国税の各種手続がインターネットで！



e-Tax で利用できる酒税関係の手続

酒税の申請

酒税に関する申請・届出を提出できます。

酒税の申告

酒税の納税申告書など提出できます。

酒税の納付

酒税の納付ができます。

- 酒類販売業者の方が利用できる主な手続き
 - ・ 酒類の販売数量の報告
 - ・ 未成年者の飲酒防止に関する表示基準の実施状況等の報告
 - ・ 酒類の蔵置所設置（廃止）の報告 など
- 酒類製造業者の方が利用できる主な手続き
 - ・ 酒税の納税申告及び納付
 - ・ 酒類の製成及び移出の数量等の申告
 - ・ 酒類の移出数量明細の提出
 - ・ 酒類等の亡失・腐敗の届出 など

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。